

第7回横浜市都市美対策審議会政策検討部会

次 第

日 時 平成 26 年 1 月 21 日(火)
午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

会 場 横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室1

次 第

1 開 会

2 部会委員紹介

3 部会長挨拶

4 議 事

(1) 今後の都市デザイン行政について

ア (仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議)

イ 「(仮称)美しい港の景観形成構想」の検討について(審議)

ウ 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)

(2) その他

5 閉 会

資 料

資料1:(仮称)横浜都市デザインビジョンについて

資料2:「(仮称)美しい港の景観形成構想」の検討について

資料3:「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

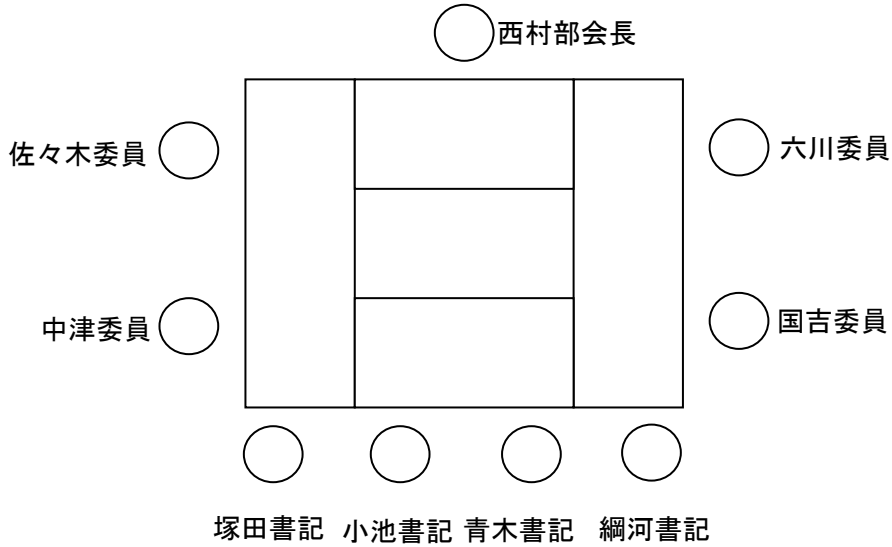
資料4:前回議事録(第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会)

【第7回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 座席表】

日時 平成26年1月21日（火） 午前9時30分から

会場 横浜市庁舎 5階 関係機関執務室1

速記録



記者席

事務局・説明者・関係者

傍聴者（5人）

受付



（出入口）

第7回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 委員名簿

開催日時:平成26年1月21日(火) 9:30-11:30

		氏名(敬称略)	現職等
1	部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長 (都市デザイン)
2	委員	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授 (景観)
3	"	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授 (ランドスケープ)
4	"	六川 勝仁	市民委員
5	"	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授 (都市デザイン)

6	書記	青木 治	横浜市都市整備局企画部長
7	"	綱河 功	横浜市都市整備局企画部都市デザイン室長
8	"	小池 政則	横浜市都市整備局地域まちづくり部長
9	"	塚田 洋一	横浜市都市整備局地域まちづくり部景観調整課長

(仮称) 横浜都市デザインビジョンについて

資料 1 - 1 横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言（案）

資料 1 - 2 横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言（案）概要版

横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言
(案)

横浜市都市美対策審議会
平成〇〇年〇月

目次 … 1

はじめに … 2

1 都市デザイン活動は今後も継続して推進するべきである … 3

2 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない … 5

3 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点 … 7

4 都市デザインの今後の展開 … 9

5 その他 … 11

はじめに

横浜市では1971年都市デザインの専門部署を設置して以来、先進的に都市デザイン活動を推進し、「都市デザイン白書 魅力ある都市へ」の刊行（1983年、1989年）、国際会議「ヨコハマ都市デザインフォーラム」の開催（1992年、1998年）等を通して、市民や専門家を交えた広い視野からの議論を行い、それまでの取組みの総括と今後の方向性を確認しながら都市デザイン活動を継続し、横浜の魅力と個性あるまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

一方、日本社会全体に少子高齢化が進み、情報技術の革新、経済等のグローバル化、さらには東日本大震災を契機とする災害に対する危機意識やコミュニティへの意識の高まりなど、都市を取り巻く環境や人々の価値観・考え方が大きく変わりつつあります。これからの都市は、環境保全と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人の繋がりなど多元的な価値が一層求められています。

また、横浜はその立地上、東京をはじめ周辺都市との連携を図りながら、世界的な大都市との都市間競争に勝ち抜く一方で、横浜の魅力と個性をさらに磨き上げ国内の各都市からも評価される必要があります。

今後も今まで積み重ねてきたものをさらに生かし、市民が愛し誇りとする魅力と個性のある都市づくりを進めるために、都市デザイン活動を継続して取り組んでいく必要があります。

私達は、2012年1月から2014年3月まで〇回の議論を重ね、横浜の都市デザインの今後の取組みの方向性について検討を重ねて来ました。ここにその結果を提言としてまとめ、横浜市の都市デザイン行政の新たな展開として活用されることを期待します。

1. 都市デザイン活動は今後も持続して推進すべきである

横浜の都市デザイン活動の当初から掲げている「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」は、新たな都市デザインのビジョンを描くにあたっては変わらない理念であると考えます。

この理念に基づいて横浜の都市デザイン活動は多様な実績を積み重ねて来ましたが、社会情勢の変化や都市に求められるものも変化して来ており、都市デザイン活動の進め方もこれに応じていく必要があります。

1-1. 都市デザイン活動の意義と役割を振り返る

都市には、経済性、機能性、効率性だけでなく、そこにいる人々が日々の生活に豊かさや幸せを感じられることが求められます。そのためには、「人々や様々な事物との出会いとふれあい」が重要であり、都市デザイン活動が、人々の「出会いとふれあい」を享受できるその街に相応しい魅力と個性ある都市空間を創り出します。人々は出会いを求めて街に出て、そしてふれあうことで様々な都市活動が生まれ育っていきます。異質のものとの出会いや衝突から新しいものが生まれ、都市の活力となってきたことは、150数年前の開港以来、横浜が体験してきたことです。

横浜で都市デザイン活動を開始した時代は、人口急増に伴う急速な都市開発の進展、スプロール化による生活環境の悪化、モータリゼーションの進展等の都市問題が顕著な時代であり、都市基盤等のハード整備が急速に進められた時代でした。これまで掲げてきた「都市デザイン活動の7つ目標」(以下、「7つの目標」という。)(注1)はこのような時代背景を受けて設定されたもので、主にハード整備を前提として「擁護すべき価値」をわかりやすい言葉で表現したものでした。横浜の都市デザイン活動は、この「7つの目標」を本質的に実現するため、既存の制度や考えにとらわれず、計画から実際の形に至るまで、総合的なデザインを行なうことにより、横浜を各都市からも評価される都市へと発展させ、日本の都市デザイン活動をリードしてきました。

これまでの「7つの目標」は、長年の取組みの成果としてまちづくりを行うなかで定着してきましたが、「個性と魅力ある人間的な都市空間の創造」を具体化するうえで重要な視点であると考えますので、今後も継承していく必要があります。

一方で、都市デザイン活動は「7つの目標」に限らず、都市に関する様々な価値や要求に応じていく必要があります。その活動には都市の中に様々な事物の関係性と持続性が求められ、ハード整備のみならず、施設の活用等のソフト面の充実によるハードとソフトを一連のものにとらえたデザインが求められています。

1-2. 都市デザイン活動の目標を今改めて描く

社会の変革期を迎えた現在、横浜の都市デザイン活動も、これまで積み重ねてきた実績を礎に、成熟した都市にふさわしい都市デザイン活動の目標を描きなおすことが必要です。

都市デザイン活動の本質は、都市で生活する人々や活動する人や組織、自然環境、社会状況、歴史や文化等の課題・魅力とその関係をきめ細やかに捉え、個別のデザインの向上はもとより、それらを相互に関連付けて都市全体の魅力を高めていく「関係性のデザイン」といえます。つまり、総合的・横断的な調整を通して、まちで活動するすべての関係者が積極的に関わる場を形成し、都市の様々な課題解決と魅力向上を進める、街全体の総合的なデザインなのです。

市民社会が成熟しつつある現在、まちづくりに主体的・自律的に参画し協働していこうという市民の動きが広がる一方で、個人の孤立やディスコミュニケーションが社会の大きな課題となっています。地域で暮らす人々の幸せを支える活動の一環として、シビックプライドを更に高めていく都市デザイン活動の重要さは増す一方です。

また、都市デザインは、建築デザイン等の個別のデザインとは異なり、完成がなく、様々な状況に対応した活動が常に生み出されていくような循環を創りだしていく、「持続性のデザイン」といえます。今後も絶え間なく都市デザイン活動を続けていくことで、様々な都市活動を生み出し、魅力と個性ある人間的都市空間を創造し、その結果として、都市に多くの人を惹きつけ、横浜の経済、文化、環境等における様々な価値を生み出していくことが可能となります。

これまでの横浜の都市デザインも、都市を利用する人の視点を大切にしながら空間を創りだしてきましたが、今後は、都市のストックを大切に使いこなしていくためのプロセスを含めたデザインが、横浜における市民社会の持続性のために必要不可欠です。

また、情報技術の革新や地球規模の環境問題などのグローバル化により、地球規模で物事を考え、地域社会を改善していく不断のイノベーションに都市デザインが対応していくことも求められています。

このような観点から、これまでの7つの目標を、これからの時代にふさわしい、「都市デザインの使命」として描きなおすことを提言します。

(注1)：都市デザインの7つの目標

都市デザイン活動を始めた当初より、都市空間を質的に向上させるため、機能性や経済性などの価値観に、美しさ、楽しさ、うるおいなどの美的、人間的価値をバランスさせ、美しく個性的で魅力あふれる都市空間の形成を目指して、次のような目標を掲げている。

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
- ② 地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにする。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にする。
- ⑥ 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦ 形態的、視覚的美しさを求める。

2. 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなばならない

横浜市は国際港湾都市、京浜工業地帯の中核を担う工業都市、首都圏の中核的な業務都市、良好な環境を誇る住宅都市、個性的な文化芸術創造都市として発展する中で、1971年に都市デザインの専門部署を設置して以来、魅力的な都市づくりを進めてきました。

しかし、40年を経過した今、少子高齢化や世帯規模の縮小等人口構造の変化、情報通信技術や輸送・交通網の発達による国際化の進展や産業構造の変化、環境やエネルギー・防災に対する関心の高まり等都市を取り巻く環境が大きく変化し、それに対応して人々の価値観や考え方、生活スタイルも多様化しています。

都市デザイン活動はこうした変化に対応して、新しいテーマを設定していく必要があります。

2-1. 市民社会が成熟していく中でより一層の市民参画・市民協働のまちづくりが求められる

東日本大震災の非常時に端的に見られるように、地域社会の維持や協働共助など市民の力が大きな役割を果たす社会が形成されてきました。横浜でも地域まちづくりルールやプランの策定、まち普請事業など市民の自主的なまちづくりへの関与が広がりつつあります。今後も地域まちづくりに市民の参画と協働を一層進めることが求められます。

2-2. 少子高齢化による人口構造・家族構成の変化に応じた地域の住環境マネジメントが求められる

横浜には、現在約370万人が暮らしていますが、戦後以降増加し続けてきた人口も今後減少していくと予測されています。さらに、人口急増期に市民となった人が高齢期を迎えている一方で、合計特殊出生率は依然として低い値であり、今後さらなる少子高齢化が進むものと考えられます。少子高齢化による人口構造が変化し、単身世帯や夫婦のみの世帯の増加など生活スタイルの変化も起こりつつあります。

これらの状況は、横浜に限らず日本全国においても起こりつつあり、地域コミュニティのあり方や住環境の維持管理などそれぞれの地域に合った住環境のマネジメントを進めることが求められます。

2-3. 就業者の減少、グローバル化等、産業構造・就業構造の変化に応じて都市構造再編が求められる

京浜臨海部や都心臨海部を中心に経済のグローバル化や新興国の経済成長に伴い、製造・物流等から研究・開発等への産業形態の転換や港湾機能の高度化・移転等が進み、産業構造は大きな転換期を迎えています。

就業構造においても、卸売・小売業や製造業、建設業などの従業者が減少する一方、医療・福祉やサービス業の従業者が増加する等の変化も進んでいます。

横浜で働く就業者は、依然として就業機会の多くを市外に依存している状態が続いており、今後は、人口構造の変化に伴い就業者の高齢化や就業者数の減少も予想されます。

こうした産業構造の変化に対して、新しい産業を担う技術・知識・経験を有する国内外の多様な人材が横浜で活躍できる就業環境・住環境の整備に合わせた都市構造再編が求められます。

2-4. 都市基盤や公共建築の老朽化に伴う長寿化、更新に対応した公共施設の整備・維持管理が求められる

横浜では、高度経済成長の人口急増期に集中して整備してきた都市基盤施設や公共建築等が、老朽化による施設更新の時期を迎えています。これからの公共施設は、少子高齢化等に伴う市民ニーズの変化、増大する保全費と厳しい財源見通し、省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入等自然環境に配慮した取組み等に対応して、最適な質（内容、水準）と量（総量、規模）とコスト（整備、維持管理）を勘案して必要となるサービスを提供することが求められます。市民利用施設についても、市民ニーズに合わせた集約・再統合、長寿命化、複合化・一体的整備、多面的利用など、量と質の組み合わせを工夫するとともに、利用者の参画による日常的マネジメント（日々の清掃・保全・修繕等の効率化）も求められます。

2-5. 都市基盤・都市活動の災害からの回復力や防災・減災機能の確保が求められる

東日本大震災を機に、都市の防災・減災機能の向上や災害からの回復力、低炭素社会の実現、エネルギー・水・食料等の安定供給や自給率向上、交通・輸送機関の堅牢性などが、生活や産業活動を安定して継続する条件として改めて評価されています。

日常生活や産業活動の基盤である土地利用や空間を、アメニティ空間としてだけでなく防災・減災資源としても着目し、市民生活や産業活動を支える空間や施設づくりが求められます。

また、自助・共助・公助の役割を明確にし、災害時の避難や復旧・救援活動等における自立した地域コミュニティづくりも求められます。

2-6. 地球環境への危機感の高まりに応える都市づくりが求められる

緑の減少による都市の潤いの減少、地球温暖化、ヒートアイランド現象、生物多様性の危機など環境に対する多くの問題について、市民意識が高まっており、産業活動を行う上でも環境への配慮は重要性を増しています。

横浜市では、平成 21 年度から全国で初めての取り組みである横浜みどり税を導入して、より一層の緑の保全と創出に取り組んでおり、環境先進都市を目指していますが、今後も地球規模の気候変動への対応や低炭素社会の実現、再生可能エネルギー技術の開発、生物多様性への配慮など、地球の自然システムと調和した都市づくりが一層求められます。

2-7. 国際的に評価される都市横浜の魅力を一層強化することが求められる

横浜は「住んでみたい都市」、「訪れてみたい都市」として各種の調査で常に上位にランクされています。

工業都市・港湾都市として、開港以来の歴史的な建造物や産業遺構などが形成する個性的な街並み景観、港や海の大きな眺望景観、そして港町独特の開放的で国際的な文化は市内外から「好ましいもの」として高く評価されています。一方で、郊外地には緑地や農地等を保全する区域と市街地が隣接し、以前に比べ減少したとはいえ、未だ緑豊かな景観や環境が残されています。

歴史的資産や自然資産を大切にするこれまでの取り組みとともに、今ある資源を生かしながら、横浜創発の文化芸術の発信により、国際的な文化観光の交流拠点の形成や創造的な産業の集積を一層進めて世界の中で評価される都市に育てていく必要があります。

3. 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点

横浜の都市の魅力を掘り起こし顕在化する活動として都市デザインは大きな役割を果たしてきましたが、この取組みはこれからも継続して行なっていく必要があります。

横浜が今後も人々を惹きつけるような都市であり続けるには都心部を中心として新たな活力、賑わいを創っていくことが重要であり、そのために環境未来都市や文化芸術創造都市などの取組みと一層の連携や都心臨海部の長期的なまちづくり構想が重要となります。

少子高齢化や環境配慮・防災まちづくりなどをにらんで、都市デザインが持続力ある横浜のまちづくりに横断的に関わっていくことの重要性もますます高まっています。また、都市デザイン活動をより効果的に推進するためにも、市民の都市デザインへの理解を深める取組みや今後の都市デザイン活動を担う次世代育成の推進も重要です。

今後の都市デザイン活動を推進するにあたり、これまでの都市デザイン活動を継承・充実するとともに、多様な担い手と協働しながら新たなテーマに取り組むため、以下の3つの視点を、特に重視して今後の都市デザイン活動に取り組むべきと考えます。

3-1. 横浜の多様な魅力を掘り起こし増進する都市デザイン

横浜のアイデンティティとして、非常に重要な位置を占めている港町の街並みや港湾の大きな広がりのある景観だけでなく、都市化の中で残されてきた自然的・歴史的資源も多く存在しています。みなとみらい21・港北ニュータウン・新横浜などの新しい街や、農村集落や旧東海道宿場町の面影を残す街並みなど、新旧様々なタイプの魅力資源を持つ街があります。また、まだ魅力資源として顕在化していない埋もれた地域資源も多数あると思われます。少なくなった開発や整備の機会を捉え、街並や景観の質の向上に丁寧に取り組むことが望まれます。

地域や都市の魅力は、それを構成する要素のデザインの質によって大きく影響を受けるため、都市活動や生活スタイル等に根ざした多様で多面的な要素をデザインすることによって、横浜らしい「公共空間や街並みの魅力」と都市文化を高めていく必要があります。

道路や公園、公開空地のような公共空間の利活用、横浜らしい景観や歴史を感じられる街並み、快適で楽しい移動空間や高い回遊性など、都市の中で活動すること自体や、その活動を見たり感じたりすることも、横浜ならではの「都市体験としての魅力」として高めていくことが必要です。

3-2. 横浜の都市活力と賑わいを生む都市デザイン

世界的な都市間競争が進む中で、積極的な都市デザイン活動により、都市の活力と賑わいを維持し高めていく必要があります。

横浜に求められる活力は、まず、国内外から多くの人が集い、新たな事物を生み出していく「経済的な活力」が挙げられます。都心臨海部におけるインナーハーバー整備構想や創造都市の推進など、新しい産業を担う創造的な人材が活躍できるステージを用意して、様々な経済活動を生み出していくことが求められます。

また、多くの人交流することにより生まれる「文化的な活力」は、横浜の独自性を高めていくために必要不可欠です。観光・MICE機能の強化や市内の産業育成などの取組みと連携しながら、アート・デザイン・文化による創造性を活かしたまちづくりを進め、横浜の価値をより一層高めていくことが求められます。

さらに、成熟した市民社会の実現に向け、市民自身が地域や都市で活躍する「社会的な活力」

も重要です。横浜は現在でも市民活動が盛んな都市と言えますが、今後は、社会企業など個々の才能が活かせる活動環境づくりを進めることが求められます。

3-3. 持続力のある横浜をつくる都市デザイン

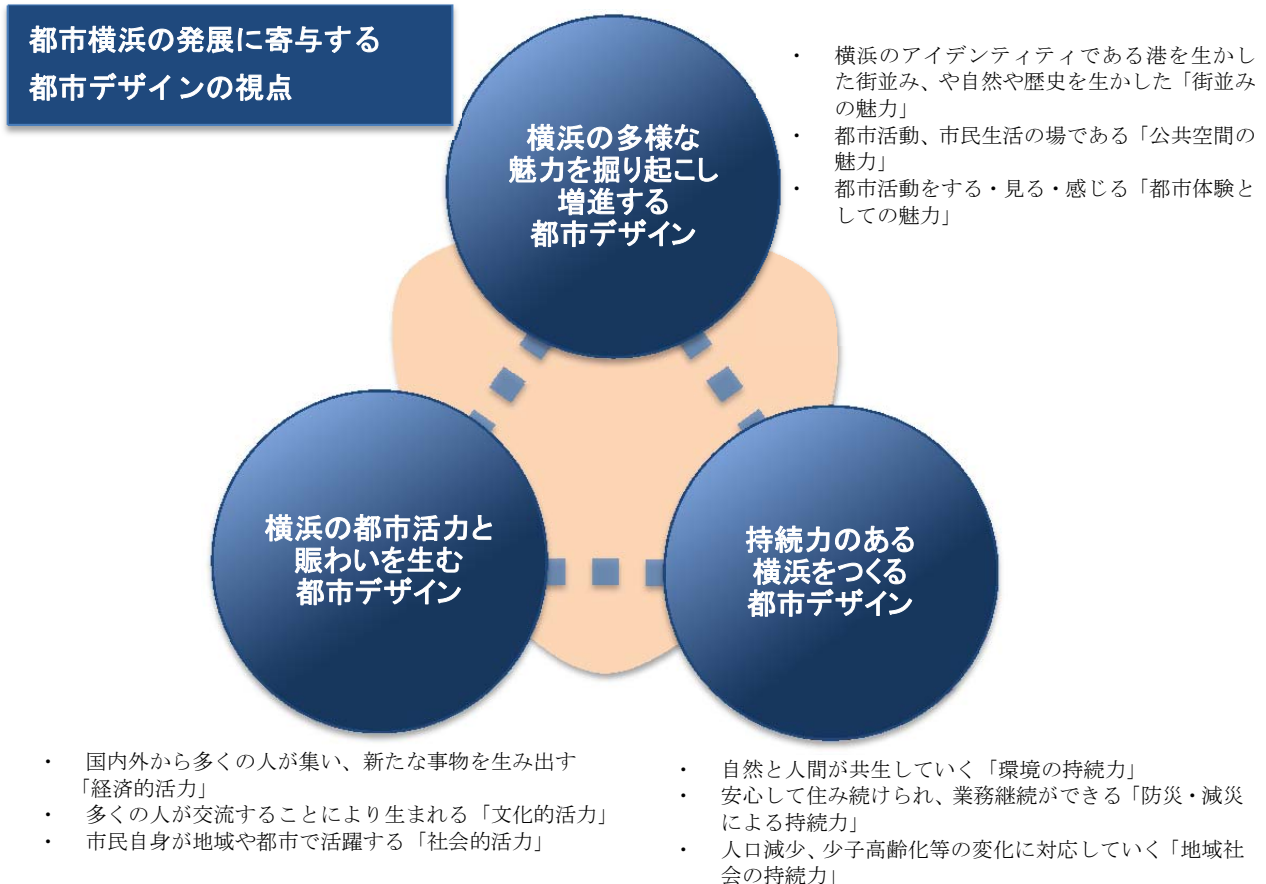
現在、環境問題に対し、市民意識が向上しているなか、都市の持続性を保つためには、自然と人間が共生していく「環境の持続力」が必要不可欠となっけていします。地球温暖化等の地球規模の環境問題に対しても、地域ごとの取組みの積み重ねが重要であり、環境に対する市民一人ひとりの意識の醸成と具体的取組が求められています。

また、東日本大震災の際には、改めて、災害時にも安心して住み続けられ、事業を継続し、発災時の円滑な情報伝達・救援・復旧活動ができる都市環境など、都市の「防災・減災による持続力」の重要性が見直されました。

今後、人口減少や少子高齢化社会となっていく中で、横浜において地域の特徴や資源を活かした多様で豊かな住まい方や暮し方を実現し、多様な人々を惹きつける魅力的な地域社会を構築することで、主体的・自律的な地域のまちづくりを核とした「地域社会の持続力」を高めていくことが必要です。

このような社会や環境の変化、災害への対応などの観点から横浜という大都市の持続力を高めていくためには、様々な活動や生活を支える社会基盤や公共公益施設・公共空間の「リ・デザイン」が求められます。

以上、3つの視点は、個々に独立して展開されるものではなく、一つの事業の中でも3つの視点が複合的に連携した事業展開が求められます。



4. 都市デザイン活動の今後の展開

3つの視点に基づき、戦略的テーマと取り組み方を提案します。

4-1. 国際的にも評価される活力と魅力ある新たな都心臨海部を創る

これからも横浜が活力ある街であるために、横浜の特徴である港を囲んだリング状の都市構造（＝インナーハーバー）を持つ都心臨海部の超長期的な都市像を構想し、新たな活力や魅力ある都心部を創る。

様々な創造活動・モノづくり活動や社会実験により、賑わいと活気のある都市を創造・発信し、国内外から多様な人材が集まる都市活動を推進することで、市民が世界に誇れる美しい、国際競争力のあるまちづくりを展開する。

4-2. 地域固有の資源活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する

都心臨海部において展開してきた景観形成の取組みは、これからも地域の個性・賑わいづくりやデザインの質的向上を継続して進める。

都心周辺部や郊外部においては、団地再生や、農や緑などの地域固有の資源を生かした特徴ある景観形成を地域住民とともに進める。

また、公共施設等の再整備などの機会をとらえ、全市的に地域の個性・賑わいづくりとともに景観の向上を図る。

4-3. 「歴史を生かしたまちづくり」の領域を拡げる

横浜は開港以来の独自の文化を尊重し、個性ある街並みを守ってきた。これからも、横浜らしさをかたちづくる貴重な資源である歴史的建造物の保全活用の取組や所有者の実状に応じた多様な保全活用手段の拡大や市民協働による歴史的建造物の活用を核としたまちづくりを進める。

また、市内に多数ある戦後建築等新たな歴史的資源について調査検討を行い、柔軟なリノベーション・コンバージョンによる再生型まちづくりを含めた保全・活用の取組も進める。

4-4. 都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

クリエイティブシティ横浜の取組みによって横浜の街に集結しつつあるクリエイターやデザイナーの力で都心部の公共空間等の利活用など創造的なまちづくり・モノづくり・サービス開発など実験的取組を通じて新たな賑わいや経済・産業の活性化を目指す。また、協働のまちづくりを通して野外パフォーマンス・イベント等を企画実行し、都心部の公園・道路や前面の海上などを活用した横浜ならではの創造性を発揮した公共空間の利活用を進める。

4-5. コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を整える

少子高齢化・人口減少など人口構造の変化や災害時の対応など、今後地域の特性に合ったまちづくりが必要とされるなか、地域による自律したまちづくりやエリアマネジメントを進める。また、多様なライフスタイルから生まれるテーマ型コミュニティの活性化や地域内を安全・快適に移動できる空間作りなど、横浜らしい住まい方、暮らし方を支える環境づくりを進める。

4-6. 環境に配慮し自然と共生する都市空間を再生する

地球温暖化、ヒートアイランド現象などの環境問題は、現代の都市が避けることのできない大きな問題であり、今後の都市づくりでは、グリーンエネルギーの導入を始めとした環境に配慮した循環型社会の整備を進める必要がある。

都心部や既存市街地における環境配慮型都市への転換や、リノベーション・コンバージョンを中心としたエネルギー消費の少ない再生型まちづくりを推進する。

また、郊外部の緑の保全、都心部から失われた緑の再生、河川や港を中心とした潤いのある水辺空間の創出や生物多様性の回復等の取組みを進めて、水と緑のネットワークを生かした自然と共生する都市づくりを推進する。

4-7. 多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る

横浜の都市デザインは当初からモータリゼーションに対抗して人間のための都市空間を追求し、歩行者空間を充実させてきた。今後は歩行者空間とともに、より人や環境にやさしく、速さよりも快適さや豊かな体験、コミュニケーションを重視したセグウェイや自転車のようなスローな移動も擁護する。さらにカーシェアリングやコミュニティサイクルに見られるようなシェアの仕組みでスローな移動をインフラとして定着させ、公共交通や歩行者とのネットワークを構成する。すべての人が安全・快適に移動できるような回遊性の向上と移動方法の多様化を推し進め、交通結節点を中心とした移動空間の再編に力を入れる。

4-8. 都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める

現在、都市の抱える課題は多様化、複雑化してきており、その解決にあたっては、様々な知見やアイデアを交換して解決策を模索していく必要があり、行政内部だけで議論するのではなく、様々な分野の専門家や大学、市民、企業（企業家）、アジアを含む他都市との連携を積極的に推進する。

また、まちづくりに対する市民の理解を深め、シビックプライドの醸成や学校教育を含めた次世代の人材育成を推進する。

5. その他

5-1. 検討経過

平成 24 年 1 月 18 日	第 1 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 24 年 3 月 23 日	第 114 回横浜市都市美対策審議会	
平成 24 年 7 月 13 日	第 2 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 24 年 11 月 12 日	第 3 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 25 年 1 月 11 日	第 4 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 25 年 3 月 21 日	第 5 階横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 25 年 4 月 25 日	第 115 回横浜市都市美対策審議会	
平成 25 年 11 月 14 日	第 6 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 26 年 1 月 21 日	第 7 回横浜市都市美対策審議会	政策検討部会
平成 26 年〇月〇日	第 117 回横浜市都市美対策審議会	

5-2. 検討体制

横浜市都市美対策審議会委員

	氏名	所属及び役職
会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
委員	加藤 仁美	東海大学工学部建築学科教授
〃	金子 修司	横浜商工会議所
〃	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授
〃 (2013.8.7 から)	近藤 ちとせ	横浜弁護士会 弁護士
〃	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授
〃	鈴木 智恵子	エッセイスト
〃	関 和明	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科教授
〃	高橋 晶子	武蔵野美術大学造形学部建築学科教授
〃	竹谷 康生	市民委員
〃	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授
〃	野原 卓	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究員准教授
〃	六川 勝仁	市民委員
前会長 (2013.8.6 まで)	卯月 盛夫	早稲田大学社会科学総合学術院教授
前委員 (2013.8.6 まで)	岩田 武司	横浜弁護士会 弁護士

横浜市都市美対策審議会 政策検討部会委員

	氏名	所属及び役職
部会長	西村 幸夫	東京大学先端科学技術研究センター所長
委員	佐々木 葉	早稲田大学創造理工学部社会環境工学科教授
〃	中津 秀之	関東学院大学建築・環境学部建築・環境学科准教授
〃	六川 勝仁	市民委員
〃	国吉 直行	横浜市立大学特別契約教授

横浜の都市デザイン活動の理念と新たな目標の必要性

1. 都市デザイン活動は今後も持続して推進すべきである

1-1. 都市デザイン活動の意義と役割を振り返る

理念 魅力と個性のある人間的な都市空間の創造

意義 横浜は、異質のものとの出会いや衝突から新しいものが生み出してきたまち

人々の「出会いとふれあい」を享受できる街にふさわしい魅力と個性ある都市空間を創出

これまでの役割

急成長時代に「擁護すべき価値」を「都市デザイン活動7つの目標」として提示し実践

横浜を各都市からも評価される都市へと発展

- ※（これまでの）都市デザイン活動7つの目標
- ①歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する。
 - ②地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする。
 - ③地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
 - ④オープンスペースや緑を豊かにする。
 - ⑤海、川などの水辺空間を大切にする。
 - ⑥人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
 - ⑦形態的、視覚的美しさを求める。

今後も継承しつつ



新たな目標の必要性

1-2. 都市デザイン活動の目標を今改めて描く

以下の観点から、これまでの7つの目標を、これからの時代にふさわしい、「都市デザインの使命」として描きなおす必要がある。

関係性のデザイン	持続性のデザイン
都市デザインの本来のあり方の更なる追及	
様々な事物の相互の関係性、多様な主体の関係性などをとらえ、街全体を総合的にデザインすること	様々な状況に対応した活動が常に生み出されていくような循環を創り出すこと
これからの時代への対応	
真の市民社会を目指す 市民社会の成熟 vs 個人の孤立	地球規模で物事を考え、地域社会を改善していく不断のイノベーション 情報技術の革新、環境問題等地球規模の問題 等

今後の都市デザイン活動の戦略

2. 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない

①市民参画・市民協働

市民社会が成熟していく中でより一層の市民参画・市民協働のまちづくりが求められる

②人口減少時代の住環境マネジメント

少子高齢化による人口構造・家族構成の変化に応じた地域の住環境マネジメントが求められる

③産業構造の変化に応じた都市再編

就業者の減少、グローバル化等、産業構造・就業構造の変化に応じて都市構造再編が求められる

④公共施設のマネジメント

都市基盤や公共建築の老朽化に伴う長寿化、更新に対応した公共施設の整備・維持管理が求められる

⑤災害への対応力

都市基盤・都市活動の災害からの回復力や防災・減災性能の確保が求められる

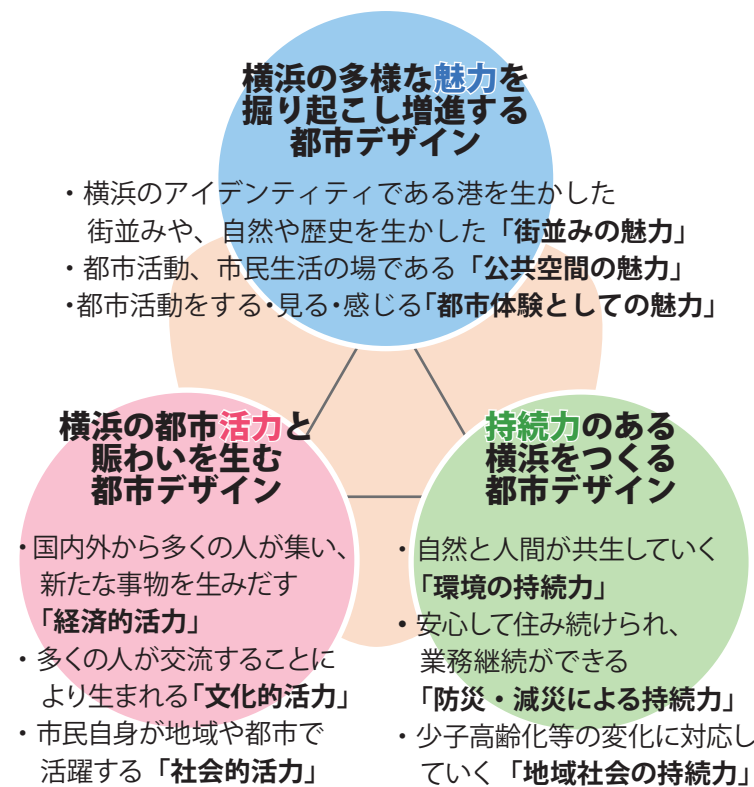
⑥地球の自然システムとの調和

地球環境への危機感の高まりに応える都市づくりが求められる

⑦港町横浜の独自性強化

国際的に評価される都市横浜の魅力を一層強化することが求められる

3. 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点



4. 都市デザイン活動の今後の展開

①国際的にも評価される活力と魅力ある新たな都心臨海部を創る

- ・港を中心とした活力あるリング状の都心像を描き実現していく。
- ・様々な創造活動、モノづくり活動や社会実験による賑わいと活気ある都市を創造し、発信する。

②地域固有の資源と市民・行政の力を活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する

- ・地域の個性・賑わいづくり、デザインの質的向上の観点から、都心臨海部の景観形成の取組みを更に進める。
- ・都心周辺部や郊外部の団地再生や農・緑などの資源を活かした景観形成を地域住民とともに進める。
- ・公共施設等の再整備の機会を捉えた景観の向上を図る。

③「歴史を生かしたまちづくり」の領域を広げる

- ・所有者の実情に応じた多様な保全活用手段の拡大や市民協働による歴史的建造物の活用を核としたまちづくりを進める。
- ・戦後建築等新たな歴史的資源について調査検討を行い、リノベーション等による再生型まちづくりを含めた保全活用の取組みを進める。

④都市の創造力を高めるまちづくりを推進する

- ・創造性を活かす街づくりによる新たな賑わいや経済・産業の活性化を図る。
- ・地域との協働のまちづくりによる、公共空間の利活用を進める。

⑤コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を整える

- ・人口構造の変化に対応し、災害時への対応力を持つ、自立したエリアマネジメントの環境をつくる。
- ・多様なライフスタイルから生まれるテーマ型コミュニティの力をまちづくりに活かす。
- ・地域内を安全・快適に移動できる空間を創り、地域内の交流を促す。

⑥環境に配慮し自然と共生する都市空間を再生する

- ・グリーンエネルギーの導入をはじめとした環境に配慮した循環型社会の整備を進める。
- ・水と緑のネットワークと共生する都市空間形成を推進する。

⑦多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る

- ・風やにおいを感じ、都市の体験を豊かにするスローで人や環境にやさしい移動手段のための環境やシェアする仕組みを充実させる。
- ・すべての人が快適に移動できるよう、公共交通機関の利用促進や交通結節点などの交通空間の整備を行い、モビリティデザインを推進する。

⑧都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める

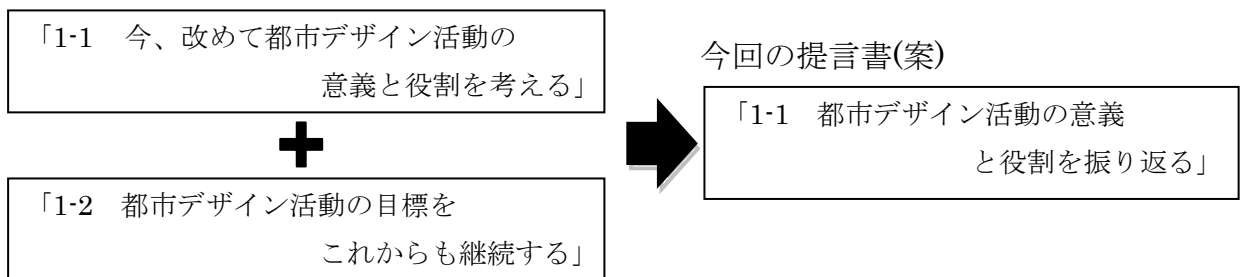
- ・様々な分野の専門家や大学、市民、企業、各都市などとの連携を推進する。
- ・まちづくりに対する理解を深めてもらうための情報発信や学校教育を含めた次世代の人材育成を推進する。

横浜の都市デザイン活動の今後の取組に関する提言(案)の修正について
～第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会の審議内容を受けて～

平成25年11月14日(木)開催の第6回横浜市都市美対策審議会政策検討部会において頂いた意見を踏まえ、次の通り内容を修正しました。

1. 前回の提言書(案)「1-1 今、改めて都市デザイン活動の意義と役割を考える」と「1-2 都市デザイン活動の目標をこれからも継続する」を今回の提言書(案)では「1-1 都市デザイン活動の意義と役割を振り返る」と一つにまとめ、さらに「1-2 都市デザイン活動の目標を今改めて描く」を新規に追加。

前回の提言書(案)



2. 新規追加項目の提言書(案)「1-2 都市デザイン活動の目標を今改めて描く」において、「関係性のデザイン」「持続性のデザイン」について記載し、これまでの「都市デザイン活動の7つの目標」を見直し、新たな目標を定めるべき旨を追記。新たな目標については、提言を受けて、市が作成する「横浜市都市デザインビジョン」にて示す予定。
3. 提言書(案)「2 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない」において、「2-1.市民社会が成熟していく中でより一層市民参画・市民協働のまちづくりが求められる」を新規追加。
4. 提言書(案)「3 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点」において、3つの視点「魅力」「活力」「持続力」について、わかりやすく具体的記載に修正。
5. 提言書(案)「4 都市デザインの今後の展開」について、8つの展開をわかりやすく記載。
6. 提言書(案)に「5 その他」を追記し、検討経過及び検討体制を追記。

I. 横浜の都市デザインとは

理念 魅力と個性のある人間的な都市空間の創造

意義役割 ●人々が日々の生活に豊かさや幸せを感じられる都市をつくる

横浜は、異質のものとの出会いや衝突から新しいものが生み出してきたまち

人々の「出会いとふれあい」を享受できる街にふさわしい魅力と個性ある都市空間を創出

●関係性をデザインする
様々な事物の相互の関係性、多様な主体の関係性などをとらえ、街全体を総合的にデザインする

●持続性をデザインする
様々な状況に対応した活動が常に生み出されていくような循環を創り出す

使命

【都市デザイン活動の使命（検討中）】

これまで掲げてきた「都市デザイン活動の7つの目標」を継承しつつ、成熟した都市にふさわしい新たな目標（使命）を描く。

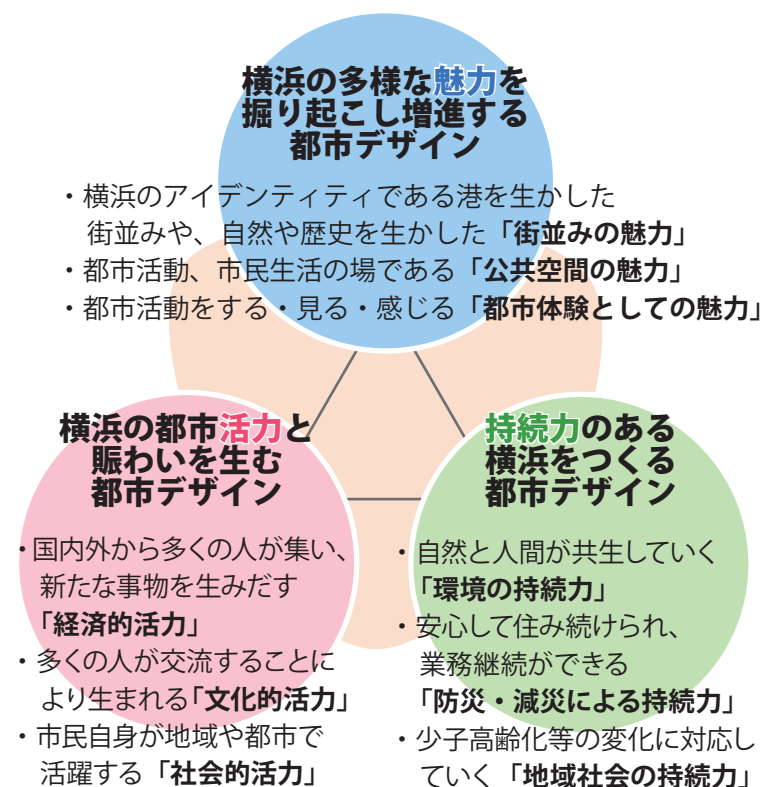
- ①分野を横断し、総合的・先進的な価値をつくる
- ②オープンスペース、コミュニケーションの場を増やす
- ③歴史と文化を守り、地域への愛着や誇りを育てる
- ④市民や企業・団体など、担い手の参画を促す
- ⑤創造的な学びや遊びの場を増やす
- ⑥地域の自然的特徴（地形、植生）を尊重する
- ⑦歩行者やスローな移動・交通を擁護する
- ⑧水辺空間と水面へのアクセスを大切にする
- ⑨常にものごとの本質と最終形を考えてデザインする
- ⑩形態と空間に豊かさや美しさ、質の高さを求める

II. 今後の都市デザイン活動の戦略

2. 都市デザイン活動は横浜や社会の大きな変化に対応していかなければならない

- ①市民参画・市民協働によるまちづくりのさらなる推進
- ②少子高齢化による人口構造・家族構成等の変化
- ③就業者の減少、グローバル化等の産業構造・就業構造の変化
- ④都市基盤や公共建築の老朽化に伴う、長寿命化や更新への対応
- ⑤都市基盤・都市活動の災害からの回復力や防災・減災性能への配慮
- ⑥都市環境への危機感の高まり
- ⑦国際都市への向けた一層の魅力の強化

4. 都市横浜の発展に寄与する都市デザインの視点



5. 都市デザイン活動の今後の展開

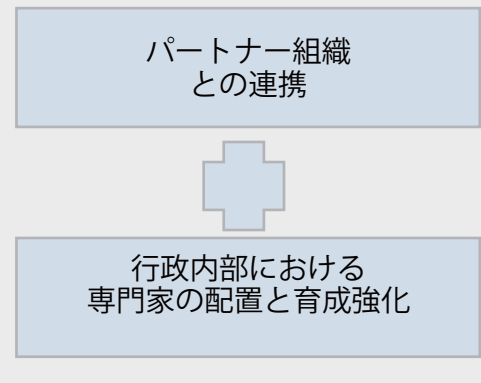
- ①国際的にも評価される活力と魅力ある新たな都心臨海部を創る
- ②地域固有の資源と市民・行政の力を活かし、多様な魅力を持つ景観を創出する
- ③「歴史を生かしたまちづくり」の領域を拡げる
- ④都市の創造力を高めるまちづくりを推進する
- ⑤コミュニティや人々の活動を支える居住地の空間や環境を整える
- ⑥環境に配慮し自然と共生する都市空間を再生する
- ⑦多様な交通手段のネットワーク化による安全快適な移動・乗換空間を創る
- ⑧都市デザイン活動の間口と奥行きを拡げ、市民と協働する開かれた活動を進める

3. 横浜の都市デザイン活動の実績

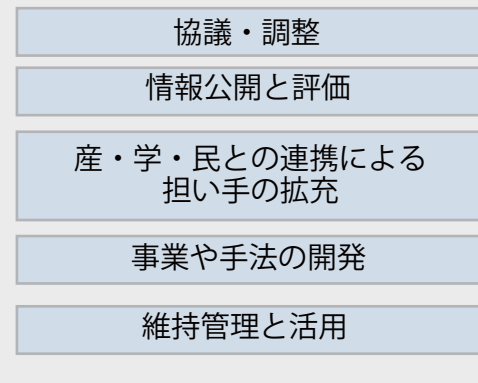
- ①都心の骨格をつくる都市デザイン
- ②規制市街地を再生する都市デザイン
- ③都心周辺・郊外区の魅力あるまちづくりに取り組む都市デザイン
- ④公共空間の都市デザイン
- ⑤歴史を生かしたまちづくり
- ⑥都市デザインの仕組みづくり
- ⑦都市デザインの交流・発信
- ⑧クリエイティブシティ
- ⑨市民参加・協働のまちづくり

6. 都市デザイン活動の推進方法

●都市デザイン活動を推進する仕組み



●都市デザイン活動の取り組み方



■「都市デザイン活動の使命」(案)

これまで掲げてきた

▼「都市デザイン活動の7つの目標」

- ① 歩行者活動を擁護し、安全で快適な歩行者空間を確保する。
- ② 地域の自然的特徴（地形、植生）を大切にする。
- ③ 地域の歴史的、文化的資産を大切にする。
- ④ オープンスペースや緑を豊かにする。
- ⑤ 海、川などの水辺空間を大切にする。
- ⑥ 人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす。
- ⑦ 形態的、視覚的美しさを求める。



新たに提案する

▼「都市デザイン 活動の使命」(案)

- ① 分野を横断し、総合的・先進的な価値をつくる。
- ② オープンスペース、コミュニケーションの場を増やす。(旧④、⑥)
- ③ 歴史と文化を守り、地域への愛着や誇りを育てる。(旧③)
- ④ 市民や企業・団体など、担い手の参画を促す。
- ⑤ 創造的な学びや遊びの場、機会を増やす。
- ⑥ 地域の自然的特徴（地形、植生）を尊重する。(旧②)
- ⑦ 歩行者やスローな移動・交通を擁護する。(旧①)
- ⑧ 水辺空間と水面へのアクセスを大切にする。(旧⑤)
- ⑨ 常にものごとの本質と最終形を考えてデザインする。
- ⑩ 形態と空間に豊かさや美しさ、質の高さを求める。(旧⑦)

(仮称) 美しい港の景観形成構想 (案)

平成 26 年 1 月

横浜市都市整備局

《目次》

第1章 構想の位置づけ

- 1-1 背景と位置づけ
- 1-2 構成
- 1-3 対象エリア

第2章 骨格・構造・景観要素

- 2-1 内港地区の構造と地域特性
 - (1) 構造
 - (2) 各地区の特性
- 2-2 歴史・文化
 - (1) 横浜港の歴史
 - (2) 横浜港を題材にした主な作品
- 2-3 景観形成に関する取組
 - (1) これまでの取組
 - (2) 関連する施策・計画
 - (3) 今後の検討
- 2-4 港を臨む建築物等
- 2-5 眺望点
 - (1) 港全体の景観を見渡す眺望点
 - (2) 景観の連続性を望む眺望点
 - (3) 特定の対象物を望む眺望点
 - (4) 市街地の景観を一体的に望む眺望点
- 2-6 にぎわい
 - (1) 主なイベント
 - (2) 水際・水上空間の活用

第3章 美しい港の景観形成方針

- 3-1 景観形成のテーマ
- 3-2 4つの視点

第4章 美港景観の形成にむけた今後の展開

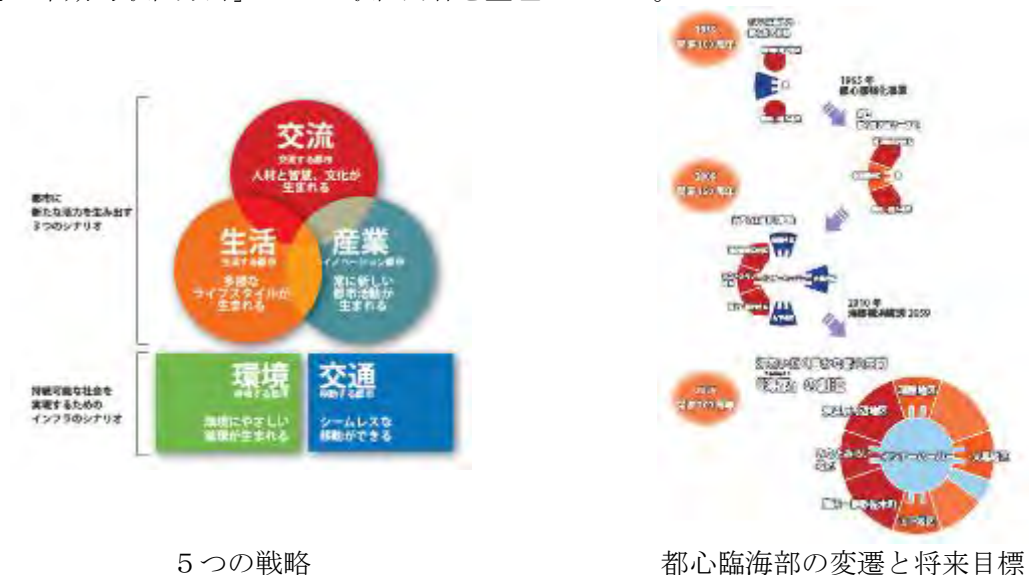
- 4-1 今後の展開
 - (1) 既存施策・計画の検討
 - (2) 新規地区への展開
 - (3) 内港地区全体を対象とした誘導
 - (4) ハード・ソフトの両面で推進する景観形成
- 4-2 景観形成に向けた取組・配慮事項

第1章 構想の位置づけ

1-1 背景と位置づけ

横浜市はこれまで、開港以来の歴史や文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、緑や水辺などを生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織りなす景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。とりわけ、都心部とベイブリッジに囲まれた内港地区は「港町ヨコハマ」の象徴であり、原点であるといえます。また、全国的に見ても平成 17 年に国土交通省が「港湾景観形成ガイドライン」を策定するなど、「港の景観」が都市景観に対して占める役割は近年大きくなっているといえます。

この内港地区の将来構想について、平成 22 年 3 月に横浜市インナーハーバー検討委員会から「都心臨海部・インナーハーバー整備構想」提言を受けました。この構想では、内港地区の理想的なまちの姿やそこで営まれる暮らしのイメージを多方面から検討し、5つの戦略として提案しています。本市ではこの提言書を受け、今後行っていく政策や計画、事業の根幹としながら、内港地区の都市づくりを推進するとともに、平成 23 年 3 月に「都心臨海部・インナーハーバー整備構想 中期的取組方針」として取組内容を整理しました。



出典：都心臨海部・インナーハーバー整備構想(横浜市インナーハーバー検討委員会)

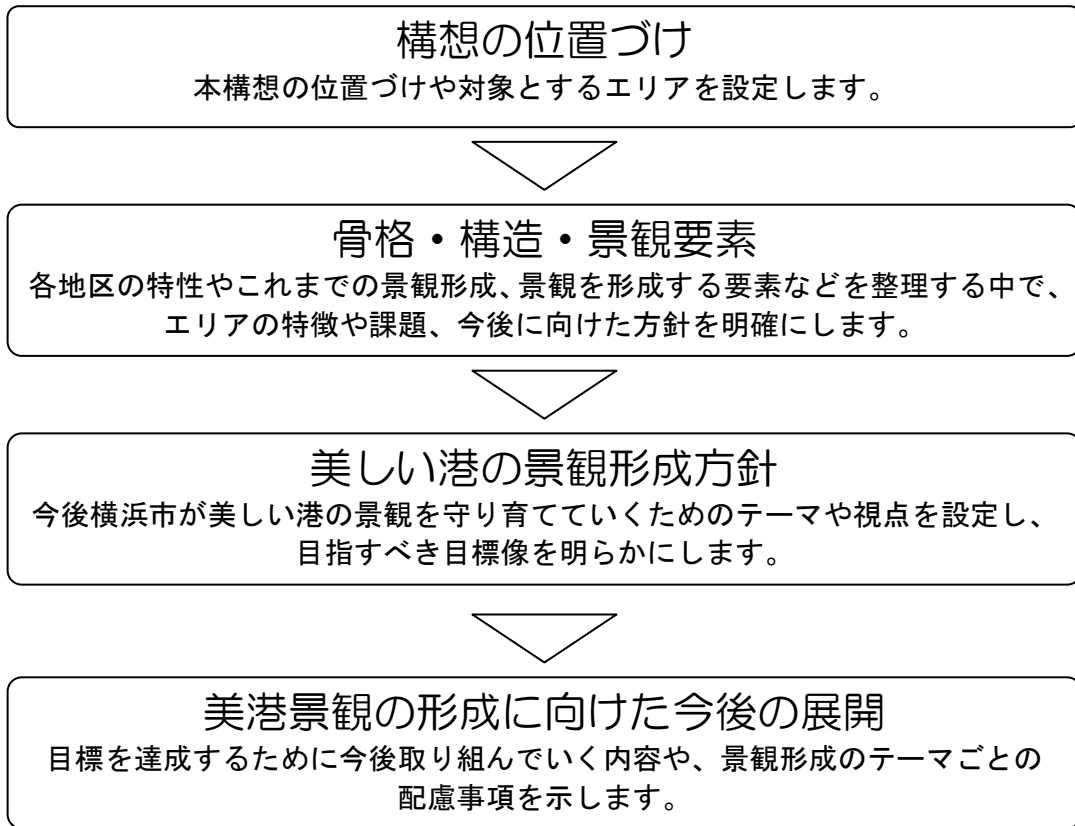
この中期的取組方針の具体的な検討テーマとして、内港地区の美しい景観形成を進めることとし、内港地区における景観形成の考え方や、横浜港が世界に冠たる美港となるための課題、内港地区の特徴を生かし育てていくための方針、美しい港の景観を形成するために必要となること等について検討、整理してきました。

港においては「海」と「空」と「船」が主役となり、建造物や緑、オープンスペースなどが生み出されて「港の景観」を形成しています。しかし、「景観」はハード的側面だけでなく、人が生活する、賑わう、働く、活動する、訪れる、楽しむ、好きになる、・・・といった様々な視点を内包しているものです。また「美しい」と感じるのはまさに「人」であるため、「美しい景観」とは「人の心の中に残る風景」と言えます。

本構想は、これらの視点も踏まえて、「美しい港」をテーマに、内港地区の目指す景観の目標像や方針を「美しい港の景観形成構想」としてとりまとめたものです。今後はこの構想を踏まえて、新たに行われる事業の景観面からの検討や、現在行っている施策や取組の効果や課題の検証などを行い、美しい港の景観形成を推進していきます。

1-2 構成

本構想は以下の通り構成されています。



1-3 対象エリア

本構想は、横浜港のうち都心臨海部と横浜ベイブリッジ、大黒ふ頭で囲まれたエリア（内港区）を対象としています。



出典：都心臨海部・インナーハーバー整備構想
中期的取組方針（横浜市都市整備局）

第2章 骨格・構造・景観要素

2-1 内港地区の構造と地域特性

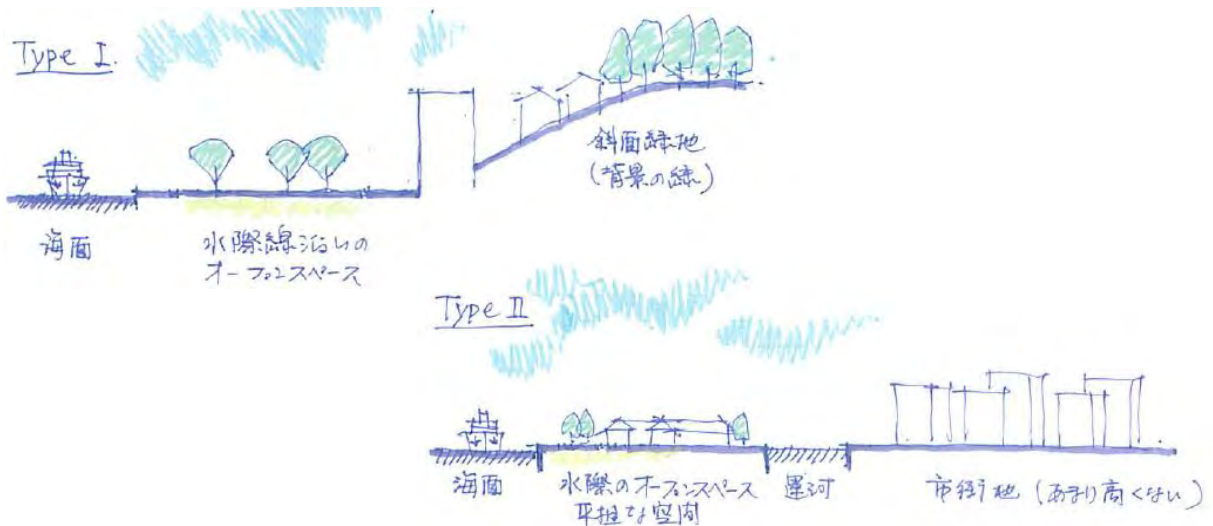
内港地区の地形的な構造や、地区ごとのそれぞれ成り立ちや形状、用途を整理します。

(1) 構造

水域面積 約 1,200ha 範囲 直径約5km
 最高地点 約 38m (港の見える丘公園)



内港地区の構造 (イメージ図)



内港地区の断面図 (模式図)

(2) 各地区の特性

■横浜駅周辺地区

横浜駅は6社9路線の鉄道が乗り入れ、1日に延べ約200万人の乗降客数がある首都圏有数のターミナルです。また、鉄道各線に加え、バス・タクシー等の交通機関が集中し、大型商業施設や業務施設等が集積しています。

平成21年11月には、地元と共有する概ね20年後の将来像を見据えた「横浜の玄関口としてふさわしいまちづくり」の指針となる『エキサイトよこはま22』が策定されました。

また、ヨコハマポートサイド地区では「アート&デザインの街」を街づくりのコンセプトに掲げ、業務・商業・サービス・文化施設等を集積し、国際文化都市ヨコハマにふさわしい、賑わいと活力のある新都心地区の形成をめざしています。

■みなとみらい21中央地区

2つの都心である横浜駅周辺地区と関内地区を結ぶ位置にあり、横浜の都心機能を強化するうえで重要な地区であり、業務、商業などの多様な都市機能の集積を図っています。

地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、「みなとみらい21街づくり基本協定」に基づくまちづくりの推進、市民が憩い親しむことができる水辺空間や豊かで多様性のある緑にあふれた空間の創出等を図り、風格ある都市景観を形成してきました。また、港や歴史を生かした景観形成など、地区全体で調和のとれた質の高い景観形成が図られています。なかでも、海側から山側に向けて、徐々に建物高さを高くすることで形成されるスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして広く親しまれています。

■みなとみらい21新港地区

近代港湾発祥の地としての歴史性を活かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用したまちづくりを進めてきた地区です。中層で広がりのある景観づくりを行い、隣接するみなとみらい21中央地区における現代的な超高層ビル群の形成による新しいまちづくりと対比させることで、歴史的景観と背後の超高層の街並みが立体的に見え、時間的、空間的な奥行きを感じられる景観を形成してきました。

業務・商業が集積した都心部に隣接した立地にありながら、港湾機能を有し、水域に囲まれた“島”として、独自の領域性を持っています。この特徴を活かすため、周辺地区との連続性を保ちながらも、地区の玄関口として意識できるような橋やその周辺を演出し、水際にプロムナードを設けることで、魅力的な水際空間を創出してきました。また、赤レンガ倉庫への見通し景観の確保や、対岸や海上から見た景観の演出、周辺の超高層ビル群からの見下ろし景観への配慮なども地区の景観を形成する上での重要な配慮事項です。

■関内地区

関内地区では、歴史的・文化的資産を保全・活用しながら、業務・商業機能を中心として文化芸術創造活動など多様な機能が複合する多彩な都市活動が行われています。

地区には馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働などにより、様々な魅力づくりが図られてきました。また、キング、クイーン、ジャックの三塔に代表される開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区の街並みに欠かせないものとなっています。

■山手地区

開港時に外国人居留地として開発されたことをきっかけに、現在も西洋館や公園、学校等開港以来の歴史と文化を色濃く残した個性的で魅力ある街並みを有する住宅・文教地区を形成しています。現在は「山手地区景観風致保全要綱」に基づいて建築物の形態や用途などの調整が行われ、地域の魅力の維持保全や、地区からの眺望の確保が図られています。また、斜面緑地は内港地区のなかでも貴重な景観要素となっています。

■山下地区

かつては主に東南アジア・中近東への金属機械製品の輸出を扱ってきましたが、現在は本牧ふ頭、南本牧ふ頭などを補完する役割を担っています。また、市街地に近いふ頭としての条件を活かして、港運関連会社や民間倉庫が立地しています。

現在は物流主体の土地利用を見直し、市街地との近接性など優れた立地特性を生かした新たな賑わい拠点づくりを進めるため、大規模集客施設などの導入が可能となる土地利用への転換や、山下公園との連続性を考慮した緑地やプロムナードの配置などが検討されています。

■本牧地区

コンテナターミナルとして長年にわたって横浜港の中心的なふ頭としての役割を担っているとともに、現在も横浜港における中核的な施設としての機能強化を進めており、将来にわたっての活躍が期待されています。また、本牧ふ頭A突堤ではベイブリッジを通過できない超大型客船への対応が検討されています。

■大黒地区

海上出入貨物の増加やコンテナ化等に対応するため整備された島式ふ頭で、首都圏における一大流通拠点として、横浜港の物流機能の強化を担っています。

また、ふ頭内には大黒ふ頭中央緑地や大黒ふ頭海づり施設などの市民が利用できる施設も整備されています。

■恵比須・出田町地区

恵比須町周辺には大規模なプラントが立地し、特徴的な港湾景観を形成しています。また、出田町ふ頭にはバナナなどの青果を取り扱う倉庫上屋が集中しています。

■瑞穂地区

瑞穂ふ頭は昭和20(1945)年に完成しましたが、戦後、駐留軍の接収を受け、講和条約の発効後は日本の提供施設として、現在もふ頭の約半分を米軍が使用しています。ふ頭の突端には風力発電用の大風車(ハマウイング)があり、内港地区の重要な景観要素の一つとなっています。

■山内地区

中央卸売市場が立地しています。また、遊休化したドックの工場跡地等は「コットンハーバー地区」として、「業務・商業・文化施設や都市型住宅等からなる複合機能市街地の形成を図る」ことを目的に高層マンションや商業施設などが建設されています。

■東神奈川地区

臨海部の産業地域と内陸部の商業・住宅地区が接する重要な地区であり、横浜市の地域拠点として位置づけられています。また、都心臨海部再生マスタープランにおいて「東神奈川臨海部周辺地区」が中核地区の一つとして位置づけられており、地区の魅力を生かしたまちづくりが検討されています。

<まとめ>

内港地区は、陸地が水域を包み込むリング状の構造となっています。全体的に土地が平坦であることから山などの自然要素を望むことはできませんが、山下ふ頭や本牧ふ頭南側からは山手地区の緑を望むことができ、エリアの貴重な景観要素となっています。

また、市街化された地区においては、それぞれ地区の目標を定め、スカイラインの形成や建物形態の誘導など、魅力的な景観形成を積極的に行ってきました。市民に開放された水際のオープンスペースや海上からは、それらの地区を複合的に望むことができます。

内港地区としてまとまりのある景観を形成していくために、他の港にはないリング状の構造を活かして一体的な景観形成を行っていくとともに、地区どうしのつながりにも配慮したうえで横浜の港らしい魅力ある景観形成を推進していくことが求められます。

1859（安政6）年に横浜港が開港するまで、内港地区は半農半漁の寒村でした。開港以来急激な成長を遂げ、現在では日本を代表する港となった横浜港の歴史や文化を振り返ります。

(1) 横浜港の歴史

開港〜文明開化
〜近代
近代港の建設 市政施行〜関東大震災
震災復興〜第二次世界大戦

- 安政5 (1858) ● 日米修好通商条約（安政五ヶ国条約）締結
- 安政6 (1859) ● 武蔵国久良岐郡横浜村（中区関内付近）に開港
東海道と開港場、横浜村を結ぶ横浜道や外国人居留地、日本人居住区、運上所、波止場などわずか3か月で工事。



御開港横浜之全図 貞秀画 万延元年(1860) 【所蔵】横浜開港資料館蔵

- 明治元 (1868) ● 神奈川県が置かれる
- 明治5 (1872) ● 新橋〜横浜間、鉄道開通
- 明治16 (1889) ● 横浜に市政がひかれる
—第1期築港工事—
イギリス人技師パーマーの監督のもと最初の築港工事。防波堤、泊地、棧橋などの港湾の基本的施設を持つ日本初の近代港湾となる

- 明治29 (1896) ● 日本郵船が遠洋航路（北米シアトル、欧州、豪州）を開設
東洋汽船がサンフランシスコ航路を開設

- 明治32 (1899) ● —第2期築港工事—
新港ふ頭が完成。岸壁に接岸する13隻の船に対応する上屋とレンガ倉庫（現在の赤レンガ倉庫）まで鉄道が敷かれた海陸連絡設備を備え、「東洋一の近代港」と呼ばれる
サンフランシスコ船客と送迎客のために、東京駅から岸壁まで臨時旅客列車が運行

- 明治42 (1909) ● 横浜港開港50周年

- 大正2 (1913) ● 新港ふ頭完成



横浜港湾 1910年代 【所蔵】横浜開港資料館蔵

- 大正7 (1917) ● 関東大震災により壊滅的な被害を受ける
- 大正12 (1923) ● 関東大震災により壊滅的な被害を受ける



象の鼻建設 慶応2|1866



波止場改修工事で突堤を内側に湾曲させた形から「象の鼻」と呼称

棧橋（現在の大さん橋）明治27|1894



明治33〜43 (1900〜1910) 年頃横浜港第一期築港工事で完成した鉄棧橋（現大さん橋）（横浜みなと博物館所蔵）

旧横浜正金銀行本店本館 【神奈川県立歴史博物館】 明治37|1904

赤レンガ倉庫2号館 明治44|1911

新港橋梁 明治45|1912

赤レンガ倉庫1号館 大正2|1913

三井物産横浜ビル 大正2|1913

横浜市開港記念会館 大正6|1917

英国7番館【戸田平和記念館】 大正11|1922

英国領事官邸【横浜市イギリス館】 大正15|1926

ラフィン邸【山手111番館】 大正15|1926

エリスマン邸 大正15|1926

山内/高島ふ頭 昭和2|1927

ホテル・ニューグランド 昭和2|1927

神奈川県庁本庁舎 昭和3|1928

富士銀行横浜支店 【東京藝術大学大学院映像研究科】 昭和4|1929

横浜市外電話局 【横浜都市発展記念館・横浜ユーラシア文化館】 昭和4 (1929)

横浜銀行本店別館【YCCカール】 昭和4|1929

戦後〜高度経済成長期
〜現代

- 昭和6 (1931) ● 関東大震災の復旧工事完了
国内外の船会社により、米航路、欧州航路、南米航路などの新たな客船が就航

- 昭和11 (1936) ● 臨海工業地帯（恵比須町、宝町、大黒町）完成

- 昭和20 (1945) ● 第二次世界大戦により、関内と港湾施設の90%を接收される

- 昭和25 (1950) ● 瑞穂ふ頭完成
横浜港の貿易が徐々に回復
「復興緊急整備三カ年計画」として、出田町ふ頭、高島ふ頭3号棧橋を建設

- 昭和31 (1956) ● 横浜市、政令指定都市となる

- 昭和33 (1958) ● 開港100年祭

- 昭和36 (1961) ● 高度経済成長により貿易規模が著しく増大

大黒町地先の埋め立て完了、石油・化学・電力会社が進出。続いて根岸湾が埋め立てられ、横浜港の工業化進む

- 昭和39 (1964) ● 東京オリンピックの開催にあわせて、日本初の総合旅客船ターミナルが大棧橋に建設

- 昭和50 (1975) ● 客船クイーン・エリザベスIIが大棧橋に初入港

- 昭和58 (1983) ● みなとみらい21事業着工

- 平成元 (1989) ● 横浜博覧会開催（横浜市制100年、開港130年）

- 平成3 (1991) ● 南本牧ふ頭の建設開始

- 平成4 (1992) ● 横浜航空貨物ターミナル（YAT）業務開始

- 平成13 (2001) ● 南本牧ふ頭1・2号コンテナターミナル完成

- 平成16 (2004) ● みなとみらい線開業
国道357号線横浜ベイブリッジ区間開通、スーパー中枢港湾に指定

- 平成21 (2009) ● 開国博Y150開催



開港百年祭にむく伊勢佐木町 昭和33(1958)年 【所蔵】広瀬始観氏撮影寄贈・横浜開港資料館所蔵

- 氷川丸 昭和5|1930
- ベリック・ホール 昭和5|1930
- 山下公園 昭和5|1930
- 横浜英国総領事館【横浜開港資料館旧館】 昭和6|1931
- 横浜海岸教会 昭和8|1933
- 横浜税関庁舎 昭和9|1934
- 日本郵船ビル【日本郵船歴史博物館】 昭和11|1936



クイーン・エリザベスIIの塔 昭和30年ころ 【所蔵】広瀬始観氏撮影寄贈・横浜開港資料館所蔵

- 横浜マリントワー 昭和36|1961
- 港の見える丘公園 昭和37|1962

- 山下ふ頭 昭和38|1963

- 本牧ふ頭（一部） 昭和45|1970
- 大黒ふ頭 昭和46|1971

- 横浜港シンボルタワー 昭和61|1986

- 横浜ベイブリッジ 平成元|1989
- コスモクロック 平成元|1989

- ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル 平成3|1991
- 横浜ランドマークタワー 平成4|1993

- クイーンズタワー 平成9|1997
- 鶴見つばさ橋 平成5|1994

- 大さん橋国際旅客船ターミナル 平成14|2002

- 横浜市風力発電所【ハマウイング】 平成19|2007
- 象の鼻パーク 平成21|2009

(2) 横浜港を題材にした主な作品

■ 文学

- 『ジュール・ベルヌ著 80日間世界一周』明治5（1872）年
- 『森鷗外著 棧橋』明治43（1910）年
- 『大沸次郎著 霧笛』昭和9（1934）年
- 『三島由紀夫著 午後の曳航』昭和38（1963）年

■ 音楽

- 『野口雨情/本居長世 赤い靴』大正11（1922）年
- 『いしだあゆみ ブルーライト・ヨコハマ』昭和43（1968）年
- 『五木ひろし よこはま・たそがれ』昭和46（1971）年
- 『マルシア ふりむけばヨコハマ』平成元（1989）年

■ 映画

- 『汽笛が俺を呼んでいる』昭和5（1930）年
- 『あぶない刑事』昭和62（1987）年
- 『ヨコハマメリー』平成18（2006）年
- 『コクリコ坂から』平成23（2011）年

■ 絵画

- 『大倉孫兵衛ら 横浜錦絵（横浜絵・横浜浮世絵）』
- 『二代目 歌川広重 横浜港風景』
- 『立石大河亜 昭和素敵大敵』

〈まとめ〉

横浜港は安政5（1858）年の開港以来、生糸貿易港、商業港、旅客港として、また工業港として急速に発展し、大正時代には日本を代表する国際港湾となりました。

その後も関東大震災や太平洋戦争による空襲、米軍による占領と市内都心部の接収などの大きな打撃を乗り越え、日本の中核を担う工業港として発展を遂げました。

高度経済成長期以降には、産業構造改革や生産基盤の合理化が進められる中で港湾機能がより広大で効率的な機能を求めて外湾側に移転していく中で、港に面した地区が市街地に組み込まれ、水際線に面した空間が親水空間として広く市民に開放されました。

このような歴史背景をもとに、現在では工業のみならず商業、観光など様々な機能をあわせもった港湾として広く市民に親しまれています。

また、横浜には開港当初より諸外国から様々な文化や技術、品々がもたらされ、それらを積極的に取り入れてきました。「異国情緒にあふれたハイカラな港町」としてのイメージから、数多くの絵画や文学・映画などの文芸作品の舞台となってきました。

今後の都市空間形成を行っていくうえでも、これまで築き上げてきた地区の歴史を尊重し、次の時代に継承していくとともに、各地区の歴史や文化を活かし、かつ内港地区全体として一貫した思想のもとに魅力的な景観形成が行えるよう、景観形成に関する目標像を明確に定め、的確な誘導を行っていくことが特に重要です。

2-3 景観形成に関する取組

1970年代に横浜は都市デザインによるまちづくりを開始し、都市の発展を計画的にコントロールしながら、快適な都市空間を形成してきました。ここでは、これまでの取組や現在の施策・計画を振り返り、また今後の検討についても見据えながらこれからの景観形成を考えます。

(1) これまでの取組

横浜市では、1960年代後半の戦後復興と高度経済成長に伴う様々な都市問題に対処し、自律的都市の構築を目指す戦略の一つとして都市デザインによるまちづくりを開始しました。

- ・「歩行者空間を擁護し、安全で快適な歩行空間を確保する」
- ・「地域の地形や植生などの自然的特徴を大切にする」
- ・「地域の歴史的、文化的資産を大切にする」
- ・「オープンスペースや緑を豊かにする」
- ・「海、川などの水辺空間を大切にする」
- ・「人々がふれあえる場、コミュニケーションの場を増やす」
- ・「形態的、視覚的美しさを求める」

の7つの目標のもとに、みなとみらい21事業の推進や緑の都市軸及びウォーターフロントの軸線からなる都市軸の整備、ストリートファニチャーや公共サインの整備などを積極的に推進してきました。

山手地区では昭和47（1972）年に「山手地区景観風致保全要綱」を定め、山手らしい低層、低密度の宅地環境の形成や緑の保全、建物高さの誘導による港への眺望の確保などを取り決めました。

昭和63（1988）年には臨港地区全体を対象区域として「みなと色彩計画」を定め、横浜港を6つのゾーンと3つの地区に区分してそれぞれに対応した配色を演出していくことで、陸からだけでなく、海から港に入ってくる際に徐々に変化する色彩を楽しめるよう建物等の色彩基準を示しました。

平成20（2008）年には関内地区、みなとみらい21中央地区の2地区を、更に平成22（2010）年にはみなとみらい21新港地区を景観法に基づく「景観推進地区」及び景観条例に基づく「都市景観協議地区」に位置づけ、地区の景観形成に関する方針や考え方、基準をガイドラインに定め、届出・協議制度により建物の形態意匠や色彩、快適な歩行者空間の形成などを推進しています。



撮影／森 日出夫

(2) 関連する施策・計画

■横浜市景観ビジョン（平成 18 年 12 月）

都心部から郊外部まで、全市域にわたって景観づくりの方向性を示す羅針盤で、市内を景観特性ごとに駅前、市街地、住宅地などに分類し、それぞれに景観形成の方向性を示すとともに、全市共通のテーマごとの方向性を示しています。

港湾部の景観については、関内周辺地区やみなとみらい 21 地区などの都心部とあわせて、「臨海工業・物流地区」を横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区として位置づけています。



出典：横浜市景観ビジョン（横浜市都市整備局）

横浜市景観ビジョン【抜粋】

(2) 横浜の景観の多様性を感じさせる特徴的な地区

工場地帯や河川など、広範囲または連続的に広がる景観は、市域の多様性を感じさせます。横浜の景観に深みや幅を与えるこれらの地区について、景観資源として積極的に活用することなどを目指し、その方向性を示します。

ア 臨海工業・物流地区

- ・臨海工業・物流地区の産業遺構を景観資源として活用することを目指します。
- ・工業施設が織り成すダイナミックな景観の活用を目指します。
- ・都心臨海部について横浜をイメージさせる代表的な景観とすることを目指します。
- ・船の見える活気のある景観形成を目指します。
- ・海から印象的な市街地が見られるような景観形成を目指します。

■横浜みどりアップ計画(新規・拡充施策) (平成 21 年 4 月)

緑の減少に歯止めをかけ、市民とともに身近な水や緑を保全・創造し、将来にわたって緑の総量と質の維持・向上を図る計画です。樹林地における維持管理の促進や利活用の促進等による「樹林地を守る」、農業振興や担い手育成による「農地を守る」、そして緑化の推進による「緑をつくる」の3つの分野で様々な取組を進めています。

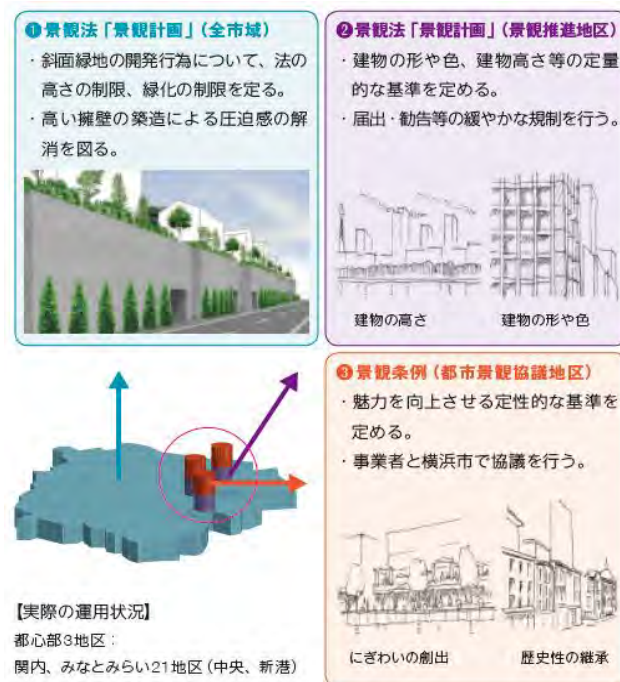
平成 26 年 3 月には、これまでの成果や課題、市民意識調査の結果などを踏まえ、「これからの緑の取組[平成 26-30 年度]」を策定しました。この中では「都心臨海部の緑花(りょくか)による賑わいづくり」を取組として挙げています。来訪者の回遊性向上や生物多様性確保の観点から、エリア内での緑のネットワーク形成に寄与することも念頭に、公共施設を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、都心臨海部の魅力形成・賑わいづくりにつなげていきます。

■横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 (平成 18 年 4 月)

平成 16 (2004) 年の景観法の制定を受けて、平成 18 (2006) 年に都市の質の向上を目指して、港や歴史文化、水・緑などを大切にしたい、魅力ある都市景観の形成を目的とする「横浜市魅力のある都市形成の創造に関する条例(景観条例)」を制定しました。

横浜市では、景観法による届出制度とあわせて、条例で協議制度(都市景観協議地区)を定め、数値基準による届出制度と、市と事業者による創造的な協議制度を組み合わせることで、景観ビジョンの理念を踏まえた魅力ある都市景観の創造を推進しています。

現在、関内地区、みなとみらい 21 中央地区、みなとみらい 21 新港地区の 3 地区で届出・協議制度を定めており、それぞれ地区のガイドラインに基づいた景観形成を行っています。



出典：横浜の都市デザイン (横浜市都市整備局)

【関内地区都市景観形成ガイドライン（平成19年11月）】

関内地区には、馬車道、山下公園通り、日本大通り、横浜中華街などの個性的な都市景観があり、緑の軸線構想、都心プロムナードなどの魅力的な歩行者空間の形成やオープンスペースの創出など、地元のまちづくり組織との協働により、様々な魅力づくりが図られてきました。また、開港の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構などは、様々な手法により保全・活用が図られ、現在の関内地区のまちなみに欠かせないものとなっています。

このような関内地区の特徴を伸長しつつさらに魅力的なものとするため、次の4つの方針に基づいて、景観形成を進めています。

- 方針1：わかりやすく、奥行と賑わいのある界隈を巡り歩いて楽しめる街を創る
- 方針2：地区の街並みの特徴を生かし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる街を創る
- 方針3：開港の歴史や文化の蓄積を活かしながら新しい文化を生み出す街を創る
- 方針4：多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある街を創る

<p>(5) 歴史的建造物や港への「見通し景観」の演出による通りの個性の創出</p> <p>③ 夜間の見通しを演出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●見通し景観の眺望対象となる歴史的建造物のライアップを引き立てるため、「見通し景観形成街路」に面する位置においては、ライアップは行わない。 ●「見通し景観形成街路」に面する位置に設置する照明は、光源が直接見えないよう工夫する。 ●「見通し景観形成街路」に面する位置においては、歴史的建造物に対するライアップ照明と調和する照明とするなど工夫する。 ●「見通し景観形成街路」に面する位置においては、過度な照明はせず、漏れ光が少なくなるよう工夫する。 <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: small;">＜日本郵船ビルへの見通し景観（本町通り）＞ 【景観形成基準（特定形第43）参照】</p> </div>	<p>⑤ 歴史的建造物や港への見通しを楽しめるよう、本町通りの交差点付近の空間を創出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「見通し景観形成街路」と本町通りとの交差点に位置する敷地において、見通し景観を楽しめる空間を創出するなどの工夫をする。 	
<p>④ 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、屋外広告物のデザインを工夫する。</p> <p style="font-size: x-small;">※関連：地区別ガイドラインの広告物に関する規定及び行為指針10</p>	<p>(1) 「眺望の視点場」から望める位置にある敷地における建築物等の演出</p> <p>① 眺望景観の魅力を高めるよう、建築物等の壁面の向きや幅、形態、色彩等のデザインを工夫する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●山下公園通り、海岸通りなどに面する建築物の壁面は、山下公園通り、海岸通りなどに対して、縦向き又は平行とする。 ●鉄塔などのデザインは、周辺の建築物の街並みから、突出しないよう工夫する。象徴的なものとする場合は、その是非も含めて、周辺の街並みとの関係性を考慮の上、慎重にデザインする。 <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: x-small;">＜海岸通り＞ 【景観形成基準（形態意第29）参照】</p> </div> <p style="font-size: x-small;">※関連：行為指針07-(2)-①</p>	
<p>⑥ 「見通し景観」を魅力的に演出するよう、街路や公園等の公共空間のデザインを工夫する。</p> <p style="font-size: x-small;">※関連：景観重要公共施設ガイドライン</p>	<p>② 関内地区の街並みに調和し、魅力あるスカイラインを形成するよう、頭頂部のデザインを工夫する。</p> <p style="font-size: x-small;">※再掲：行為指針07-(2)-② 【景観形成基準（形態意第33,34,37,38）参照】</p>	<p>③ 関内地区の街並みに調和するよう、建築物等の中層部、高層部のデザインを工夫する。</p> <p style="font-size: x-small;">※関連：行為指針05-(4)-①、行為指針07-(2)-② 【景観形成基準（形態意第19,23,27,28）参照】</p>
<p>④ 秩序ある広告景観を創出する。</p> <div style="text-align: center;">  <p style="font-size: x-small;">＜山下町（山下公園通り）＞</p> </div> <p style="font-size: x-small;">※関連：行為指針10及び地区別ガイドライン</p>		

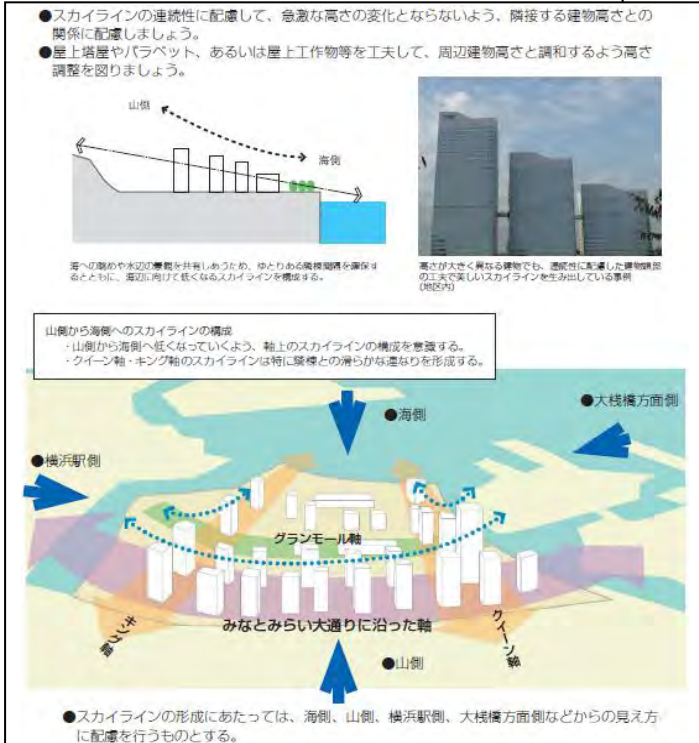
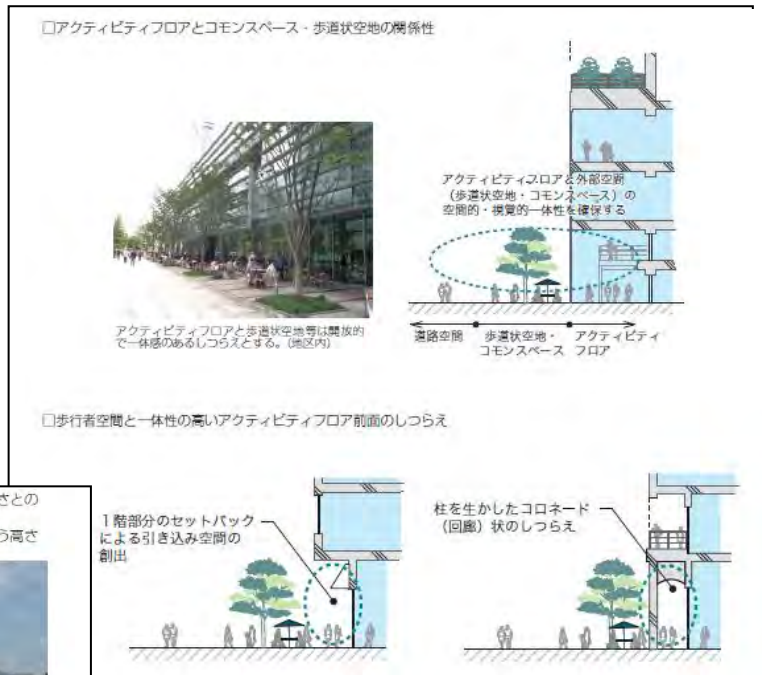
出典：関内地区都市景観形成ガイドライン
（横浜市都市整備局）

【みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン（平成 19 年 10 月）】

これまでの地元のまちづくり組織等における様々な魅力づくりの取組や、「みなとみらい 21 街づくり基本協定」に基づくまちづくりによって風格ある都市景観が形成されてきました。なかでも、海側から山側に向けて徐々に建物高さを高くすることで形成されるスカイラインは、横浜の代表的な景観の一つとして広く親しまれています。また、低層部における「にぎわい空間」の創出を景観要素の 1 つと考え、地区全体で形成されている歩行者空間ネットワーク沿いで連担させることにより、街全体の回遊性を高める魅力ある歩行者空間の形成を進めています。

このようなみなとみらい 21 中央地区の特徴を伸長しつつさらに魅力的なものとするため、次の 4 つの方針に基づいて、景観形成を進めています。

- 方針 1：多様で、先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る
- 方針 2：街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る
- 方針 3：みなとみらい 21 地区の特徴を活かし、横浜の顔となるような街並みを創る



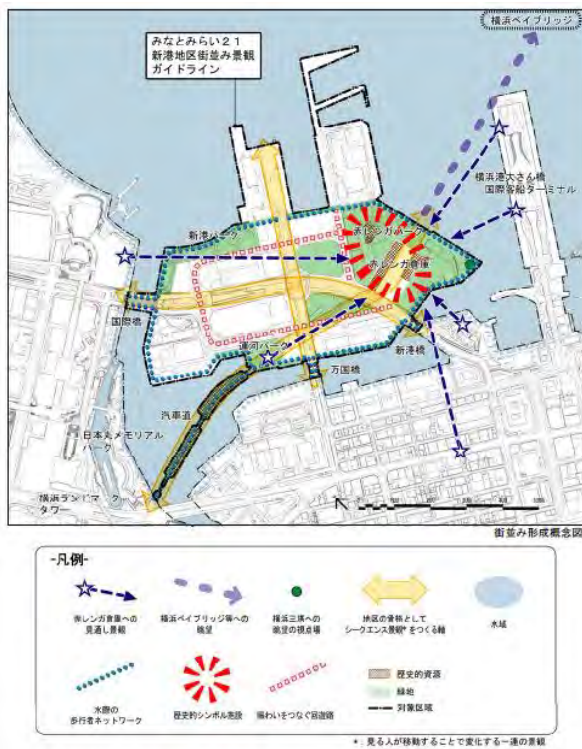
出典：みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン
(横浜市都市整備局)

【みなとみらい21 新港地区まちなみ景観ガイドライン（平成22年1月）】

みなとみらい21 新港地区は「近代港湾発祥の地としての歴史性」「島」としての個性」「みなとみらい21 中央地区と関内・山下地区の結節点」「賑わいのあるみなとまち」という都心臨海部の中でも独自の豊かな個性を持つ地区として「街の“楽しさ”を実現する」「街の“優しさ”を実現する」「街の“美しさ”を実現する」の3つの基本的な考え方のもとに魅力ある街並みを形成しています。

このようなみなとみらい21 新港地区の特徴を伸長しつつさらに魅力的なものとするため、次の7つの方針に基づいて、景観形成を進めています。

- 方針1：海に向かってゆとりを持ち、連続性が感じられる街並みを創る
- 方針2：開放的で居心地の良い水域・水際線の風景を創る
- 方針3：歴史的シンボルとしての赤レンガ倉庫への見通し景観を守る
- 方針4：歴史性を意識し、高さを抑えたまとまりある街並み景観を創る
- 方針5：歴史やみなとらしさを活かしたシークエンス景観を創る
- 方針6：歩いて楽しく、賑わいのある街並みを創る
- 方針7：周辺地区からの見下ろし景観を意識する



行為指針（景観協議）4 対象：⑧

・建築物の頂上部は、引き締まった風格が感じられ、適切な街並みと調和するよう工夫する。

調頂部をデザインした建物 調頂部をデザインした建物（中央区）

行為指針（景観協議）5 対象：⑧

・建築物の外壁は、歴史性を表現するレンガや石材又はこれらの質感を持つ素材と、水際に対して開放性を高めるガラスを組み合わせた形態意匠とする。

レンガとガラスを組み合わせたデザインの外壁 石の素材感を生かした外壁の事例（中央区）

行為指針（景観協議）6 対象：⑧

・工作物は、新港地区内の建築物と調和し、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。

みなとらしさを醸成した照明柱

出典：みなとみらい21 新港地区まちなみ景観ガイドライン
（横浜市港湾局）

■みなと色彩計画（昭和63年4月）

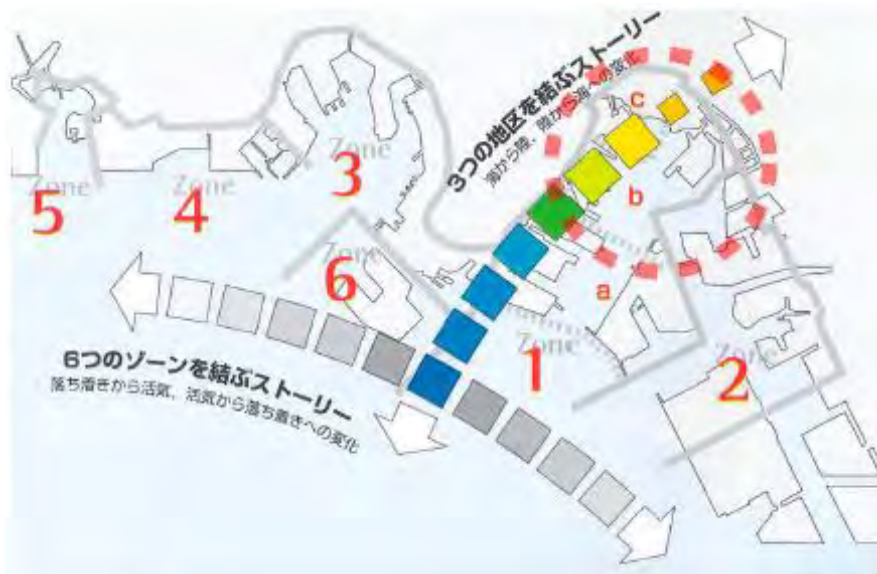
港湾施設ゾーンを含む港の色彩に工夫や演出を加えることで、横浜港をより個性的、魅力的で活気あるものとするために制定されました。建築物や工作物の色彩について、横浜港を6つのゾーンと3つの地区に区分し、それぞれのゾーンや地区の特性にあわせた基準を設定しています。

方針1：活気と潤いを感じ、横浜港の魅力をより高める色彩計画とする。

- (1) 市民にとって魅力的な景観を形成し、誇りと親しみが持てるものとしていく。
- (2) 港で働く人々にとって安全で快適な職場環境となるようにしていく。
- (3) 横浜港を訪れる内外の人々にとって、横浜港らしい独自性が感じられるものとしていく。

方針2：港湾機能、景観特性及び歴史性を考慮し、調和のとれた横浜港とするための色彩計画とする。

方針3：21世紀に対応した横浜港の色彩計画とする。



【みなと色彩計画配色基本例】

ゾーン	ベースカラー			アクセントカラー					シンボル シグナル	かがやき アクセント	かがやき アクセント
ゾーン1 内港ゾーン 商業・文化の ゾーン	ゾーン1-a 本牧・大黒ふ頭を 中心とする地区	秋みの青 10B6/2	秋みの青 10B4.5/3	秋みの青 10B4/2	白 N9.5				つよい青 10B3.5/10		
	ゾーン1-b 山下・瑞穂・出陣町・ 山内ふ頭を 中心とする地区	あかふい 秋みの青 9C6/1	秋みの青 9G5.5/2	秋みの青 9C4.5/1	白 N9.5			グレー N6.5	さきた 青みの青 9C4.5/10	白 N9.5	
	ゾーン1-c MM21を 中心とする地区	秋みの黄 5Y7/2	秋みの黄 5Y6.5/3	秋みのオリーブ 5Y5/2	白 N9.5				さきた 黄 5Y6/13		
ゾーン2・3 工業港ゾーン	秋みの黄 2Y8/2	にじい 黄 9Y7.5/4	やわらかい 黄 3G6.5/3	あかふい 秋みの青 9B6/2	やわらかい スライ 10B6.5/3	にじい 黄 5Y7.5/7	にじい 黄 5Y7.5/7	にじい 黄 5Y7.5/7	にじい 黄 5Y7.5/7	やわらかい 青 3G6/5	
	秋みの青 5Y7/2	秋みの青 5Y5.5/1	秋みの白 9G8.5/0.5	秋みの白 10B8.5/1		やわらかい 青 9G5.5/5	やわらかい 青 8B0b.5/5	やわらかい 青 10B65.5/5	やわらかい 青 10B5/6	やわらかい 青 3P65/7	グレー N6.5

出典：みなと色彩計画（横浜市港湾局）

■山手地区景観風致保全要綱（昭和47年11月）

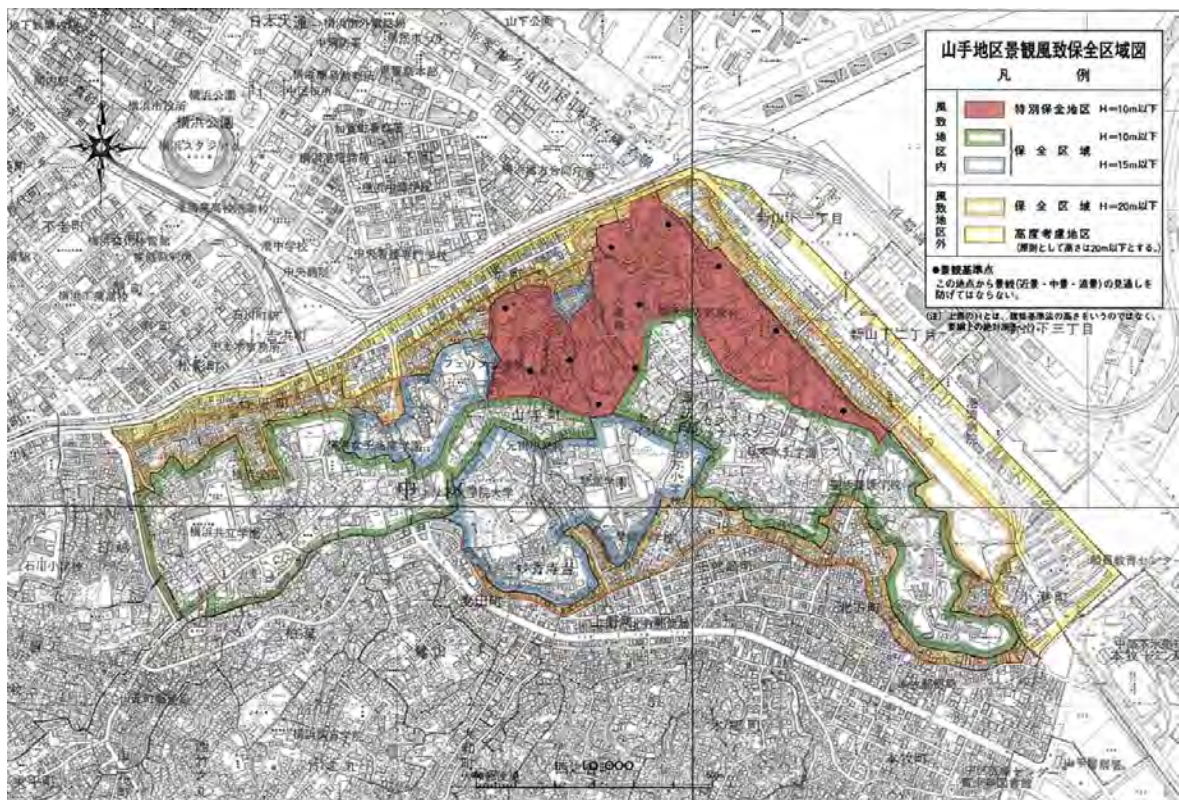
山手地区の景観風致を保全し、地区からの眺望を確保するために定められた要綱で、地区及び周辺地域の開発行為、建築行為等について「保全対策の基準」と「保全管理の基準」を設定し、指導を行っています。

〈保全対策の基準〉

- (1) 保全区域内の建築物等の高さについては、別紙図面に表示されたものを最高限度とする。ただし、当区域の景観風致を増進する施設の場合はこの限りでない。
- (2) 特別保全地区内の建築物等は、別紙図面に表示された景観基準点からの見通しを妨げないこととする。

〈保全管理の基準〉

- (1) 宅地内に生育している樹木等は、その土地が緑地的効果を維持または増進するよう適切な管理をすること。
- (2) 開発行為、建築行為等によって除去することとなる樹木等は、必要最小限にとどめること。なお、工事等のためやむをえず一時的に樹木等を除去した場合は、すみやかに現状以上の緑地的効果のあるようにあらたに植樹その他の対策を講じること。
- (3) 宅地内の空地、法地等は、日照・採光・通風その他使用上やむをえない場合を除き、極力植樹等を行い、(1)に準じて管理すること。
- (4) 建築物等には、保全区域の景観風致保全上好ましくない広告物等を設けないこと。
- (5) 保全区域内の建築物等は、保全区域の景観風致保全上好ましくない色彩、形態に変更しないこと。



出典：山手地区景観風致保全要綱（横浜市都市整備局）

(3) 今後の検討

■都心臨海部再生マスタープラン

本市の持続的な成長・発展を図るため、環境未来都市、国際戦略総合特区、特定都市再生緊急整備地域のトリプル指定等を活かして機能強化に取り組んでいる、横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内・関外地区に、新たなまちづくりへの期待が高まっている東神奈川臨海部周辺地区、土地利用の検討を進めている山下ふ頭周辺地区を加えた5地区を中核として、新たに都心臨海部のマスタープランづくりに着手しています。



出典：記者発表資料（横浜市都市整備局）

■横浜港港湾計画

『横浜港港湾計画』は、一定の水域（横浜港港湾区域）と陸域（横浜港臨港地区）からなる空間において、計画的に開発・利用・保全を行うため、港湾管理者である横浜市が、港湾法に基づいて定める基本的な計画であり、現行計画は平成18年に改訂したものです。

現在、社会情勢の変化や横浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、「横浜港の目指すべき姿」や「求められる取組」を実現するため、水上交通や観光船の充実、カヌーやシーカヤックなどの様々な活動やイベントの促進による臨海部における賑わい創出や、都心機能の強化に向けた山下ふ頭の再開発、客船の受入機能強化について等を検討項目に挙げ、目標年次を平成30年代後半とする改訂を進めています。

〈まとめ〉

横浜市では、都市デザインの理念のもとでまちづくりを推進し、地区ごとの魅力を生かしたまちなみの形成や歴史的建造物の保存活用、都市軸の形成や魅力ある歩行者空間の創出などを行ってきました。

臨港地区については「みなと色彩計画」を定め、地域ごとの基準色にあわせてゆるやかな色彩誘導を行っています。また、市街地では地区ごとに景観形成ガイドラインを策定して景観形成の方向性を明らかにするとともに、景観法、景観条例に基づいて景観計画、都市景観協議地区を定め、建物の高さや色だけでなく水際線の演出や通りのにぎわい形成など、ハード、ソフトの両面から魅力的な景観形成を推進してきました。

現在、さらに臨海部の市街化が進み、港を取り巻く環境が変化している中で、これまでの取組を引き続き推進していくとともに、既存の施策についても現状を反映し、より効果的なものとなるよう継続的に検討を行っていくことが重要です。

2-4 港を臨む建築物等

内港地区には様々な建築物や構造物、緑地や港の風景を望む眺望点などがあります。ここでは、これら内港地区の景観を形成する要素について整理します。

図面（別添）

〈まとめ〉

横浜の都心部には開港以来の歴史を伝える歴史的建造物や土木遺構がいたるところに遺されており、街路を歩きながらそれらの建造物等を楽しむことができます。また、数多くの横浜を代表する高層建築物や、港の玄関口としての役割を果たす橋りょうは、見る角度や時間によって異なった表情を発見することができます。停泊している客船や様々な水上交通も「港町ヨコハマ」を印象付ける景観要素となっています。

大規模な工場や倉庫群、ガントリークレーンなどの港湾関連施設は港らしい力強い景観を創り出しているとともに、夜間にライトアップされた施設は、新しい都市の魅力にもなっています。

景観形成を行う際には、これらの魅力ある景観要素を保全し、増やしていくのはもちろんのこと、港を感じられる要素への通景の確保や、快適な歩行者空間の形成を考え、地区全体で景観要素の魅力を最大限に引き出していくことが重要です。

内港地区の景観を形成する主要要素



2-5 眺望点

内港地区には、港を俯瞰する眺望点だけでなく、視線の高さや見る対象の異なる眺望点が複数存在しています。ここでは、それぞれの眺望点を種類ごとに4つに分類し、各々の特徴を整理します。

(1) 港全体の景観を見渡す眺望点

高台や高層建築物の上層階など、高い場所にある眺望点からはそれぞれの景観要素一つ一つの詳細を識別することは困難ですが、港付近の道路や運河、護岸により形成される水際線、特徴的なランドマークや地形など、群としての景観の美しさを望むことができ、また広大な空と水、それらを縁取る構造物によって形成される内港地区の構造を見渡すことができます。



ランドマークタワー展望フロアからの眺望



港の見える丘公園から大さん橋、みなとみらい21地区への眺望



マリントワー展望フロアからの眺望

(2) 景観の連続性を望む眺望点

かつて港湾施設が立ち並んでいたエリアが整備され、より水際に近い眺望点が増えることで、アイレベルで内港地区全体を見渡すことができ、一定の地点からはリング上に連続する港や水際線を見通すことができるようになりました。また、その軸線上を移動しながら地区ごとの景観の移り変わりを楽しむことができます。



新港パークからみなとみらい 21 中央地区を望む



万国橋からみなとみらい 21 中央地区を望む



臨港線プロムナードからの眺望

(3) 特定の対象物を望む眺望点

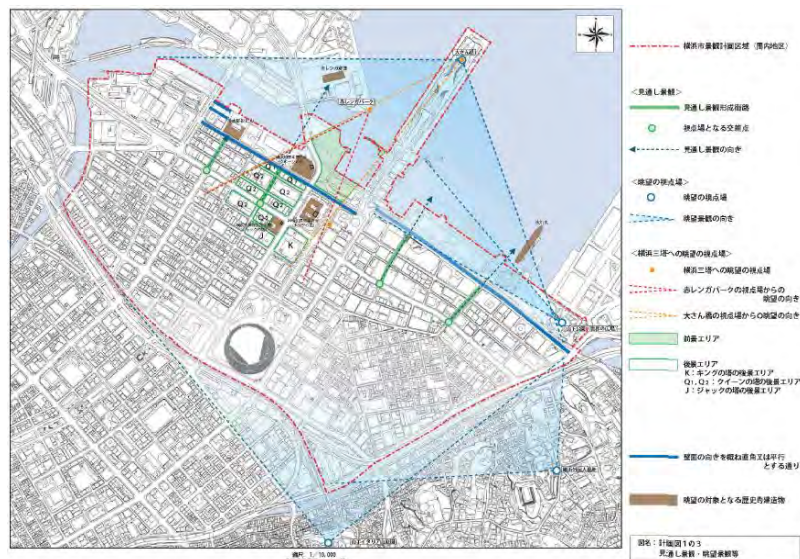
港から市街地にかけての高低差が少ない横浜港では、高層の建築物、工作物や横浜の開港当初からの歴史を伝える歴史的建造物などによって多くの景観が形成されています。関内地区では眺望の視点場からの横浜三塔（神奈川県庁本庁舎、横浜税関、横浜開港記念会館）への眺望を保全するため、三塔の周囲を「前景エリア」「後景エリア」に設定し、三塔への眺望を阻害しないよう建物高さや色彩の制限を行っています。



赤レンガ倉庫



横浜税関（クイーンの塔）



出典：関内地区都市景観形成ガイドライン（横浜市都市整備局）

(4) 市街地の景観を一体的に望む眺望点

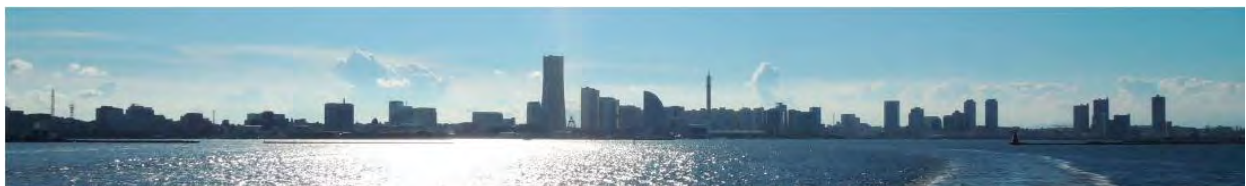
海上からは、水や緑、空と後背地に広がる都市が重なった景観がリング状に形成されている様子を一望することができます。また、眺望点となる船上についても、船の規模はシーバスから豪華客船まで様々で、海面からの高低差も大きいため、乗り合わせた船によって異なった眺望を堪能することができます。



ベイブリッジ越しに内港地区を望む景観



本牧ふ頭のガントリークレーン



内港地区の西側（みなとみらい・関内地区）は海上から見た場合逆光となる時間が長い

〈まとめ〉

横浜の港の景観は都市構造や地形的な特色から、多くの眺望点が存在し、その種類も様々です。また、水域を航行する船上からは内港地区のリング状の景観を一望することができます。単純な「見る」「見られる」の関係ではなく、それぞれの場所が眺望点であり、かつ景観要素の一つにもなる内港地区の多様な景観は横浜の大きな特徴です。

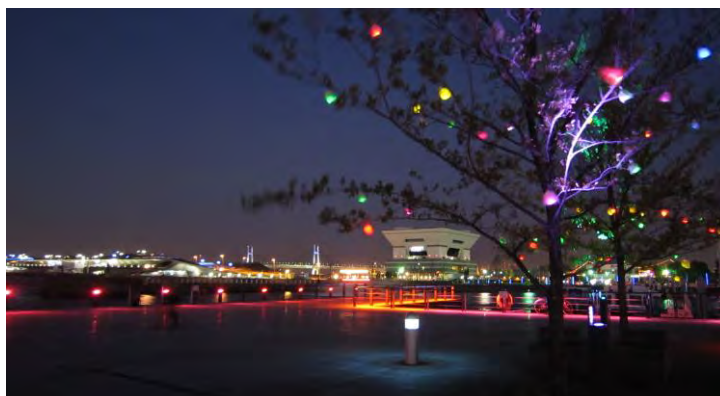
地区の整備を行う際には眺望点や景観要素を明確に設定することや、他地区からの景観要素への眺望を遮らないこと、また近景だけでなく遠景にも配慮し地区としてまとまりのある景観を形成することが特に重要となります。

2-6 にぎわい

建物や構造物などのハードによる景観だけでなく、人々の生活や活動によって生み出されるにぎわいも内港地区の景観を形成する重要な要素の一つです。ここでは、内港地区で行われるイベントや夜景演出、水際・水上空間を活用した取組について整理します。

(1) 主なイベント

名称(開催時期)	内容(特徴など)
みなとみらい21 さくらフェスタ (3月下旬～4月上旬)	近代的な街並みで幻想的な雰囲気演出する、約500mの桜並木を夜間提灯で照らすイベント。
横浜花と緑のスプリングフェア (4月下旬)	横浜の春を彩る花と緑のフェア。横浜公園と山下公園を会場に開催され、形や色もさまざまなチューリップが楽しめる。
世界トライアスロンシリーズ横浜大会 (5月中旬)	山下公園前やみなとみらい地区、関内地区を中心に行われるトライアスロン大会。
横浜開港祭 (6月上旬)	みなとみらいや赤レンガパークをメイン会場に、乗船会や試乗会、演奏会などを行い、横浜港の開港を祝う祭典。
横浜国際マリンエンターテイメントショー (7月下旬)	みなとみらいの赤レンガパーク周辺に、最新のボート、ヨットが大集合するイベント。
神奈川新聞花火大会 (8月上旬)	みなとみらい21地区臨港パーク前面海上で開催される花火大会。たくさんの花火が音楽に合わせて打ち上げられる。
横浜オクトーバーフェスト (10月上旬)	ドイツ・ミュンヘンの収穫祭を模して赤レンガ倉庫で行われる、各国のビールを味わえるイベント。
横濱 JAZZ プロムナード (10月第1土、日)	「街全体をステージに」を合言葉に行われる、国内最大級のジャズの祭典。
馬車道まつり (10月下旬)	人力車や本物の馬車、鹿鳴館時代の衣装を身にまとう人々が行き交い、文明開化の雰囲気が楽しめるイベント。
スマートイルミネーション横浜 (10月下旬)	象の鼻パークや山下公園など都心臨海部を舞台に、新たな夜景の創造を試みるアートイベント。
横浜国際女子マラソン大会 (11月中旬)	みなとみらい地区や関内地区、本牧地区などを舞台に行われる女子マラソン。
横浜トリエンナーレ Dance Dance Dance@YOKOHAMA 横浜音祭り (それぞれ夏～秋)	横浜を舞台に「芸術」「ダンス」「音楽」のイベントをそれぞれ3年に1度開催。「世界最高水準・オリジナルな文化芸術の発信」、「横浜らしい景観を活かした賑わいづくり」、「市民協働と子どもをはじめとした次世代育成」を目的として、市内各所でイベントが開催される。



スマートイルミネーション横浜 (象の鼻パーク)

(2) 水際・水上空間の活用

■内港地区の水質浄化に向けた取組

横浜港の水質は以前に比べて大幅な改善傾向にあるものの、市民が水に触れあえる港を目指すうえでは、更なる水質改善が求められます。また、山下公園前の海域が「世界トライアスロンシリーズ横浜大会」のスイム会場となっていることから、今後は「泳ぐことのできる海」を重要な目的に掲げ、水質改善に取り組んでいく必要があります。

横浜市では水質の改善に向けて海底の清掃や浅場の造成による水棲生物の生息環境などの取組を進めています。

■ビジターバス社会実験

水域や水辺の空間を活性化し、街の賑わいの創出に寄与する取組の一つとして、海から都心部へのアクセスの可能性を探るため、象の鼻パーク棧橋等でプレジャーボートの一時係留施設（ビジターバス）の利用に関する社会実験を行っています。

〈まとめ〉

内港地区では、みなとみらい21地区や関内地区などの市街地を中心に、水際の魅力をさらに活用するためのさまざまな取組や活動が行なわれています。水際のオープンスペースでは、年間を通じて様々なイベントが開催されているとともに、市民に開放された水際のエリアは、人々の賑わいを感じられる親水空間となっています。これらは賑わいを形成しているだけでなく、大きな景観要素の一つにもなっています。

かつて工業・物流が中心であった内港地区が徐々に市街化される中で水際が市民に開かれ、横浜における人と港のかかわり方は大きく変化しました。さらに、近年では臨海部に多くのタワーマンション等が建設され、「生活の場」としての港が形成されつつあります。

今後臨海部の景観形成を進めるにあたっては、更に港と市街地の結びつきを強くするよう取り組んでいくとともに、これまでの港の歴史を継承しながら、観光だけでなく生活者の視点にも配慮し、地域資源の活用、文化の醸成による地域への愛着の形成など、「訪れたい港」「住みたい港」を形成していくことが求められます。

第3章 美しい港の景観形成方針

第2章で整理した内港地区の特徴や課題をもとに、今後のまちづくりや施設整備を進めるにあたって景観形成上重要な8つのテーマを設定します。また、テーマに基づいて4つの視点と目標像を明らかにし、内港地区における景観形成の指針とします。

骨格・構造・景観要素

- 1 内港地区の構造と地域特性**
 - ・水域を陸域が包み込むリング状の構造
 - ・用途や景観要素の異なる多様な地区
- 2 歴史・文化**
 - ・工業、貿易港としての発展と市街化の進行
 - ・異国情緒あふれる都市としてのイメージ
- 3 景観形成に関する取組**
 - ・内港地区全体を対象とした緩やかな色彩誘導
 - ・ハード・ソフト両面からの市街地空間形成
- 4 港を望む建造物等**
 - ・歴史的建造物と高層建築物が一体となった街並み
 - ・大規模な倉庫群やクレーンなどの産業景観
- 5 眺望点**
 - ・高さや位置の異なる多様な眺望点が存在
 - ・眺望点が同時に景観要素として視られる対象になる
- 6 にぎわい**
 - ・広大な水際のオープンスペースを活用した取組
 - ・形成されつつある「生活の場」としての港

景観形成のテーマ

- I 水際空間、緑の連続性を大切にする
- II 眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる
- III 水際空間を魅力的にする
- IV 眺望点を大切にする
- V 新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす
- VI 市民が港を感じ、活動し、近づける空間を増やす
- VII 港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす
- VIII 地区ごとの特徴に応じた景観をつくる

景観形成に向けた取組・配慮事項

- I ・ウォーターフロントの軸線を活かした地区・街区の計画とする
・内港地区全体で一体感のある色彩や形態意匠を誘導していく
- II ・複数の眺望点からの見え方に配慮した形態意匠を検討する
・ゆとりを持った配置とし、建て詰まった印象となることを防ぐ
- III ・港を感じられる設えを積極的に整備していく
・水への映り込みを意識し、魅力ある夜間景観を創出していく
- IV ・新たな眺望点を積極的に生み出していく
・眺望点を広く認知してもらうよう周知、PRを行っていく
- V ・地区の記憶を伝える要素を積極的に保存・活用していく
・地区の個性やストーリーを積極的に発信していく
- VI ・市街地から港へ向かう軸を設け、見通しや風の道を創出する
・水際・水上空間を活用した実験・取組を積極的に推進していく
- VII ・景観要素が引き立つよう周辺の建物等についても配慮する
・産業景観や夜景などを積極的に発掘していく
- VIII ・地区の個性に基づいた景観形成方針を定め、整備を行う
・地区の目標等に応じて、効果的な景観形成施策を検討する

景観形成の視点

- 1 リング状の港の構造を生かした景観の形成
- 2 誰もが美しさを感じる景観の形成
- 3 よこはまらしい特徴的な景観の形成
- 4 人々の生活・活動によるにぎわい景観の形成

今後の展開

- 1 内港地区全体を対象とした誘導
- 2 既存施策・計画の検討
- 3 新規地区への展開
- 4 ハード・ソフトの両面で推進する景観形成

目標像

「世界に誇る美港・美しい横浜みなと景観」

横浜港が世界に誇る美港となることを目指し、

港の美しい景観を形成していきます。

3-1 景観形成のテーマ

I 水際空間、緑の連続性を大切にする

横浜市ではこれまでウォーターフロントの軸線を重要な都市軸として位置づけ、連続する水際空間や緑地を創出してきました。港から市街地にかけてなだらかな地形が続いている内港地区において、リング状の構造から作り出される連続した水際の緑地は、都市景観と水面、空に加えて重要な景観要素の一つとなります。今後も水際空間や緑地の連続性を保ちながら拡大していくことが重要です。



II 眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる

内港地区には、高い場所や水際、水上など様々な種類の眺望点が数多く存在します。同じ場所であっても、それを望む眺望点によってその表情が変化することも横浜港の魅力です。

また、船やシーバスを利用した水上の眺望点は、超高層の街並みや山手のまとまった緑を背後に持つ市街地と水際空間が一体となった景観や、空と海と港湾施設によるダイナミックな横浜の港らしい景観が望める眺望点です。陸からだけではなく、これら水上の眺望点からの景観も配慮し地区や施設を整備することが大切です。

眺望点からの景観を意識し、どのように見えるかを十分に検討することで魅力的な景観をつくりだしていきます。



Ⅲ 水際空間を魅力的にする

横浜港は国内の他都市と比較しても市民が港に近づける空間が多く、また都市部には水際線に沿ってプロムナードが形成され、魅力的な水際空間を演出しています。水際空間には人々が行き交うオープンスペースや歴史的な建造物、高層の建築物、工場やふ頭など景観要素が数多く存在し、それらが連なって緩やかに変化する景観を形成しています。この魅力をさらに伸ばし水際空間を魅力的にすることが重要です。



Ⅳ 眺望点を大切にする

内港地区では、多くの地点から多様な景観を望むことができます。港の見える丘公園や高層の建築物など、高い位置からの眺望点からはなだらかに広がる連続した水際の景観や歴史的建造物、高層建築物と港湾機能が一体となった港の景観を俯瞰することができます。また水上からはまとまった山手の緑や、港湾施設など陸上からとは異なった景観が望めます。さらには、それぞれの眺望点や行き交う人々や活動も同時に景観要素の一部となっています。これらの眺望点を大事にし、また新たに眺望点となる場所を整備していくことで、内港地区の魅力をより感じられるようになります。



V 新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす

地形がなだらかで、背景となる自然要素が少ない内港地区においては、建造物が中心となって景観が形成されています。開港時代からの歴史を継承する歴史的建造物や横浜のスカイラインを形成する高層建築群、港らしさを強く印象付ける倉庫群やガントリークレーンなど、様々な時代や用途の建造物が一体となって構成される景観こそが横浜の港らしさであるといえます。今後も新旧それぞれの街並みをいかし、それぞれの街並みが調和する都市景観を作り上げていくことが重要です。



VI 市民が港を感じ、活動し、近づける空間を増やす

水際線が市街地として開発されたことをきっかけに、水際空間の整備や観光船の増加などが進み、また住宅も増加するなど、現在、市民と港の距離は一層近くなっています。水際のオープンスペースや水上は、人々が内港地区の景観を望む絶好の場所になると同時に、活動・生活している人々も景観要素の一つになり、そのにぎわいも横浜の港らしい景観をつくりだしています。今後もこれらの空間を積極的に作り出していくことが求められます。



Ⅶ 港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす

建物によって形成される景観が多く、また多くの眺望点からの景観が望める横浜港においては、魅力的な景観要素を自分たちの手で守り、ふやしていくことが重要です。これまでも、内港地区では開港からの歴史を伝える建造物や、港湾機能の記憶を残す施設を積極的に保全活用してきました。今後も、引き続き新しく建設される建物に対しては、周辺の景観や地区の特性、景観資源と調和するよう計画を行うことが、横浜らしい景観をつくり保つために必要不可欠と言えます。また、時間や季節によって異なる景観も横浜港の多面性を表しており、「夜景」も重要な要素です。昼だけでなく、夜の街並みも魅力的なものとなるようまちづくりを進めていく必要があります。



Ⅷ 地区ごとの特徴に応じた景観をつくる

内港地区は、形成過程や特徴が大きく異なり、その用途や訪れる人々も千差万別な地区が集まってリング状の構造を形成しています。今後も多くの計画によって長期的に続くまちづくりにおいて、地区の利用形態や利用者が変化していく中でも、地区の歴史を踏まえた個性を大切にしていきながら計画を推進し、様々な機能を持つ地区が調和する景観をつくりだしていくことが重要です。



3-2 4つの視点

《視点1 リング状の港の構造をいかした景観の形成》

内港地区においては、内水面をそれぞれ形成過程や歴史の異なる、様々な特徴を持った地区が取り囲んでおり、このリング状の構造によって、他都市にはない横浜の港らしい特徴的な景観が形成されています。

この特徴を活かしてさらに魅力的なものとしていくため、都心部に隣接した豊かな水辺の環境を市民が利用できるまちづくりを進めるとともに、地区ごとの機能や景観がリング状につながる都市構造の形成を目指します。

《視点2 誰もが美しさを感じる景観の形成》

内港地区における「誰もが美しいと感じる景観」とは、港自体が有する機能の美しさと都市の風景が一体となり、さらにこれらの景観をより魅力的に見せる「要素」を有していることであると考えます。

「海」「港湾機能」「都市」「景観要素」「空」が一体的に美しく見えるよう、統一感のある色彩や形態の誘導を行っていくとともに、それらを望む眺望点や快適な歩行者空間を積極的にまもり、つくっていきます。

《視点3 横浜らしい特徴的な景観の形成》

内港地区は形成過程や歴史の異なる、様々な特徴を持った地区から成り立っています。また、歴史的建造物や土木遺構、超高層の街並みや地区のシンボルとなる建造物、更には人々の賑わいや夜景など、内港地区には見る場所や時間によって異なる多彩な景観要素が存在しています。

これら横浜のイメージを形づくる地区や景観要素を大切にしつつ新たに生み出していくことで、他にはない横浜の港らしい景観を形成していきます。

《視点4 人々の生活・活動による賑わい景観の形成》

現在、みなとみらい21地区や関内地区を中心に、港と都市機能が融合し、市民に開かれた水際線を形成しています。更には、海をより身近に体感できる船も水上の賑わいを演出しており、近年は豪華客船から市民によるイベントにおける小型の船など、その種類も数も増えつつあります。

人々の営みによって生み出される景観を内港地区における重要な景観要素としてとらえ、賑わいの創出に向けた取組を積極的に推進していきます。

第4章 美港景観の形成にむけた今後の展開

4-1 今後の展開

これまでに設定した4つの視点や8つのテーマを推進し、目標を達成するため、景観形成を行っていくうえでの今後の展開を示します。

(1) 内港地区全体を対象とした誘導

現在、内港地区では「みなと色彩計画」によって地区全体の色彩が緩やかに誘導され、一体的な景観を形成しています。今後もリング状の都市の構造を生かした景観を形成していくため、内港地区全体を範囲とした緩やかな規制誘導を行い、一体感のある景観形成に取り組んでいきます。

(2) 既存施策・計画の検討

背景となる自然要素が少ない内港地区では、人工物によって景観のほとんどが形成されています。現在の魅力ある都市景観は、様々な施策や規制誘導によって計画的に形成されてきたものです。今後も、誰もが美しさを感じる景観を形成していくため、これらの施策・計画を積極的に推進していくとともに、行ってきた施策の効果や課題点を検証し、都市構造の変化を反映したうえで常に実効性のある施策・計画としていきます。

(3) 新規地区への展開

内港地区の都市構造は常に変化を続けており、今後も各地区において用途や構造が大きく変化する可能性があります。構造や用途の異なる地区が隣接する横浜らしい特徴的な景観をさらに魅力あるものとしていくため、これらの地区においても、既存の地区と同様に地区としての景観形成の方針を明確に定め、一貫した考え方のもとに景観形成を行っていきます。

(4) ハード・ソフトの両面で推進する景観形成

人々の生活範囲と港が近接し、人々の賑わいや生活の様子が港における重要な景観要素となっていることは横浜の大きな特徴です。また、今後は産業構造や港を取り巻く状況の変化から、より一層港に近接して生活する人々の数が増えていくことが予想されます。人々の生活・活動による賑わい景観の形成を推進していくため、人々の意識を港に向ける空間創出などのハード的な整備を行うとともに、積極的に水際や水上空間を活用した取組・イベントを推進していきます。

4-2 景観形成にむけた取組・配慮事項

美港景観の形成に向けた取組を進めていくにあたって配慮が必要となる事項や、取組の一例を景観形成のテーマごとに示します。

I 水際空間、緑の連続性を大切にする

- ウォーターステートの軸線を活かした地区・街区の計画とする
- 内港地区全体で一体感のある色彩や形態意匠を誘導していく
- 水際の建物による圧迫感を軽減するよう、効果的にオープンスペースや緑地を配置する

II 眺望点、船上からの景観を意識し、魅力ある景観をつくる

- 建物等の計画を行う際には、複数の眺望点からの見え方に配慮した形態意匠を検討する
- 建物はゆとりを持って配置し、建て詰まった印象となることを防ぐ
- 中景～遠景となる船上や対岸からの景観に配慮し、建物による美しいスカイラインの形成や群としての色彩誘導を行う

III 水際空間を魅力的にする

- 港を感じられる設えを積極的に整備していく
- 水への映り込みを意識し、魅力ある夜間景観を創出していく
- 人が快適に歩行し、「留まる」ことのできる空間を積極的に創出していく

IV 眺望点を大切にする

- 新たな眺望点を積極的に生み出していく
- 眺望点を広く市民に認知してもらうよう周知、PRを行っていく
- 眺望点からの景観だけでなく、眺望点そのものの整備を推進していく

V 新しい都市と歴史あるまちなみの景観をいかす

- 歴史的建造物や遺構など地区の記憶を伝える要素を把握し、保存活用に努める
- 地区の個性やストーリーを来街者や居住者が共有できるよう積極的に発信していく
- 新しい建物等についても地区の歴史や文化を踏まえ、継承するよう計画する

VI 市民が港を感じ、活動し、近づける空間を増やす

- 市街地から港へ向かう軸を設け、見通しや風の道を創出する
- 水際・水上空間を活用した実験・取組を積極的に推進していく
- 都市部において、港を感じることが出来るオープンスペースを積極的に創出していく

VII 港を形成する多彩な景観要素を守り、つくりだす

- 景観要素が引き立つよう、周辺の建物等についても色彩や照明等について配慮する
- 産業景観や工場群による夜景などを積極的に発掘していく
- 希少な自然要素である山手地区の斜面緑地を引き続き保全していく

VIII 地区ごとの特徴に応じた景観をつくる

- 歴史や機能、用途などの地区の個性に基づいた景観形成方針を定め、整備を行う
- 地区の目標や景観形成の内容に応じて、効果的な景観形成施策を検討する
- 地区どうしの景観が調和したものとなるよう、隣接する地区にも配慮した計画とする

「(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について

資料 3 - 1 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインの運用について

資料 3 - 2 (仮称) 横浜市公共事業景観ガイドライン (修正案)

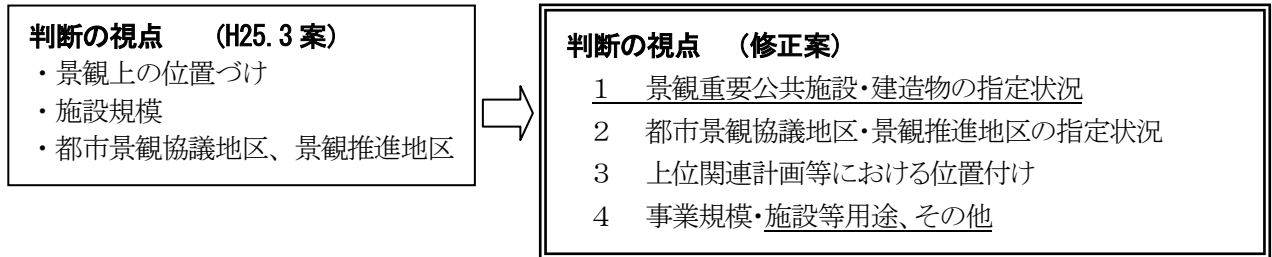
(仮称) 横浜市公共事業景観ガイドラインの運用について

第 6 回都市美対策審議会政策検討部会での主な意見及びそれに対する考え方

意見要旨	対応、考え方
現在の組織体制で対応可能な件数から対象範囲を逆算してはどうか。	<p>案件によって関係課の係わり方や調整の方法が異なるため、件数の算出は難しいと考えます。公共事業を、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい景観上重要な事業 ・ 景観上の重要さの判断について景観担当部署に相談することが望ましい事業 ・ その他の事業 <p>の 3 つに分類し、それぞれの目安をガイドラインに示して事業の所管課からの相談を促し、早い段階での情報収集に主眼を置くことを考えています。</p>
ガイドライン対象施設を明確にすべき。	<p>ガイドラインは全ての公共事業で活用される前提で策定し、事業の所管課にも働きかけていきますが、「判断の視点」に照らし、景観担当部署との連携が望まれる事業の目安を示します。</p>
全てセルフチェックではなく、情報はもらうほうがよい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記による事業の所管課からの相談 ・ 大規模公共事業にかかる庁内手続と連携し情報を収集 ・ 毎年度、「重要」及び「相談」の対象案件について各局あてに照会を合わせて実施します。 <p>要綱等により協議等の手続を義務付けることは行いません。</p>
公共施設の基本はベースづくり。シンボリックなものを作るならどこかに諮るべき。	<p>周辺の景観になじませるデザインと周辺から際立つ象徴的なデザインとの判断は、事業の所管課のみではなく、景観担当部署等の関係課と一緒に考えるのが望ましいと考えます。</p> <p>「判断の視点」に照らし、相談・協議を行う案件ごとに考え方を確認し、進め方を検討していきます。</p>
完成後の評価方法が重要である。	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドラインを活用して整備した事例を蓄積し、事例集に追加していきます。 ・ 事業の各段階で現れた課題を整理し、チェックシートを用いて次の段階へ引き継ぐことを盛り込みます。 <p>ガイドライン自体の改善のための検証や、事業ごとに景観的意図が実現できたかの検証の仕組みは今後検討していきます。</p>

景観上重要な事業の目安について

景観他担当部署と連携して景観検討を進めることが望ましい事業、進め方について景観担当部署と相談することが望ましい事業の目安をガイドラインに示します。



(A) 景観上重要な事業

判断の視点 1 景観重要公共施設・景観重要建造物に指定済、又は指定を前提として計画する施設等（通常の維持管理や補修等、軽易な行為は除く）

現状・景観重要公共施設：現在、景観推進地区3地区内のみ指定あり。

	道路	公園	港湾施設
関内地区	日本大通り、馬車道 他	山下公園、横浜公園	/
MM21 中央地区	地区内の全ての道路法第2条に基づく道路	グランモール公園 高島中央公園	臨港パーク 日本丸メモリアルパーク
MM21 新港地区	地区内の全ての道路法第2条に基づく道路	/	地区内の全ての港湾法第2条に基づく緑地、道路

・景観重要建造物：現在指定なし（景観計画に定める指定の方針に合致するもの）

(B) 景観上の重要さの判断について相談することが望ましい事業

判断の視点 2 都市景観協議地区又は景観推進地区内（通常の維持管理や補修等、軽易な行為は除く）

判断の視点 3 都市マス、景観ビジョン等上位計画において、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等の位置づけがされている場合

判断の視点 4

(1) 総工事費が6億円以上の土木、建築工事（公共空間から容易に見えないものは除く）
 <例>・通常市民が立ち入らない下水処理施設等の奥に作られる建築物や地下シールド等は除外

(2) その他、景観配慮が特に求められる場合
 <例>・景観上重要な立地の場合（歴史的建造物等の重要な景観資源に近接、主要駅前街の顔をつくる立地、里山等特徴的な景観を持つ地区 等）

- ・地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で、特に当該事業に関連する景観面の定めがあるものの区域内で、景観上影響を与える行為（新設・新築、意匠や色彩の変更等）為を行う場合
- ・シンボリックなデザインの採用や地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合
- ・公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前のまちなみを大きく変えるもの
- ・多数の市民が利用する公共建築物（庁舎、地区センター、公会堂、図書館等）

(C) その他の事業

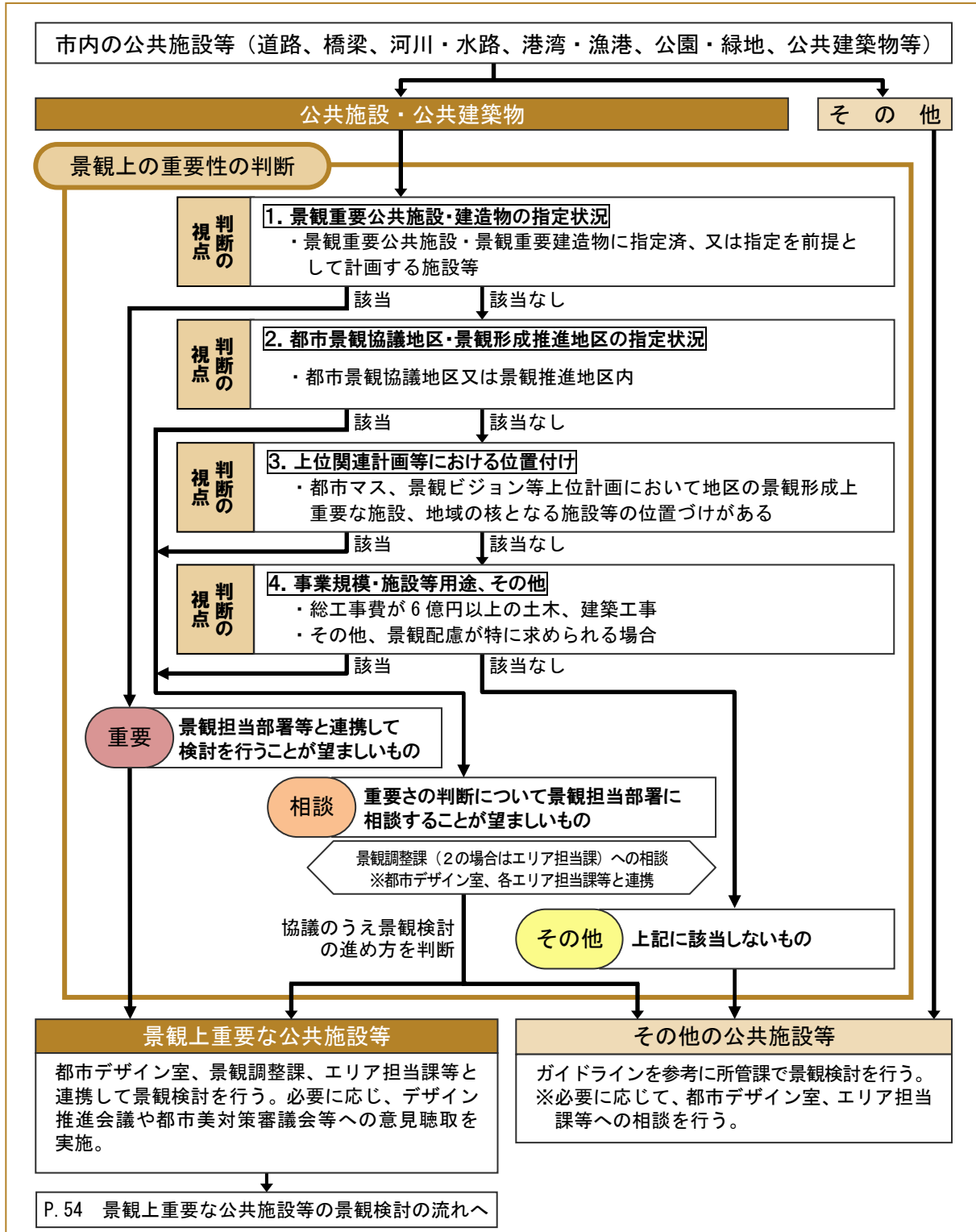
(A)(B)のいずれにも該当しないもの

第4章 横浜市における景観検討の流れ

1. 景観上重要な公共施設等の判断の流れ

市内で実施する公共事業において、以下の流れに基づいて景観上の重要性を判断します。

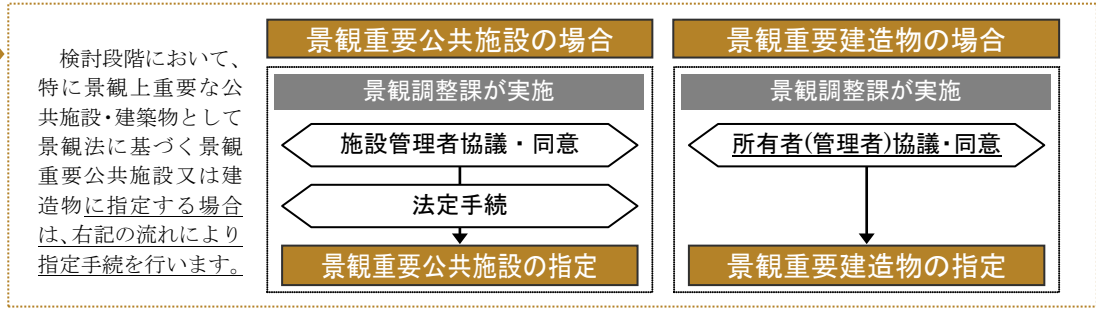
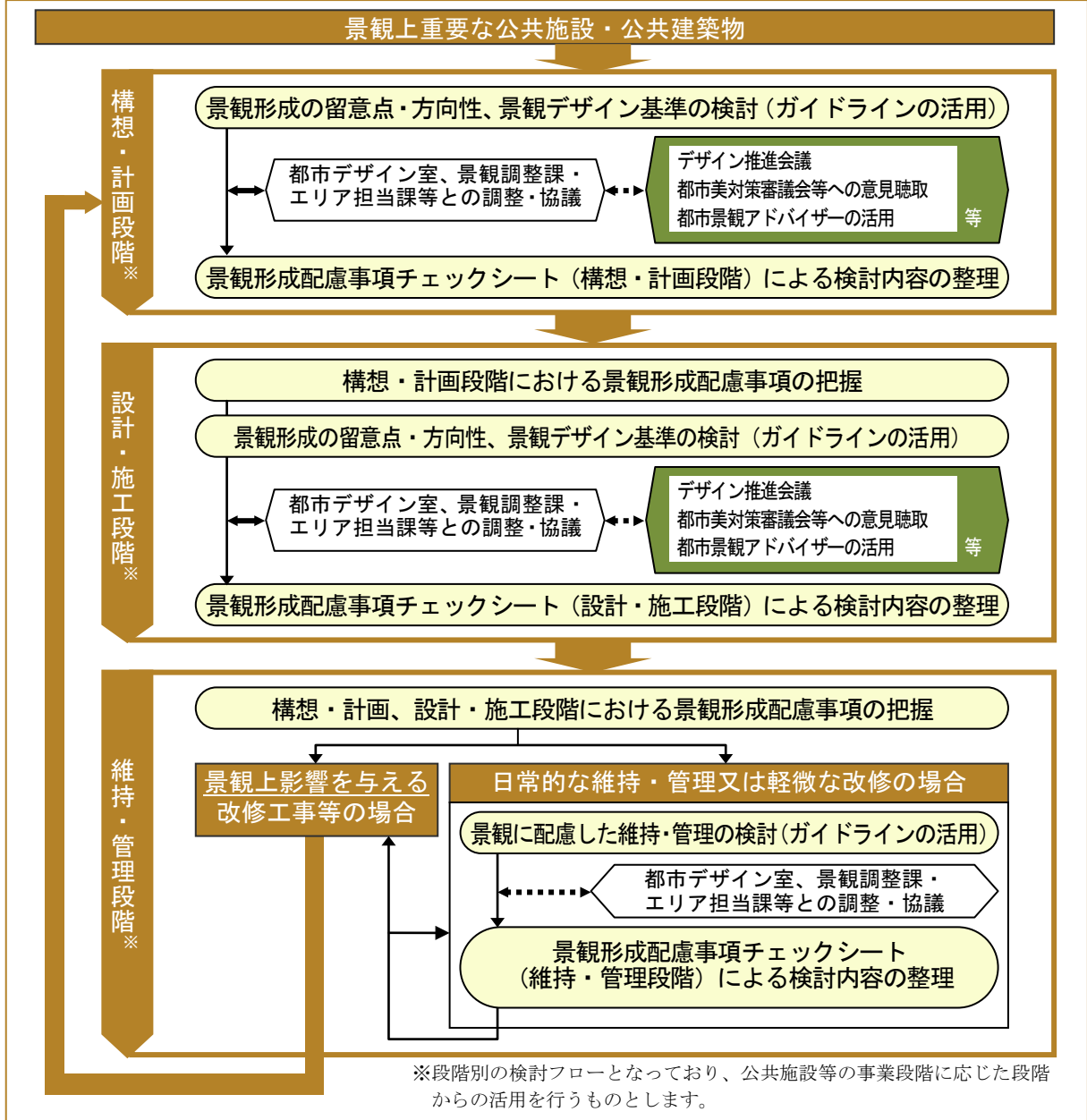
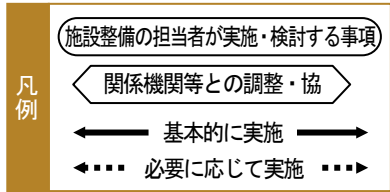
□景観上重要な公共施設等の判断の流れ



2. 景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ

前項により景観上重要と判断された公共施設等について、
検討の流れのイメージを以下に示します。

□景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ (イメージ)



(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン

(修正案)

下線部：修正部分

平成 26 年〇月

横浜市都市整備局

目 次

第1章 はじめに	1
1. ガイドライン策定の目的.....	1
2. ガイドラインの位置付け.....	2
3. ガイドラインの対象施設.....	3
4. ガイドラインの活用にあたって.....	3
5. 対象者.....	3
6. 利用時期.....	4
7. ガイドラインの構成.....	4
8. 用語の定義.....	5
第2章 公共施設等の景観形成の考え方	6
1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割.....	6
2. 公共施設等の景観形成の基本理念.....	6
2-1. 基本理念.....	6
2-2. 基本的な考え方.....	7
3. 景観形成のための体制構築.....	8
4. 横浜市の景観特性.....	9
4-1. 地区ごとの景観特性.....	9
4-2. 横浜の景観の多様性を感じることでできる特徴的な地区の景観特性.....	10
4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ地区の景観特性.....	11
4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性.....	12
第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法	14
1. 段階別の景観形成の進め方.....	14
1-1. 構想・計画段階.....	14
1-2. 設計・施工段階.....	16
1-3. 維持・管理段階.....	31
1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例.....	32
2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	34
2-1. チェックシートの活用方法.....	34
2-2. 景観形成配慮事項チェックシート.....	35

第4章 横浜市における景観検討の流れ	51
1. 景観上重要な公共施設等の判断の流れ.....	51
1-1. 重要：景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい公共施設等.....	52
1-2. 相談：景観上の重要さの判断について景観担当部署等に相談することが望ましい公共施設等.....	52
1-3. その他：その他の公共施設等.....	53
2. 景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ.....	54
2-1. 景観上重要な公共施設.....	55
2-2. 景観上重要な公共建築物.....	57
3. 景観形成に関連するその他資料.....	59

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の目的

横浜市では、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み形成が行われてきました。また、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力あるまちづくりが行われてきました。豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

こうした中、平成18年に市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を長期的な視野に立ち示した「横浜市景観ビジョン」（以下、「景観ビジョン」とします）を策定し、更に平成20年には景観法に基づく「横浜市景観計画」（以下、「景観計画」とします）を施行しました。景観計画では、市全域の開発行為に対する行為の制限や景観形成を推進していくべき地区ごとの行為の制限等を示し、主に民間の事業を対象とした規制・誘導を実施することで、より一層の「横浜らしさ」のある景観づくりに取り組んでいます。

しかしながら私たちの目に映る景観は、こうした民間建築物だけではなく、周辺に広がる自然環境とともに、道路、公園、河川、橋梁、公共建築物といった公共施設等がその重要な構成要素となっています。特に、公共施設等は、市民生活と密接な関わりがあるとともに、周辺の景観に与える影響も大きく、市のイメージを内外に印象づける重要な役割を担っています。

市では、公共施設等の景観形成についても、関内地区やみなとみらい21地区等の都心部を中心に積極的に推進してきており、こうした意欲的な取組を市全域に広げていくことで、市の更なる魅力の向上が期待できます。

公共施設の景観形成を巡っては、国において平成15年7月に策定された「美しい国づくり政策大綱」に基づき、平成23年6月に景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」が策定されました。その策定趣旨において、公共施設等の景観形成は、事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱うことが求められています。またその際、単にコストをかけて豪華にするのではなく、またコスト縮減のみを優先し景観整備を省くのではなく、事業の景観形成方針を踏まえた適切なコスト管理を行い、必要なものに対して適切なコストをかけることの重要性について言及しています。

このため、市が蓄積してきたこれまでの知見や手法を市全体へと波及させ、「横浜らしさ」を感じることのできる景観づくりをより一層推進するために、公共事業における景観検討の手順や、事業の進捗段階に応じた景観配慮の視点等をまとめた「横浜市公共事業景観ガイドライン」（以下、「ガイドライン」とします）を策定します。

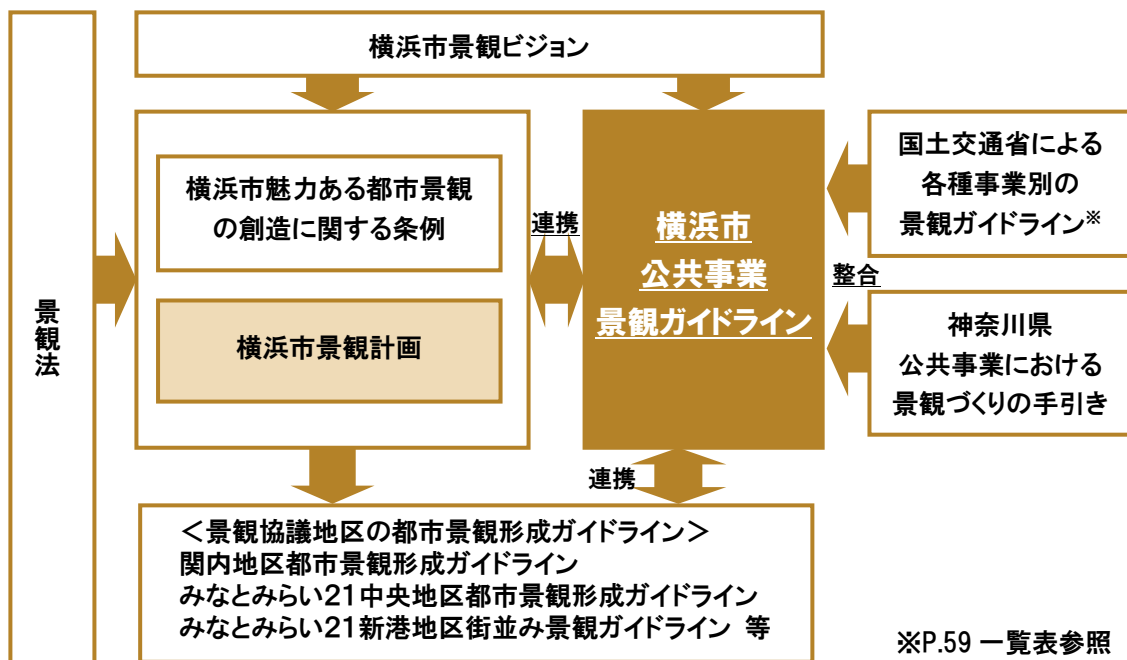
公共施設等の景観形成は、事業担当者等がガイドラインを用いて主体的に取り組むことを基本としつつ、必要と求めに応じて、景観担当部署等との連携や、審議会等への意見聴取を行うことにより、より質の高い魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。

2. ガイドラインの位置付け

ガイドラインは、公共施設等が景観形成における先導的な役割を担っていくために、市をはじめ国や神奈川県が実施する公共事業の景観形成の指針として策定したもので、景観ビジョンや景観計画と一体となって景観づくりを推進するものです。

ガイドラインは、景観ビジョンを踏まえるとともに、景観計画や都市景観協議地区で定める都市景観形成ガイドライン等との連携を図ります。更に、国土交通省が策定している各種公共事業の景観ガイドラインや「神奈川県公共事業における景観づくりの手引き」との整合を図ります。

また、今後の市における景観施策の展開等を踏まえ、必要に応じて、見直しを実施します。



3. ガイドラインの対象施設

ガイドラインは市内で行う全ての公共施設等の整備を対象とし、主に以下に示す、6つの公共施設についてまとめています。



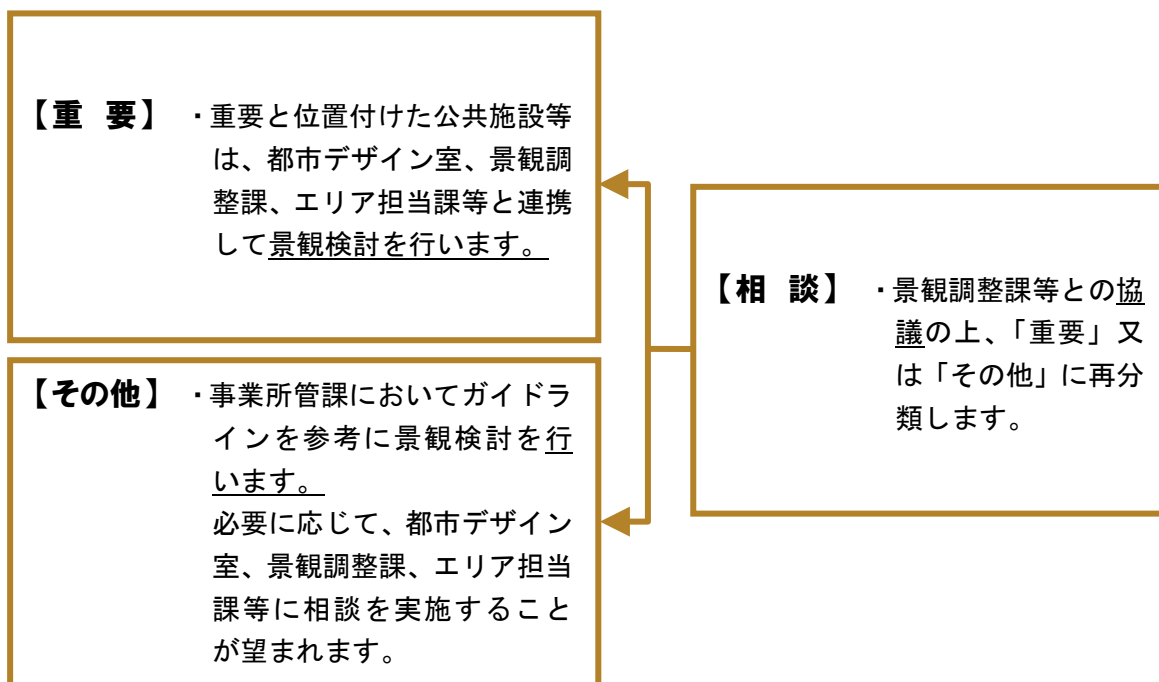
上記以外の施設等については、上記のうち該当又は類似する施設・建築物の記述を参考に進めます。

4. ガイドラインの活用にあたって

ガイドラインは全ての公共施設等を対象としていますが、景観法に基づく景観重要公共施設等への指定状況や、上位関連計画の位置付け等による景観上の重要性の判断の視点から、公共施設等を以下の3つに分類し、それぞれに応じた調整・検討を実施していくことが望まれます。

- ・景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい景観上重要な事業(重要)
- ・重要さの判断について景観担当部署に相談することが望ましい事業(相談)
- ・その他の事業(その他)

判断の流れの詳細は、「第4章 横浜市における景観検討の流れ」に示します。



5. 対象者

主として、市内で公共施設等の計画・整備、維持・管理に係る行政担当者及びこれらに携わる民間事業者等を対象とします。

6. 利用時期

公共事業は、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で複数の担当者に関わるため、それぞれの段階で必要な景観配慮について適切な検討を行うことが重要です。

このため、ガイドラインは、「構想・計画」、「設計・施工」、「維持・管理」の各段階で活用していくものとします。

7. ガイドラインの構成

ガイドラインは以下の構成となっています。

第1章 はじめに p. 1

ガイドラインの策定目的、位置付け、対象施設、対象者、利用時期といった基本的事項を整理しています。

第2章 公共施設等の景観形成の考え方 p. 6

公共施設等の景観形成を進めていく上での手ごかりや押さえておくべき考え方として、公共施設等が果たすべき基本的な役割、景観形成の基本理念、横浜市の景観特性を整理しています。

第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法 p. 14

公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法を段階別で整理しています。
また、各段階で検討した景観形成の留意点・デザイン手法等を取りまとめ、次の段階に適切に引き継いでいけるよう景観形成配慮事項チェックシートを整理しています。

構想・計画段階	p. 14
---------	-------

設計・施工段階	道路	p. 16
	橋梁	p. 20
	河川・水路	p. 21
	港湾・漁港	p. 23
	公園・緑地	p. 25
	公共建築物	p. 28

維持・管理段階	p. 31
---------	-------

その他の公共施設等の景観配慮事例	p. 32
------------------	-------

景観形成配慮事項チェックシート	p. 34
-----------------	-------

第4章 横浜市における景観検討の流れ p. 51

公共事業を実施するにあたって、景観形成の検討の流れや、庁内及び関係機関との調整方法について整理しています。

8. 用語の定義

●公共施設

国、神奈川県、市が主体として整備する公共事業の内、景観法第8条第4項ハに掲げる景観重要公共施設として指定できる道路、河川、公園等

●公共建築物

国、神奈川県、市が主体として整備する市役所をはじめとした庁舎や学校施設、文化施設、公営住宅、供給処理施設等の建築物

●公共施設等

上記に掲げる公共施設、公共建築物に加え、市街地再開発整備事業、区画整理等の面的整備に関する事業や、駅舎、鉄道路線等の公益施設を含めた施設

第2章 公共施設等の景観形成の考え方

1. 公共施設等が果たすべき基本的な役割

道路、公園、河川、公共建築物等に代表される公共施設等は、市民の快適で安心・安全に暮らすことができる生活環境を実現するために欠かすことのできない役割を担っています。

また、公共施設等は、大規模な施設となることが多く、一度整備されると、長期にわたりその場にあり続ける永続性の高い施設であり、多くの人の目に触れる機会が多いことから、景観への影響も大きくなっています。更に、道路や河川等が軸を形成し、公園や公共建築物等が拠点を形成するなど、市の都市構造を形づくる骨格として、人々に市のイメージを印象付けやすいものとなっています。

このように公共施設等は、市の景観を構成する要素の中でも重要なものであり、その整備にあたっては、魅力的な景観の形成を先導する役割を担っていくことが求められます。

2. 公共施設等の景観形成の基本理念

2-1. 基本理念

公共施設等の景観形成においては、次の3つを基本理念とします。

●先導／市や地域の景観形成を先導する公共施設等

公共施設等は、周辺の景観特性や周辺環境を尊重し、その場に蓄積されてきた景観になじませていくことを基本とし、民間施設の景観形成を先導する役割を担います。

更に、市のランドマークとなる公共施設等においては、景観上の重要性を踏まえた十分な調整・検討を行い、地域の新しい景観を創出するよう優れた景観デザインを取り入れることなどにより、横浜らしい景観形成の推進に努めます。

●愛着／市民等に愛され、大切に活用される公共施設等

公共施設等は、市民の快適な住環境を実現し、市民が魅力を感じられるものを目指します。

市民から愛される公共施設等を整備していくことにより、それらが後世に引き継がれ、市の景観資産となるように努めます。

●機能／市民が利用しやすく、安心・安全に暮らすことのできる公共施設等

公共施設等は、その機能を十分に満たしつつ、市民が安心・安全に利用することができることが基本となります。

また、派手な装飾等による過度な景観配慮をするのではなく、洗練された普遍的なデザイン等を用いることで市民が利用しやすく、維持・管理のしやすいものとなるよう努めます。

2-2. 基本的な考え方

基本理念を踏まえ、良好な景観形成に配慮した公共施設等の整備の推進を図るため、景観形成の基本的な考え方を次の通り設定します。

●景観形成の一貫性を考える

公共施設等の整備においては、構想・計画段階から維持・管理段階に至るまで、設計意図や景観形成の考え方を継承し、一貫性をもって考えていく必要があります。

●景観形成の連続性・一体性を考える

公共施設等の整備は、施設内での各要素の総合的なバランスや周辺環境への調和に配慮し、当該施設内や周辺施設との連続性・一体性を考えていく必要があります。

●市民の想いを取り込み考える

公共施設等の整備においては、市民の意見に積極的に耳を傾け、市民の地域や公共施設に対する想いを取り込みながら考えていく必要があります。

●地域らしさを考える

公共施設等の整備は、周囲の歴史や風土に即した形態、素材を用いることで、その地域らしさを感じられるよう考える必要があります。

●時の経過を考える

公共施設等の整備は、整備後の維持・管理についての考慮や、いつまでも愛される施設とするための飽きのこないデザインとするなど、時の経過を考える必要があります。

●機能性やコストを考える

公共施設等の整備は、景観面に配慮するだけでなく、本来求められる機能性を十分に満たすとともに、資材の汎用性や経済性にも配慮する必要があります。

3. 景観形成のための体制構築

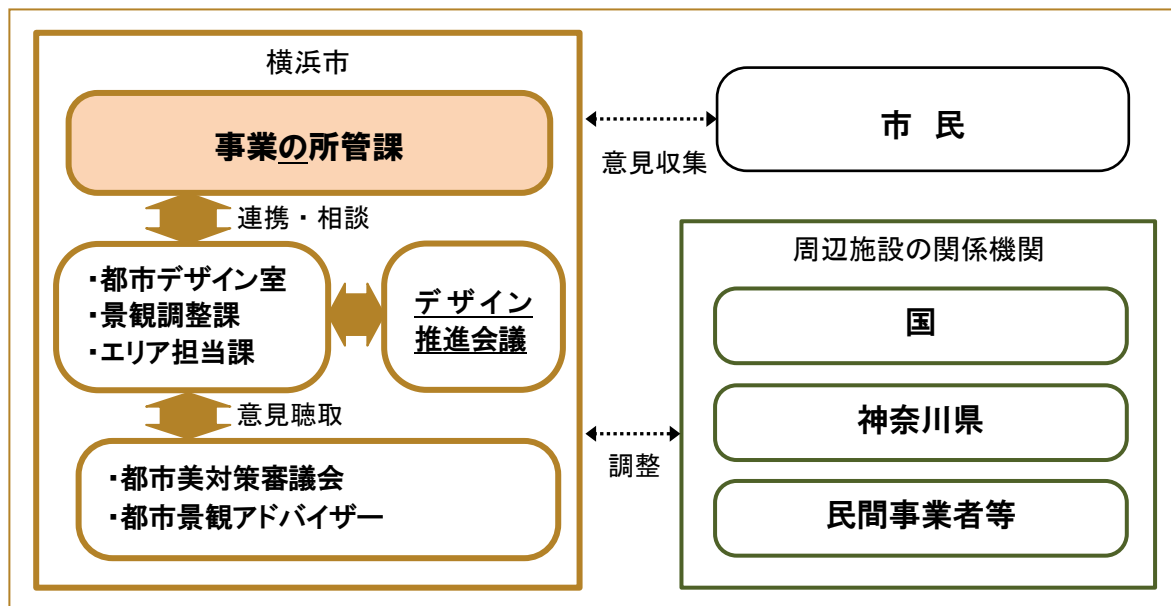
公共施設等の整備にあたっては、事業の所管課が中心となって景観デザインの検討を進めるとともに、必要に応じて都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課^{※1}等との調整・協議を実施します。これら景観担当部署等との連携により、事業を行う地域の景観特性についての理解を深め、これまでの蓄積を踏まえ、課題や求められる配慮等について様々な角度からの検討が可能になります。

更に必要な場合には、景観形成の進め方や方針等について庁内の承認を得るためにデザイン推進会議^{※2}に諮ったり、都市美対策審議会又はその部会等（以下、「都市美対策審議会等」とします）への付議、市民からの意見収集、関連する周辺施設等の事業者との調整等を行います。景観担当部署は案件に応じこれらの活用・調整を進め、協力して景観面の質の向上を図ります。

民間事業者と協働で実施する事業の場合は、ガイドラインを参考に、求められる配慮や方針をあらかじめ整理し、事業者の選定に活かします。また、景観上重要な公共施設の整備の際は、事業者の選定過程において、指名競争入札以外にもプロポーザル・設計競技等を活用することにより、質の高いデザインや創意工夫等を得られる事業者を選定するよう努めます。

いずれの場合も、庁内外の関係者が早い段階から景観形成の方針や考え方を共有し、その実現に向けて互いに協力することが重要です。

□景観形成のための検討体制



※1 エリア担当課：地域のまちづくりを主に都市整備局内の各課が方面別に担当している。地域まちづくり課、都心再生課、みなとみらい21推進課等。

※2 デザイン推進会議：建築物・土木構造物等都市景観を構成する物件の整備のうち、横浜の顔となるようなシンボル性の高いもの、都市景観形成に対する影響が大きいと予測されるもの等について、横浜らしい質の高い景観形成に資するものとするため設置する庁内会議。所掌事務は(1)デザイン調整の対象と方向性の決定(2)重要案件のデザインに関する助言(3)その他横浜らしい質の高い景観形成の推進に必要な事項。会長は副市長、事務局は都市デザイン室。

4. 横浜市の景観特性

4-1. 地区ごとの景観特性

(1) 駅前・駅周辺

市内には、多くの駅が位置しており、その駅前及び周辺の多くは、商業・業務機能が集積する街の玄関口となっています。こうした駅・駅周辺では、商業・業務機能の集積による賑わいのある景観を形成しています。

(2) 高密度な既成市街地

市内には、旧街道などの道路網の発達により古くから形成されてきた既成市街地が多く存在しています。こうした既成市街地では、商店街や下町の風情を感じることできる建造物が点在する街並みを形成しています。

(3) 商工業・住居などが混在した市街地

市内には、小規模な商工業系の建築物や住宅などが混在した市街地が広がっており、その多くは河川沿いなどに立地しています。こうした市街地では、落ち着いた住宅地の中に商工業系の建築物が点在する景観が形成されています。

(4) 丘の上の住宅地

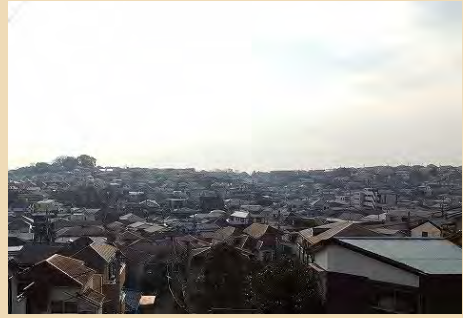
市内の丘陵地の上には、開港以来開発されてきたまとまりのある住宅地が広がっています。こうした住宅地では、坂道の起伏からなる景観の変化や市街地への眺望を楽しめるとともに、宅地内の植栽などにより緑豊かな景観を形成しています。

※ 横浜市の景観特性について詳しくは「横浜市景観ビジョン」参照
※ p.9~13の写真はイメージです



(5) 郊外部の一般住宅地

市内の台地や丘陵部の一部には、各駅を中心とした街並みが形成され、その周辺には住宅地が広がっています。こうした住宅地では、地形の変化などによる周辺環境に応じた住宅地の景観が形成されています。



(6) 計画開発による住宅地

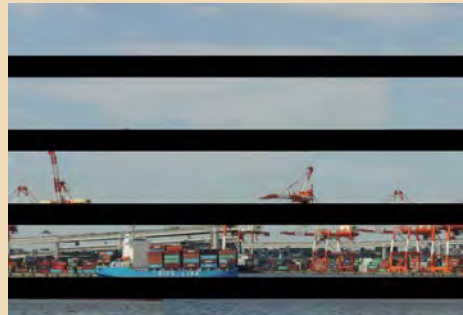
市内の台地や丘陵部の一部には、旧来からの一般住宅地とともに、高度経済成長期以降に計画開発された大規模な住宅地が広がっています。こうした住宅地では、計画的に緑地や公園等が配置され、宅地内の植栽とともに緑豊かな景観が形成されています。



4-2. 横浜の景観の多様性を感じることもできる特徴的な地区の景観特性

(1) 臨海工業・物流地区

市の臨海部には、港町である横浜らしさを感じることもできる多くの工場施設等が立地する臨海工業・物流地区が形成されています。こうした臨海工業・物流地区では、大規模な工場が建ち並ぶダイナミックな景観が形成されているとともに、近年ではインナーハーバー整備構想を受けて美しい港を目指した景観形成が進められています。



(2) まとまった樹林地・農地、大規模な公園等

市の郊外には、まとまった樹林地・農地などが広がっています。こうした樹林地・農地などは、生物の重要な生息環境となっており、街に広がりや潤いを感じさせる景観を形成しています。



(3) 河川

市内を流れる河川は、人々が緑や水辺を感じることのできる貴重なオープンスペースを提供しています。また、大規模な河川は、都市の骨格を形成する重要な要素となっています。



(4) 幹線道路沿道

幹線道路沿道には、大規模商業施設やロードサイド系の商業施設などが建ち並ぶ景観を形成しています。また、街路樹により、緑の軸を形成している道路も見られます。



4-3. 市民に親しまれている個性的な景観を持つ 地区の景観特性

(1) 寺家ふるさと村周辺地区

市の北西部に位置する寺家ふるさと村周辺地区は、雑木林の丘に挟まれた谷戸田と呼ばれる細長く伸びた水田が幾筋もあり、水田とその周辺の樹林地が一体となった田園景観を形成しています。また、農業体験を行うことのできる施設やレジャー施設等も整備されており、人々を楽しませています。



(2) 舞岡ふるさと村周辺地区

市の南西部に位置する舞岡ふるさと村周辺地区は、豊かな田園景観が広がるとともに、貴重な水源域をふくむ山林が広がる農業地域となっています。地区内には、古民家を移築するなど、農村の歴史を感じることのできる景観を形成しています。



(3) 金沢八景・金沢文庫周辺地区

市の南端部に位置する金沢八景・金沢文庫周辺地区は、鎌倉文化を受け継ぐ景勝地であり、趣のある街並みなど歴史的景観を形成しています。また、地区内は、豊かな緑や水辺により潤いを感じさせる景観が残されています。



4-4. 横浜の顔となる地区の景観特性

(1) 関内周辺地区

関内周辺地区は、商業・業務機能を中心に、文化芸術等、多様な機能が複合する地区です。開港の歴史を伝える歴史的建造物等が点在し、港からの眺望、港への眺望を意識したまちづくりが進められてきました。地区内には馬車道、山下公園通り、日本大通りなどのゆとりと賑わいのある道路空間が整備され、ゾーンごとに異なる個性的な都市景観を形成しています。



(2) 山手地区

山手地区は、居留地時代から継承されてきた、ゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並みが形成されており、また海からの眺望の背景となる山手の崖線の緑地を形成しています。地区内には、西洋館などの歴史的建造物やヒマラヤスギなどの地区の歴史・文化を伝える景観資源が残されています。



(3) みなとみらい21地区

横浜の顔として、横浜駅周辺地区と関内地区の2つの都心を結ぶ中央地区と近代港湾発祥の地である新港地区の対比を生かした景観形成が進められてきました。中央地区では、商業・業務などの多様な都市機能が集積した近未来的なイメージを目指し、新港地区では歴史性を生かし、赤レンガ倉庫をはじめとする歴史的資源を保全・活用した街づくりが進められています。



(4) 横浜駅周辺地区

横浜駅周辺地区は、横浜の中心的な交通結節点となっており、商業・業務施設が集積する都心部としての景観を形成しています。近年は「エキサイトよこはま22」に基づくまちづくりガイドラインを定め、横浜の玄関口にふさわしい印象的で魅力ある都市景観や、河川空間や路面のにぎわいなど地区の特徴を生かした個性ある景観の創出を目指しています。



(5) 新横浜駅周辺地区

新横浜駅は新幹線停車駅であり、初めて横浜を訪れる多くの来街者に横浜の印象を与える地区となっています。駅前には商業・業務施設が集積し、周辺の緑とともにゆとりある都心的な景観を形成しています。



第3章 公共施設等における景観形成の留意点・デザイン手法

1. 段階別の景観形成の進め方

1-1. 構想・計画段階

□公共施設の機能や役割を明確にする

- 施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。
- 上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。
- 構想・計画の景観形成上の意図や考え方を関係者と調整したうえで共有、明文化し、各段階へ確実に継承する。

□周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る

- 周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。
- 周辺の街並みや歴史的建造物等の景観資源、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。
- 環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。

□基本は周辺景観に調和させる

- 公共施設等は、原則として周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画する。
- 周辺景観から際立たせたい公共施設等は、景観上の重要性を踏まえ、庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取など十分に検討・調整を行った上で、市や地域のランドマークとして洗練され優れたデザインとなるよう計画する。

□事業間の調整を図る

- 事業地周辺で同種の公共事業が行われる場合、事業主体の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて事業者間で調整を行う。また、民間による開発事業についても調整を図ることが望ましい。
- 道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、連続性や一体性に配慮し、より魅力ある空間を創出できるよう、事業者間で連携して検討を行う。

□長期的視野を持った構想・計画とする

- 事業全体を通したライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮し、設計・施工段階や維持・管理段階にかかる関係部署と調整したうえで、長期的視野を持って構想・計画を策定するよう努める。
- 利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。

□市民、専門家等との協働・連携を図る

- 専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。
- 地域の景観形成における先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。その際には、質の高い的確な提案を誘導するために、求められる景観上の配慮や課題をあらかじめ整理して条件等に盛り込むよう努める。
- 市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。

1-2. 設計・施工段階

1-2-1. 道路

(1) 基本的な考え方

道路は、大勢の人々の往来や物の物流等に利用されるとともに、通風や日照の確保など、さまざまな機能を持っており、地域の社会経済活動を支える重要な公共施設となっています。

このため、道路の整備を行う際には、周囲の景観との調和に配慮しながら、ゆとりや快適性が感じられる工夫を行うことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【道路線形】

- 地形の変更を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
- 周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
- 歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。

【舗装】

- 安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観と調和するよう配慮する。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
- ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。



■ 台地の尾根に沿った道路線形となっています
(泉区岡津町)



■ 歩道に落ち着いた色調のパターンを組み合わせることで街並みのアクセントとしています
(都筑区茅ヶ崎南)



■ 自転車レーンに彩度を抑えた色を使用するとともに、塗装部分を必要最小限に抑えています
(西区みなとみらい/国際橋)

【緑化】

- 地域特性に考慮した街路樹や植栽帯等を設置し、連続性や潤いを感じることでできる空間を演出する。
- 良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
- 街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性、維持・管理等に配慮して選定する。
- 地区の骨格を成す道路や、突き当りに景観資源を持つ道路等では、並木等による見通し景観（ビスタ）を形成する。

【法面・擁壁】

- 法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- 法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。
- 法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。



■ 植栽帯に植えられた花が、まちなみに彩りと安らぎを添えています（中区太田町／馬車道）



■ 成長した街路樹によりビスタ景観を形成しているとともに、沿道の建築物との緩衝機能を担い、街並みを潤い豊かにしています（中区日本大通／日本大通り）



■ 擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減するとともに、背後の自然景観との調和を図っています（東京都町田市）



■ 擁壁に植栽ブロックを用いることで圧迫感や威圧感を軽減しています（保土ヶ谷区岡沢町）

【トンネル】

- 周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
- 坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。



■坑口部壁面のコンクリート面を少なくすることで、緑豊かな印象を与えています（金沢区 能見台／能見台トンネル）



■歴史を感じることができる創建当時のデザインを保全しています（南区南太田／大原隧道）

【道路付属物・占用物】

- 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。
- 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。
- 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。
- 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。



■シンプルな形態意匠が周囲の良好な景観を引き立て、調和しています（中区日本大通／日本大通り）



■街路樹の間に木製のベンチが設置され、人々の滞留するゆとりのある空間を創出しています（中区太田町／馬車道）

【高架橋・歩道橋】

- 高架橋・歩道橋は、基本的に周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。
- ランドマークとなる高架橋・歩道橋は、素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。



■彩度を抑えた色彩を用いることで、周囲の景観を阻害することなく調和しています（中区桜木町／みなとみらい4号線架道橋）



■落ち着いた色彩とともにゆやかに弧を描く形状で街並みのアクセントとなっています（中区山下町／ポーリン橋）

コラム：横浜市公共サインガイドライン

公共サインは、不特定多数の方が利用する公共性の高い標識・地図・案内誘導板等の総称で、公的機関が設置主体となり公共空間に設置するものです。様々な情報・機能の付加や街のイメージカラーの採用等により、街を演出するための道具としても活用されています。しかし、十分なサイン計画がないまま設置されると、形状や表示方法に統一がなくなるとともに管理が行き届かなくなるなど、問題を生じてしまいます。

そこで、街の魅力を高め、市民や来訪者にとってわかりやすい公共サインとなるよう、平成7年度に「横浜市公共サインガイドライン」を策定し、市ホームページで公開しています。歩行者を対象とした案内・誘導サインで、駅前等の拠点、道路、公園、緑地に設置、管理されるものを適用範囲とし、文字や地図の表記方法を定めています。

公共施設等の整備に伴い公共サインの計画を行う場合は、「公共サイン整備にかかる事務手続要領」に沿って、事前協議が必要になります。



1-2-2. 橋梁

(1) 基本的な考え方

橋梁は、道路の交通を支えるのみでなく、人々に憩いを与える場としても大切な公共施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、橋梁の整備を行う際には、安全性や機能性を重視しつつ、地域の中での位置付けを踏まえた周辺景観とのバランスに配慮することが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【橋梁本体】

- 安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとするとともに、維持管理に十分配慮する。
- 桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。
- ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。

【橋梁付属物】

- 高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。
- 照明柱は高欄や連続する道路に設けられているものの色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。また耐用年数を考慮し、維持管理しやすい構造とするよう努める。
- ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップ等によりランドマーク性を演出する。

【その他添架物等】

- 橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩を橋梁と合わせるよう調整するなど、目立たないよう配慮する。



■装飾されていない桁側面が、高欄の意匠を引き立てています（中区黄金町／末吉橋）



■桁側面のシンプルな意匠が橋梁全体の姿を引き締めています（西区高島／はまみらいウォーク）



■ガラスと最小限の横棧でシンプルにデザインされた高欄が高質な街並みを演出しています（西区高島／はまみらいウォーク）

1-2-3. 河川・水路

(1) 基本的な考え方

河川・水路は、古くから地域住民と深い関わりを持ち、治水や利水の面から生活、産業、文化に大きな影響を及ぼしてきた公共施設です。また、多様な生物の生息環境としての役割を担っているとともに、市民が自然とふれあうことのできる貴重な公共空間となっています。

このため、河川・水路の整備を行う際には、自然環境や地域の生活、歴史・文化と調和した景観形成を推進していく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【護岸】

- 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮して計画する。
- 自然とのふれあいを感じることできるよう、親水空間の創出に努める。
- 自然素材やコンクリート護岸の場合は、大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観と調和するよう配慮する。
- 伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。

【堤防】

- 自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。
- 単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。
- 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。



■ 石敷護岸が自然とふれあうことのできる空間を創出しています（戸塚区舞岡町／舞岡川）



■ 緑溢れる護岸が周辺の自然景観と調和しています（栄区尾月／いたち川）



■ 自然景観と調和した、快適な水辺の散策路を設けています（栄区尾月／いたち川）

【高水敷】

- 公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。
- 花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水の潤いのある景観の創出に努める。



■ 親水空間を整備し、水辺を身近に感じることのできる空間が創出されています（保土ヶ谷区川辺町／帷子川（川辺公園））



■ 堤防から水辺に降りる階段を整備し、水に触れあうことのできる空間が創出されています（栄区桂町／いたち川）

【河川構造物】

- 水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。
- 柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とする。
- 河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。



■ 柵に自然素材を用いることで、周辺の自然に馴染んでいます（栄区尾月／いたち川）



■ 統一した案内版を設置することで、わかりやすく一体感のある景観を創出しています（港北区北新横浜／鶴見川）

1-2-4. 港湾・漁港

(1) 基本的な考え方

港は、古くから海上交通や流通の拠点となっており、開港以来の歴史・文化を伝える公共施設となっています。港のたたずまいは、先進性や情緒を感じることのできる景観を形成し、訪問者の心を和ませるものとなっています。

このため、それぞれの港の持つ歴史・文化や個性を尊重し、安全性や水際へのアクセス性を考慮するとともに、周辺の街並みと一体的な景観を形成し、海側からの眺めや、街からの海の眺めに配慮した潤いを感じることのできる水辺空間の整備を進めていく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【防波堤・護岸等】

- 防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。
- 防波堤、護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和に配慮する。



■ 石積護岸等の歴史的資産が保全されており、広場と一体となった景観を形成しています（中区海岸通り／象の鼻パーク）



■ ウッドデッキのボードウォークが整備され、水辺を感じることのできる空間を創出しています（中区桜木町／大岡川河口付近）

【建築物等】

- 建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。
- 港内のランドマークとなる建築物は、海上や周辺からの眺めを考慮し、海との調和に配慮した先進性の高いデザインとなるよう工夫する。



■ 建築物の外壁を彩度を抑えた色彩とすることで、海の青色と調和しています（金沢区幸浦／金沢工場（ごみ焼却工場））

【緑化】

- 潤いのある親しみやすい空間とするため、港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。
- 緑化を行う際は、海への眺望に配慮した樹種の選定や配植を行うよう努める。
- 訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。



■ 先進的なデザインの採用により、港のランドマークとなっています（中区海岸通り／大さん橋国際客船ターミナル）



■ 人々が集い憩える水際の広場は、イベント利用も考慮して整備されています（中区海岸通り／象の鼻パーク）



■ 高木等の植栽や広場の整備により、緑豊かな水辺を感じることできる空間を創出しています（中区新港／新港パーク）

1-2-5. 公園・緑地

(1) 基本的な考え方

公園・緑地は、市民の憩いやレクリエーションの場、災害時の避難場所や多様な生物の生息環境の場等といった、多岐にわたる役割を担っている公共施設です。また、季節の変化を感じさせてくれる貴重な空間であるとともに、都市全体の景観向上にも深く寄与しています。

このため、公園・緑地の整備を行う際には、各々の施設の持つ役割を踏まえ、自然との調和を図るなど、市民が愛着を感じることでできる魅力的な景観を形成していく必要があります。

(2) 留意点・デザイン手法

【植栽・緑化】

- 植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。
- 地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。
- 子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じた緑豊かな環境を創出し、まちの資産となるよう工夫する。



■ 生長した木々が公園内から街なかへの視線を遮蔽し、落ち着いた空間を作っています (中区日本大通／横浜公園)



■ 園路に沿って花や緑を植栽することで、四季を感じさせる美しい景観を形成しています (中区和田山／本牧山頂公園)

【園路】

- 園路は、土や石材、木材等の自然素材や落ち着いた色のある色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。
- 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。



■ 彩度を抑えた土色の散策路が、周囲に広がる芝生や木々の自然的景観と調和しています (港北区大倉山／太尾南公園)

【建築物】

- 周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。
- 自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。



■ トイレの外壁を茶系の色彩にすることで、公園の緑と調和しています（港区菊名／菊名桜山公園）



■ 建築物は周囲の木々を越えない高さに抑え、公園の景観に馴染ませています（東京都町田市／忠生公園）

【工作物】

- 柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。
- ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着いた空間となるようデザインする。
- 遊具は、安全性や維持・管理面を考慮した上で、周辺景観と調和するよう配慮して計画する。



■ 茶系の落ち着いたデザインの照明やベンチが周辺の緑と調和しています（港区大倉山／太尾南公園）



■ 落ち着いたデザインのパーゴラを設置し、人々が憩える休憩スペースを創出しています（都筑区茅ヶ崎南／茅ヶ崎公園）

【駐車場】

- 駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。
- 駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。



■ 駐車場の外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています（保土ヶ谷区明神台／保土ヶ谷公園）



■ 駐車場の舗装面を芝生で覆うことで、公園との一体感のある景観を形成しています（岐阜県各務原市／学びの森）

1-2-6. 公共建築物

(1) 基本的な考え方

公共建築物は、庁舎をはじめ、学校施設、市民利用施設、公営住宅、都市基盤系施設等といった様々な施設が対象となり、市民生活と密接な関わりを持つとともに、その多くは多数の市民等が利用する施設です。また、その規模や周辺の景観特性等により、地域のランドマークになりうる公共施設となっています。

このため、公共建築物の整備を行う際には、その用途に応じて開放的で親しみやすい施設とするとともに、周辺景観や歴史・文化等に配慮した質の高い建築物を目指すことが必要です。合わせて、市民や施設関係者の意見や将来の維持管理にも十分配慮して、材料や意匠、工法等の選定や設備計画を行うことが必要です。

(2) 留意点・デザイン手法

【配置・規模】

- 敷地改変を最小限に抑えるなどして、自然地形を活用し、地形の起伏等を生かした計画とする。
- 道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と合わせてオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。特に公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。
- 周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。
- 市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組合せなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。

【形態・意匠・色彩】

- 周囲の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。
- 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボリックな景観となるよう努める。



■敷地境界から後退し、樹木を植えることで、ゆとりと潤いのある空間を創出しています
(港北区日吉／慶応義塾大学)



■高層部を後退させることで、通りからの圧迫感を軽減し歴史的建造物を引き立てています
(中区日本大通／横浜市情報文化センター)



■歴史的建造物を保全、中央に立つ塔がアクセントとなっています
(中区日本大通／神奈川県本庁舎)

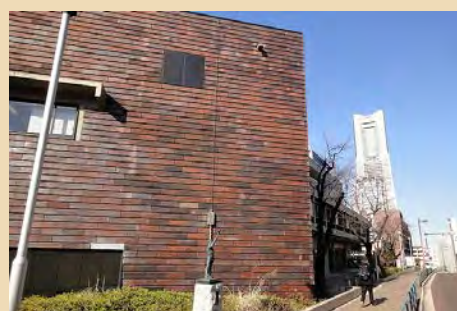
- 屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーバー等の設置により、見えにくくなるよう配慮する。
- 建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物で、地域に新しい景観を創出するようなシンボル性が高いデザインを用いる場合は、十分な広報等により市民の理解を得るよう努める。

【素材】

- 耐久性や耐候性を十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。
- 維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。



■ 茶系のタイルと開口部が様々な組合せをつくり、単調な壁面とにならないよう工夫されています（中区港町／横浜市庁舎）



■ 外壁が時間経過とともに風合いを増し、建築物全体に風格が感じられます（西区紅葉ヶ丘／県立青少年センター）



■ 外壁の低層部に石材を用いることで落ち着きを感じる外観となっています（青葉区あざみ野南／アートフォーラムあざみ野）

コラム：公共建築物等における自然素材の活用

平成 22 年 10 月、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するために「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されました。本法律では、地方公共団体においても国の施策に準じ、公共建築物の木材利用の促進に努めることとされています。

さらに、県土の約 4 割を森林が占めている神奈川県においても、平成 17 年に「公共施設の木造・木質化等に関する指針」を策定しており、県内における公共施設（建築物及び工作物）の整備において、可能な限り木材を利用した方法を採用し、県産木材の利用を促進することが求められています。

景観形成上の観点からも、建築物等の素材に木材を使用することで、暖かみや落ち着いた印象を与えることができます。特に自然的景観との調和が重視される場合や、親しみやすさが求められる建築物の場合は、効果が期待できます。

【外構】

- 外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺道路等の公共空間との一体性や連続性に配慮する。
- 敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。
- 植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。
- 花や紅葉等といった四季を感じることでできる樹種を選択し、季節感の演出に努める。
- 柵・フェンス等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。
- 市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明等により、昼間と違った見え方を演出してシンボル性を高めることも考えられる。

【駐車場】

- 駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、周囲を植栽等で囲うなどして、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。



■柵の緑化や植栽により、潤いを感じさせ、開放的なエントランス空間を創出しています（青葉区あざみ野南／アートフォーラムあざみ野）



■ランドマークとなっている施設をライトアップし、シンボル性を高めています（中区新港／赤レンガ倉庫）



■駐車場外周に高木や中低木を植栽することにより道路から自動車を見えにくくしています（中区港町／横浜市庁舎）



■駐車場の屋上や壁面を緑化し、潤いのある景観を創出しています（西区老松町／野毛山有料駐車場）

1-3. 維持・管理段階

□施設整備の意図を継承する

- 維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。それらを把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。
- 維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。特に指定管理者等、整備段階の主体と異なるものが維持管理を行う場合は、景観形成上の意図を理解したうえで行うよう留意する。

□既存の素材や施設を活用する

- 増築や改修等を行う場合には、当初の景観形成上の意図に沿って計画し、機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。
- 新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないよう配慮する。

□新たなデザイン等を取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する

- 経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化等によって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点・デザイン手法により、改めて景観面の検討を行う。
- 公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、周辺景観と調和した質の高いものとする。

□市民との協働による運営・活用を推進する

- 日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。
- 日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。
- 市民、利用者意見等から景観上の問題点や課題を把握し、改修等の機会に活かすよう努める。
- 公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。
- 公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。

コラム：公共施設等に屋外広告物を掲出する際の景観配慮

屋外広告物は、公共の空間において誰もが見ることができるとともに、市民の共通の財産である良好な景観を損ねる可能性があります。特に、公共施設等に掲出する場合は、本市が良好な景観形成を図る責務を負う立場であることを考慮し、広告物の内容・種類を問わず、周辺の景観と調和し、地域の景観形成に貢献するなど、民間の模範となるような質の高い内容とする必要があります。

公共施設等への屋外広告物の掲出を検討する場合は、

「行政財産等への屋外広告掲出ガイドライン」（平成22年3月策定）を遵守するとともに、「行政財産等における屋外広告物掲出について」（平成25年4月17日通知）に定める手続が必要になります。

1-4. その他の公共施設等の景観配慮事例

(1) 面的整備事業

□再開発事業／トツカーナ（戸塚区戸塚町）



■全体的に白と茶色の落ち着いた色彩を用い、周辺の落ち着いた街並みと調和しています



■落ち着いた色彩の中で、数種類のファサードのパターンにより賑わいを演出しています

□土地区画整理事業／金沢シーサイドタウン（金沢区並木）



■緑豊かな歩行者空間を整備し、沿道の街並みと一体となった落ち着いたある住宅地の景観を創出しています



■街の中にオープンスペースを配置し、人々が集い、憩えるゆとりある空間を創出しています

(2) 交通施設

□駅舎



■学生の街の「動」と閑静な住宅街の「静」をモザイクタイルを用いて演出しています（港北区／市営地下鉄グリーンライン日吉駅）



■レンガ調の外壁が、地域の歴史を踏まえた趣きを感じさせています（中区港町／JR関内駅）

□バス停



■ 広告面と必要な機能を盛り込み、都心部の街並みに調和するシンプルなデザインを実現しています（中区他／広告付きバス停上屋）

□地下鉄



■ ガラスとガラスブロックによりデザインされ、周辺の落ち着いた街並みとの一体感を創出しています（西区みなとみらい／みなとみらい線みなとみらい駅）

□地下鉄



■ シンプルなデザインのなかに、周辺の歴史的な街並みと調和したレンガを用いています（中区北仲通／みなとみらい線馬車道駅）



■ 周辺地区の街づくり協定のデザインテーマである「南欧スタイル」を取り入れ、回廊やスパニッシュ瓦を用いています（港北区／市営地下鉄グリーンライン北山田駅）

2. 景観形成配慮事項チェックシート

2-1. チェックシートの活用方法

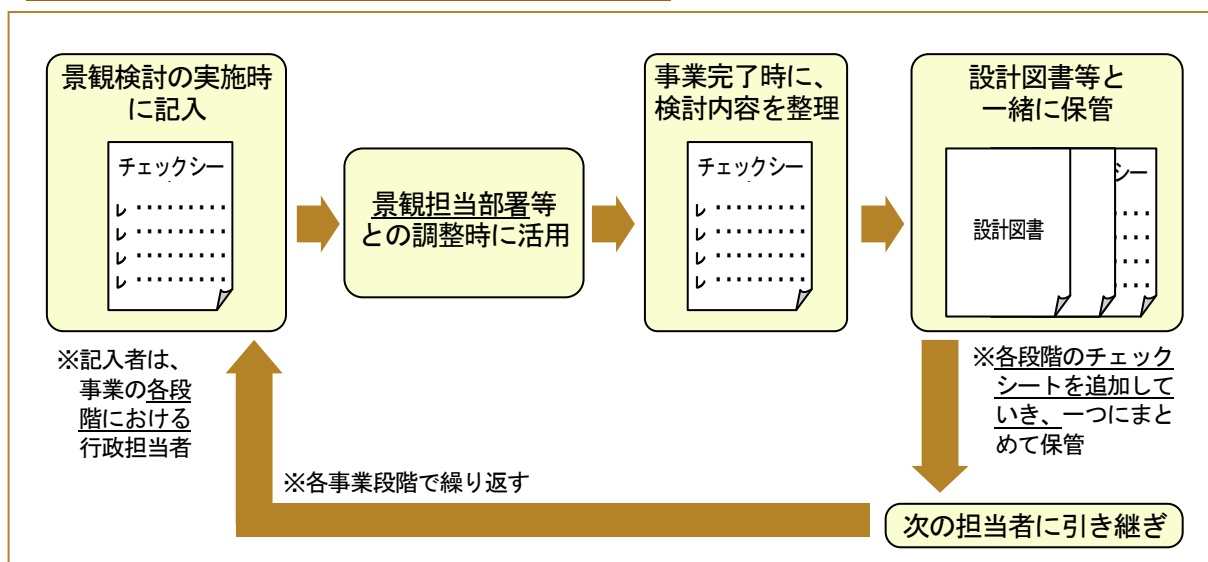
チェックシートは、「基本事項」と「構想・計画段階」、「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の各段階に分かれています。

「基本事項」には、公共施設等の位置や周辺の景観特性等の基本的な事項をとりまとめます。

段階別のチェックシートでは、景観形成の目標や方針等を整理した上で、景観形成の留意点・デザイン手法について検討した結果をチェックし、具体的に配慮した内容について整理します。また、検討を進める上で、デザイン推進会議に諮ったり、都市美対策審議会等に意見聴取を行った場合は、そこでの意見についても整理します。

「設計・施工段階」、「維持・管理段階」の担当者は、それまでの検討事項を把握し、景観形成の考え方を適切に引き継いでいくこととします。

□景観形成配慮事項チェックシートの活用イメージ



構想・計画段階

記入年月日 : 年 月 日
 チェック担当者 :

景観形成の目標
 ・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
公共施設の機能や役割を明確にする		
<input type="checkbox"/>	施設の機能や役割、立地条件や周辺特性を把握し、効果的な施設となるよう計画する。	
<input type="checkbox"/>	上位関連計画等を踏まえ、公共施設等の位置付けを明確にする。	
<input type="checkbox"/>	構想・計画の景観形成上の意図や考え方を関係者と調整したうえで共有、明文化し、各段階へ確実に継承する。	
周辺の自然、歴史等を把握し、調和・活用を図る		
<input type="checkbox"/>	周辺の自然環境との調和に配慮し、既存の地形を最大限生かした計画となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	周辺の街並みや歴史的建造物等の景観資源、祭り・イベント等の地域の歴史的背景を考慮し計画する。	
<input type="checkbox"/>	環境に対して、極力負荷がかからないよう配慮する。	
基本は周辺景観に調和させる		
<input type="checkbox"/>	公共施設等は、原則として周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画する。	
<input type="checkbox"/>	周辺景観から際立たせたい公共施設等は、景観上の重要性を踏まえ、庁内関係課との協議や専門家等の意見聴取など十分に検討・調整を行った上で、市や地域のランドマークとして洗練され優れたデザインとなるよう計画する。	
事業間の調整を図る		
<input type="checkbox"/>	事業地周辺で同種の公共事業が行われる場合、事業主体の違いによってデザインの不調和を招かないよう、景観形成の考え方等について必要に応じて事業者間で調整を行う。また、民間による開発事業についても調整を図ることが望ましい。	
<input type="checkbox"/>	道路と建築物、公園等の公共事業が合わせて実施される場合は、連続性や一体性に配慮し、より魅力ある空間を創出できるよう、事業者間で連携して検討を行う。	
長期的視野を持った構想・計画とする		
<input type="checkbox"/>	事業全体を通じたライフサイクルコストや安全性、維持・管理面を考慮し、設計・施工段階や維持・管理段階にかかる関係部署と調整したうえで、長期的視野を持って構想・計画を策定するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	利用者ニーズや周辺の土地利用の変化に対応できるよう、可能な範囲でゆとりある空間を確保する。	

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
市民、専門家等との協働・連携を図る	
<input type="checkbox"/>	専門家や地域住民等が把握している景観資源や地域特性を積極的に収集し、計画に反映するよう努める。
<input type="checkbox"/>	地域の景観形成における先導的役割を高めるために、プロポーザル方式や設計競技等の手法を用いて、良好な景観形成に寄与するコンサルタントや設計者の選定を推進する。その際には、質の高い的確な提案を誘導するために、求められる景観上の配慮や課題をあらかじめ整理して条件等に盛り込むよう努める。
<input type="checkbox"/>	市民等の参加によるワークショップの実施等により、市民や地域の想いを反映するよう努める。

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標	
・方針	
留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
道路線形	
<input type="checkbox"/>	地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形とする。
<input type="checkbox"/>	周辺の自然景観や地域の景観資源に対する道路からの見え方に配慮する。
<input type="checkbox"/>	歴史的街並み、歴史的建造物等の景観資源の保全に配慮する。
舗装	
<input type="checkbox"/>	安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、素材、意匠及び色彩は、周辺景観と調和するよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。
<input type="checkbox"/>	ヒートアイランドの緩和や土壌の保水性などに効果のある素材の採用に努める。
緑化	
<input type="checkbox"/>	地域特性に考慮した街路樹や植栽帯等を設置し、連続性や潤いを感じることのできる空間を演出する。
<input type="checkbox"/>	良好な景観を形成している既存樹木はできる限り保全し、必要に応じて移植するなどして活用するよう努める。
<input type="checkbox"/>	街路樹等の樹種は、周辺の自然の植生、周辺の樹木との調和、季節感、地域の特性、維持・管理等に配慮して選定する。
<input type="checkbox"/>	地区の骨格を成す道路や、突き当りに景観資源を持つ道路等では、並木等による見通し景観（ビスタ）を形成する。
法面・擁壁	
<input type="checkbox"/>	法面は、できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、高さを低く抑え、形態を分節化するなどして、長大な壁面が生じないよう配慮する。
<input type="checkbox"/>	法面・擁壁は、安全上支障のない範囲で緑化し、周辺景観との調和に配慮する。
トンネル	
<input type="checkbox"/>	周辺の地形や植生等の自然の改変をできる限り抑え、植生等の自然の復元が可能な形式・工法や坑口位置の選定に努める。
<input type="checkbox"/>	坑口部壁面は、周辺の自然景観と調和した素材、意匠となるよう配慮する。

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
道路付属物・占用物	
<input type="checkbox"/> 防護柵等は、過度な装飾を避け、できる限りシンプルな形状とし、必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/> 街路灯等は、安全で快適な走行性や歩行性を確保するとともに、地域特性を生かした素材、意匠及び色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 道路付属物・占用物は、近接する道路付属物・占用物や周辺施設の柵や照明等の形態・意匠とできる限り統一し、街並みの連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 地区の骨格となっている道路や観光地内の主要道路等では、電柱や電線の地中化を推進する。	
高架橋・歩道橋	
<input type="checkbox"/> 高架橋・歩道橋は、基本的に周囲に圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> ランドマークとなる高架橋・歩道橋は、素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。	
【その他配慮事項】 	
【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】 	
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】 	

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
橋梁本体		
<input type="checkbox"/>	安全性や機能性を重視し、過度な装飾を避けたシンプルなデザインとするとともに、維持管理に十分配慮する。	
<input type="checkbox"/>	桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとした軽やかなデザインとする。	
<input type="checkbox"/>	ランドマークとなる橋梁では、素材、構造形式、支間割、色彩を総合的に検討し、橋梁全体を様々な方向から見た場合の見え方に配慮したデザインとする。	
橋梁付属物		
<input type="checkbox"/>	高欄は、過度な装飾や彩度の高い色彩は避け、シンプルで落ち着いた色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	照明柱は高欄や連続する道路に設けられているものの色彩と調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。また耐用年数を考慮し、維持管理しやすい構造とするよう努める。	
<input type="checkbox"/>	ランドマークとなる橋梁では、上部構造や桁側面など、橋の構造を美しく見せるライトアップ等によりランドマーク性を演出する。	
その他添架物等		
<input type="checkbox"/>	橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩を橋梁と合わせるよう調整するなど、目立たないよう配慮する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標 ・方針	
----------------	--

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
護岸	
<input type="checkbox"/> 護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和や生物の生息環境に配慮して計画する。	
<input type="checkbox"/> 自然とのふれあいを感じることできるよう、親水空間の創出に努める。	
<input type="checkbox"/> 自然素材やコンクリート護岸の場合は、大きな目地、骨材の工夫等により、自然景観と調和するよう配慮する。	
<input type="checkbox"/> 伝統的河川工法の採用や併用等について検討する。	
堤防	
<input type="checkbox"/> 自然素材等の活用により、生態系の保全や親水性の向上に努める。	
<input type="checkbox"/> 単調になりがちな景観に対して、坂道、階段、植栽等により変化を与えるよう工夫する。	
<input type="checkbox"/> 植栽や緑化にあたっては、周辺の植生に配慮した樹種等の採用に努める。	
高水敷	
<input type="checkbox"/> 公園、広場、遊歩道等の整備により親水空間の創出に努める。	
<input type="checkbox"/> 花壇や植栽等により、できる限り緑化し、緑と水の潤いのある景観の創出に努める。	
河川構造物	
<input type="checkbox"/> 水門・樋門の形態・意匠・色彩は、地域の歴史、文化、周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 柵は、歩行者の水辺への眺めを妨げないよう、できる限りシンプルな形状とし、安全上支障のない範囲で必要最小限の設置とする。	
<input type="checkbox"/> 河川標識・案内板は、統一化を図り、控えめでシンプルなデザインとし、景観上影響が少なく、わかりやすい位置に設置する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標 ・方針	
----------------	--

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
防波堤・護岸等	
<input type="checkbox"/> 防波堤、護岸等の構造物は、周辺景観に圧迫感や違和感を与えないよう、形態をコンパクトにするなど、水辺との一体性に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 防波堤、護岸の構造、形態、意匠及び素材は、できる限り周辺景観との調和に配慮する。	
建築物等	
<input type="checkbox"/> 建築物は、地域特性、歴史、文化を踏まえたデザインとする。	
<input type="checkbox"/> 港内のランドマークとなる建築物は、海上や周辺からの眺めを考慮し、海との調和に配慮した先進性の高いデザインとなるよう工夫する。	
緑化	
<input type="checkbox"/> 潤いのある親しみやすい空間とするため、港の景観を生かした臨海部の緑化を図る。	
<input type="checkbox"/> 緑化を行う際は、海への眺望に配慮した樹種の選定や配植を行うよう努める。	
<input type="checkbox"/> 訪問者が集い、賑わいの創出につながる公園・広場を設ける。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標 ・方針	
----------------	--

留意点・デザイン手法	配慮・検討した内容
植栽・緑化	
<input type="checkbox"/> 植栽は、時の経過、周辺の既存植生、四季の移ろいなどを考慮し、園内や園外からの眺めに配慮した樹種の選定、配植に努める。	
<input type="checkbox"/> 地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、これらを保全・活用した植栽計画とする。	
<input type="checkbox"/> 子どもが集い遊ぶ場、多様な生物の生息を支える環境、また災害避難場所としての機能を担う場等、それぞれの目的に応じた緑豊かな環境を創出し、まちの資産となるよう工夫する。	
園路	
<input type="checkbox"/> 園路は、土や石材、木材等の自然素材や落ち着きのある色彩を用いるなどして、周辺景観や園内の緑との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 適切なサインの設置や、段差のないアプローチなど、誰もが歩きやすいよう配慮したユニバーサルデザインを導入する。	
建築物	
<input type="checkbox"/> 周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、園内の樹木によるスカイラインに配慮する。	
<input type="checkbox"/> 自然素材の活用や、シンプルで落ち着いた形態・意匠とし、園内の自然との調和を図る。	
工作物	
<input type="checkbox"/> 柵、照明柱等は、過度な装飾は避け、シンプルな形態・意匠とし、園内の緑や周辺景観との調和に配慮する。	
<input type="checkbox"/> ベンチなどの休憩スペースは、周辺の自然や海辺を眺めることのできる視点場として、落ち着きのある空間となるようデザインとする。	
<input type="checkbox"/> 遊具は、安全性や維持・管理面を考慮した上で、周辺景観と調和するよう配慮して計画する。	
駐車場	
<input type="checkbox"/> 駐車場を設ける場合は、園内の自然的景観を阻害しないよう、設置位置の工夫や植栽等の緩衝帯の設置等により、周囲からの駐車車両の見え方に配慮する。	
<input type="checkbox"/> 駐車場の舗装面に芝生や地被植物を用いるなど、場内の緑化を推進し、公園と一体となった景観づくりに配慮する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
配置・規模		
<input type="checkbox"/>	敷地改変を最小限に抑えるなどして、自然地形を活用し、地形の起伏を生かした計画とする。	
<input type="checkbox"/>	道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と合わせてオープンスペースを設けるなどして、ゆとりある空間を創出する。特に公園や広場等と隣接する場合は、それらと一体的に計画し魅力的な空間をつくるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	周囲の街並みとの連続性やスカイラインとの調和に配慮した規模とする。	
<input type="checkbox"/>	市や地域のランドマークとなる建築物では、高さの組合せなどにより周囲に威圧感を与えないよう配慮する。	
形態・意匠・色彩		
<input type="checkbox"/>	周辺の地域特性や歴史、文化等と調和した形態・意匠・色彩となるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボリックな景観となるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	屋上設備、避難施設等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置する、又は建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーバー等の設置により、見えにくくなるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	建築物に設置する屋外広告物は、建築物のデザインと統合した質の高いデザインとなるよう配慮する。	
<input type="checkbox"/>	市や地域のランドマークとなる公共建築物で、地域に新しい景観を創出するようなシンボル性が高いデザインを用いる場合は、十分な広報等により市民の理解を得るよう努める。	
素材		
<input type="checkbox"/>	耐久性や耐候性を十分考慮し、周辺景観、歴史、文化を踏まえた素材の活用に努める。	
<input type="checkbox"/>	維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。	
外構		
<input type="checkbox"/>	外構デザインは、敷地内だけでなく、隣接する敷地や周辺道路等の公共空間との一体性や連続性に配慮する。	
<input type="checkbox"/>	敷地内に地域のシンボルとなっている樹木等がある場合は、できる限り保全・活用する。	
<input type="checkbox"/>	植栽は、周辺の既存植生と調和した樹種を選択し、周辺景観との調和に配慮する。	

<input type="checkbox"/>	花や紅葉等といった四季を感じることでできる樹種を選択し、季節感の演出に努める。	
<input type="checkbox"/>	柵・フェンス等を設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないよう配慮するとともに、意匠や色彩は建築物本体や周辺景観と調和するよう計画する。	
<input type="checkbox"/>	市や地域のランドマークとなる公共建築物では、夜間照明等により、昼間と違った見え方を演出してシンボル性を高めることも考えられる。	
駐車場		
<input type="checkbox"/>	駐車場は、街並みに配慮した場所に配置するとともに、周囲を植栽等で囲うなどして、周辺の公共空間からの見え方に配慮する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

景観形成の目標

・方針

留意点・デザイン手法		配慮・検討した内容
施設整備の意図を継承する		
<input type="checkbox"/>	維持・管理の際には、可能な限り、構想・計画段階、設計・施工段階における景観形成上の意図の把握に努める。それらを把握できる書面等がない場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化等を考慮し、景観形成上の考え方を整理した上で、書面にまとめるよう努める。	
<input type="checkbox"/>	維持・管理の際には、公共施設等の景観形成の意図を踏まえ、景観形成の一環性、継続性を確保する。特に指定管理者等、整備段階の主体と異なるものが維持管理を行う場合は、景観形成上の意図を理解したうえで行うよう留意する。	
既存の素材や施設を活用する		
<input type="checkbox"/>	増築や改修等を行う場合には、当初の景観形成上の意図に沿って計画し、機能性や耐久性が十分な場合は、使用されている材料や施設を極力再利用するよう努める。	
<input type="checkbox"/>	新しい材料等を使用する場合は、新旧の違和感が生じないよう配慮する。	
新たなデザイン等を取り入れる場合は、当初整備時の意図に十分配慮する		
<input type="checkbox"/>	経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化等によって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合には、当初の景観形成上の意図を把握したうえで、構想・計画段階や設計・施工段階の留意点、デザイン手法により、改めて景観面の検討を行う。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等に屋外広告物を掲出する際は、特に慎重に景観面の検討を行い、周辺景観と調和した質の高いものとする。	
市民との協働による運営・活用を推進する		
<input type="checkbox"/>	日常的な見回りを実施し、施設における破損等の異常の早期発見に努める。	
<input type="checkbox"/>	日常的な点検や維持管理において市民、利用者と協働で行える項目を整理し、それらの実施に努める。	
<input type="checkbox"/>	市民、利用者意見等から景観上の問題点や課題を把握し、改修等の機会に活かすよう努める。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等の維持管理を行う市民団体の運営や活動の支援を積極的に行う。	
<input type="checkbox"/>	公共施設等を利活用した、祭りやイベントなどを市民や利用者と協働で推進する。	

【その他配慮事項】

【デザイン推進会議、都市美対策審議会等での意見等】

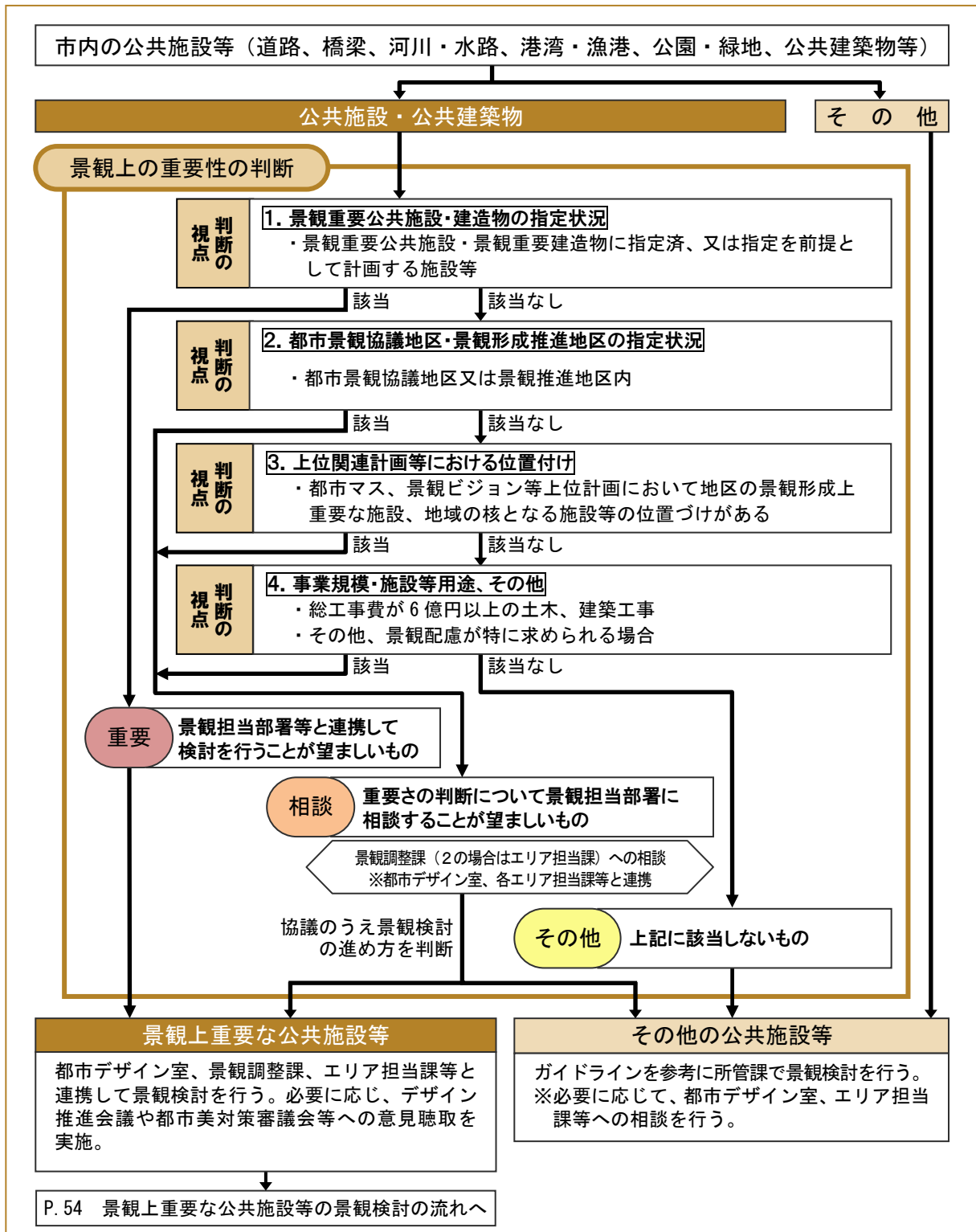
【課題等、次段階へ引き継ぐ事項】

第4章 横浜市における景観検討の流れ

1. 景観上重要な公共施設等の判断の流れ

市内で実施する公共事業において、以下の流れに基づいて景観上の重要性を判断します。

□景観上重要な公共施設等の判断の流れ



市内の公共施設等のうち、公共施設及び公共建築物については、図に示す「判断の視点」に照らし、以下の3つに分類します。

1-1. 重要：景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい公共施設等

判断の視点1 景観重要公共施設・景観重要建造物の指定状況

景観重要公共施設・景観重要建造物に指定済、又は指定を前提として計画する施設等が該当します。通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

これらの施設等にかかる事業においては、景観計画に定める整備の方針等に従って計画しますが、地区に与える景観的な影響が大きいことから、景観担当部署等と連携して検討を行うことが望まれます。検討の流れは、P.56「2. 景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ」によります。

1-2. 相談：景観上の重要さの判断について景観担当部署等に相談することが望ましい公共施設等

判断の視点2 都市景観協議地区・景観推進地区の指定状況

景観条例に基づく「都市景観協議地区」、又は景観計画において地区別の基準を定める「景観推進地区」内で行われる事業が該当します。通常の維持管理や補修等、景観に影響を与えない軽易な行為は除きます。

判断の視点3 上位関連計画等における位置づけ

都市計画マスタープランや景観ビジョン等の上位計画において、当該施設等が、地区の景観形成上重要な施設、地域の核となる施設等に位置付けられている場合が該当します。

判断の視点4 事業規模、施設等用途、その他

事業の性質等により景観上の配慮が求められるものです。

- (1) 総工事費が6億円以上の土木・建築工事
地盤面下に埋設される施設等、公共空間から容易に見えないものは除きます。
- (2) その他、景観配慮が特に求められる場合

- (例) □景観上重要な立地の場合
- ・歴史的建造物等重要な景観資源に近接し一体に見える場合や、主要な駅前等街の顔を作るような立地、里山等特徴的な景観を持つ地区内の場合等が該当します。
- 地区計画、建築協定、街づくり協議地区等で特に当該施設等に関連する景観面の定めがあるものの区域内の場合
- ・新設・新築、増築、従前と異なる色の塗り替えや素材の使用等、景観上影響を与える行為を行う場合が対象となります。
- シンボリックなデザインの採用や、地域の景観を新しく創出するような試みを行う場合
- 公共建築物で周辺のスケールから著しく逸脱するもの又は従前の街並みを大きく変えるもの
- 多数の市民が利用する公共建築物
- ・庁舎や地区センター、公会堂、図書館等、日常的に多くの市民等が訪れ利用する建築物が該当します。

上記のいずれかに該当する場合は、景観上の重要性の判断について景観担当部署等に相談し、協議の上で判断することが望めます。

相談の窓口は都市整備局景観調整課としますが、都市景観協議地区・景観推進地区内については、制度に基づく基準や手続との調整のため、景観制度のエリア担当課とします。

相談を受けた景観担当部署は、都市デザイン室やエリア担当課等の関係課と連携し、景観検討の進め方について事業の所管課と協議します。連携して景観検討を行う必要がある場合は、P.56「2. 景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ」により進めます。また、事業の所管課において検討を進める場合は、次項によります。

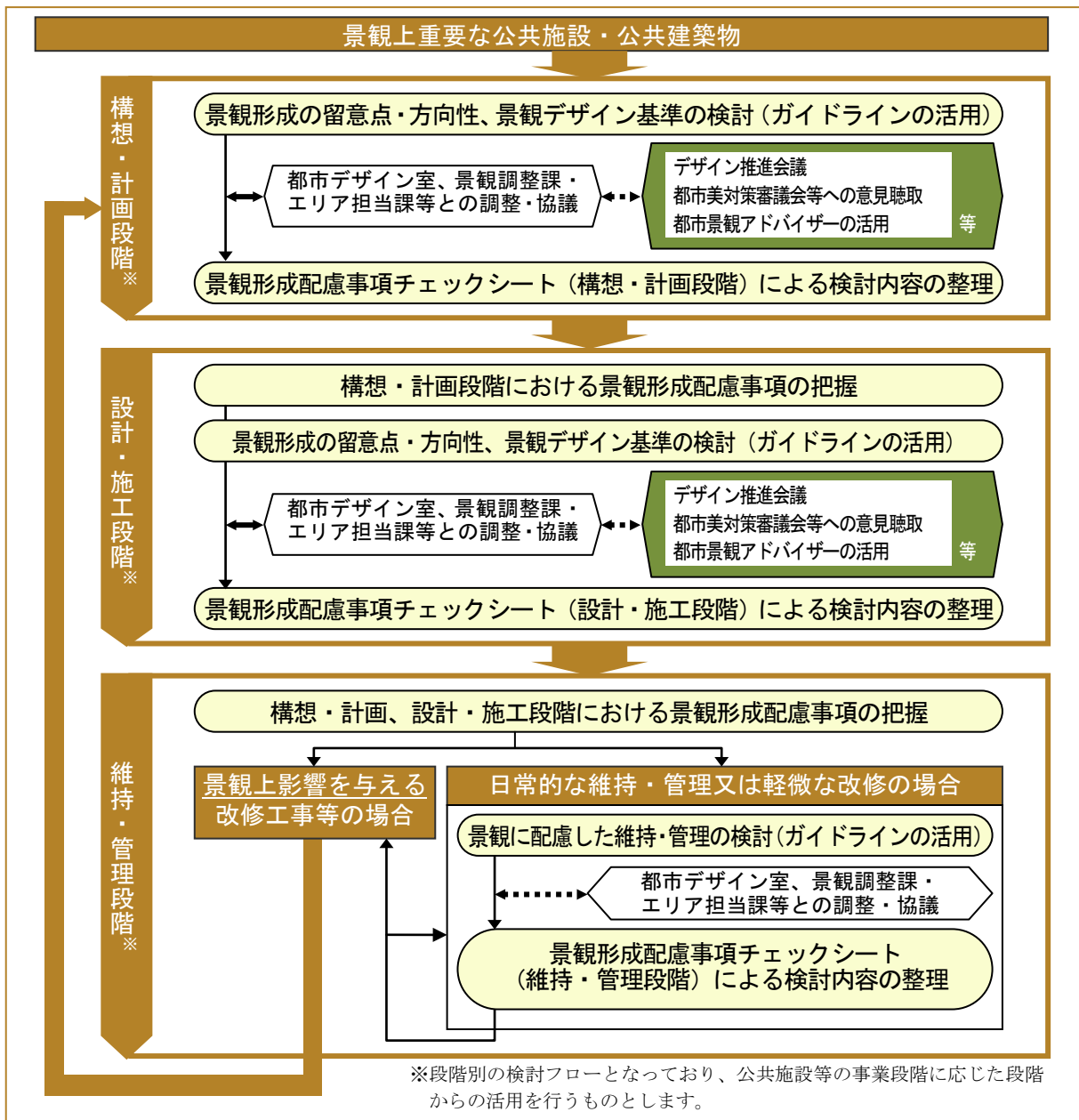
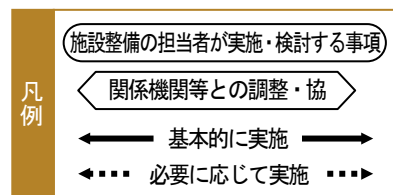
1-3. その他：その他の公共施設等

上記のいずれにも該当しない場合は、ガイドライン等を参考に、事業の所管課において景観検討を行います。必要に応じて、景観担当部署等へ相談を行うことも考えられます。

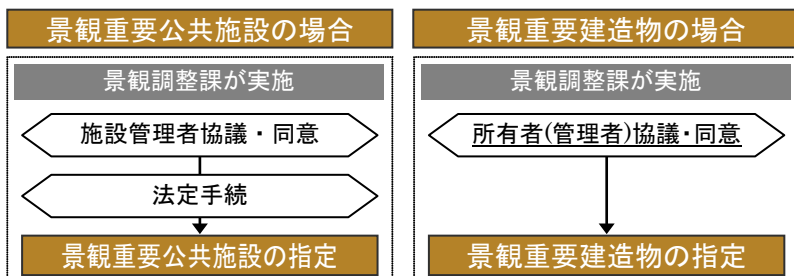
2. 景観上重要な公共施設等の景観検討の流れ

前項により景観上重要と判断された公共施設等について、
検討の流れのイメージを以下に示します。

□景観上重要性な公共施設等の景観検討の流れ（イメージ）



検討段階において、特に景観上重要な公共施設・建築物として景観法に基づく景観重要公共施設又は建築物に指定する場合は、右記の流れにより指定手続を行います。



2-1. 景観上重要な公共施設

市内において整備する公共施設のうち、市や地域の骨格を形成する道路、河川及び公園等は、市や地域のイメージを印象付ける景観上重要な公共施設となります。

このため、景観上重要な公共施設の構想・計画段階においては、事業所管課におけるガイドライン等を活用した検討に加え、都市デザイン室や景観調整課、エリア担当課等との調整・協議を行い、十分な景観検討を実施します。更に、必要に応じて、デザイン推進会議に諮ったり、横浜市都市美対策審議会又はその部会等（以下、「都市美対策審議会等」とします）による意見聴取等を行う場合もあります。

設計・施工段階では、構想・計画段階における検討趣旨を十分に把握した上で、それを具体化するための検討を行います。また、進捗に合わせて、構想・計画段階と同様に、関係課との調整や都市美対策審議会等の意見聴取の実施、都市景観アドバイザー制度の活用等を行う場合もあります。

維持・管理段階においては、特に補修や改修等の工事の際には、当初の景観形成上の意図を継承するよう留意します。経年や使用上の課題等に伴い、新たな考え方や意匠を導入する必要がある場合は、構想・計画段階又は設計・施工段階の流れにより改めて検討等を行います。

また、特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設として位置付けることも考えられます。その場合、以下の流れに基づいて指定を検討し、景観計画を変更して施設を位置づけます。

□景観重要公共施設とは（景観法第8条第1項第5号ロ及びハ）

景観上重要な公共施設を、公共施設管理者との協議・同意に基づき、景観重要公共施設として景観計画に位置付けます。「景観重要公共施設の整備に関する事項」及び「景観重要公共施設に関する良好な景観の形成のための基準（占用等の許可の基準）を景観計画に定め、管理者は景観計画に基づいて整備等を行うこととなります。

（1）景観重要公共施設候補となる公共施設の抽出及び景観検討の実施

市内で整備する公共施設のうち、次の視点により抽出される公共施設を景観重要公共施設候補（以下、「候補」）とします。

- 広域的な景観構造の骨格を形成する公共施設
- 市や地域の玄関口となる公共施設
- 市の特徴的な景観特性が表れている場所周辺に立地する公共施設

上記の視点に加え、整備の実施時期も踏まえ、検討が必要な公共施設から順に候補として抽出します。候補として抽出した公共施設では、ガイドライン等を活用し、景観形成の留意点・方向性、景観デザイン基準、景観整備の方針等を検討します。

(2) 横浜市都市美対策審議会等における意見聴取（任意手続）

都市美対策審議会等において、景観重要公共施設として整備する必要性及び整備する際の留意事項や配慮内容について意見聴取を実施し、指定にあたって必要な事項を整理します。

(3) 施設管理者との協議（景観法第9条第4項）

審議会等の意見を踏まえ整理した景観整備の方針等を基に、公共施設の管理者となる担当部局との指定に向けた協議を実施します。景観計画の変更手続に先立ち、制度を所管する景観調整課から管理者宛に意見照会を行います。

(4) 景観重要公共施設の指定（景観法第9条、景観条例第15条他）

施設管理者との協議内容を踏まえ、景観計画変更の法定手続を実施します。景観調整課において景観計画の変更案の縦覧や意見書の受付を実施し、横浜市都市美対策審議会及び都市計画審議会の意見聴取を行ったうえで、景観計画を変更して景観重要公共施設として指定します。

※施設の新設時に指定を行うほか、新たに景観推進地区等を定める場合に、当該地区内にある既存の公共施設を景観重要公共施設として指定する場合があります。

※景観重要公共施設の指定後は、景観計画に従って行われる整備等の行為は、景観法第16条第5項に定める届出に代わる通知の対象外となります。しかし、景観上影響を及ぼす行為については庁内の連携を取りながら進めることが望ましいため、前項のフローで「景観担当部署等と連携して検討を行うことが望ましい景観上重要な事業」として挙げています。

2-2. 景観上重要な公共建築物

市内において整備する公共建築物のうち、周辺の街並みのスケールから大きく逸脱するものや従前の街並みを大きく変えるもの、重要な景観資源に影響を与えるもの等については、十分な景観検討を行う必要があります。また、大規模公共建築物、市や地域の拠点となる公共建築物、多くの市民が利用する建築物等については、市や地域のシンボルとして市民や観光客等に活用され、愛される公共建築物として整備していく必要があります。

これらの景観上重要な公共建築物については、前項の公共施設と同様に、構想・計画段階から維持・管理段階の各段階においてガイドライン等を活用した景観検討を行うとともに、都市デザイン室、景観調整課、エリア担当課等との調整・協議や、都市美対策審議会等の意見聴取等を実施し、景観整備の方針等を整理した上で、具体的な景観検討を行います。

また、特に景観上重要な公共建築物については、事業完了後に景観法に基づく景観重要建造物として指定することで、景観上の特性を保全し、施設のシンボル性や市民・観光客等の施設への愛着等を高めていくことが考えられます。その場合、以下の視点に基づいて指定を検討します。

□景観重要建造物とは（景観法第19条）

良好な景観の形成に重要な建造物について、景観行政団体の長が指定し、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。法で定める基準と景観計画に定める指定の方針に従って指定を行います。景観重要建造物として指定された建造物は、所有者等の適正な管理義務、現状変更に関しての景観行政団体の長の許可等が必要となります。

景観重要建造物は、公共建築物だけでなく、民間建築物も含め指定の対象となります。また、景観上重要なものであれば歴史的・文化的な価値によらず対象となります。

（1）景観重要建造物の候補

市内で整備する公共建築物のうち、法で定める基準及び横浜市景観計画に定める方針に合致するものが景観重要建造物候補（以下、「候補」）となります。（景観推進地区内は別に方針あり）

景観重要建造物の基準（景観法施行規則第6条）

- 1 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- 2 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

横浜市景観計画 第1編 横浜市における景観形成

第3 景観重要建造物の指定の方針

横浜市は、開港以来の歴史文化を生かした景観、港と市民が接することのできる水際線、憩いの空間を持つ活気ある商業地、歴史ある住宅地・新しい住宅地の街並み景観の形成を行ってきたほか、生活や生業が自然に働きかけて形成された谷戸や里山の景観、緑や水辺を生かした都市づくりを行い、多様で個性と魅力ある街をつくってきました。

豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織り成す景観は、横浜の特徴かつ最大の魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

このような都市景観を構成する次のような建造物を景観重要建造物として指定するものとします。

ただし、景観推進地区で別途定める場合はこの限りではないものとします。

- (1) 港町や異国の文化を伝える建造物
- (2) 横浜の発展の歴史を伝える建造物
- (3) 谷戸や里山などの自然景観を構成する形態意匠の建造物
- (4) 地域独自の個性と魅力ある街並みを構成する形態意匠の建造物

上記の視点に加え、整備の実施時期も踏まえ、検討が必要なものから順に候補として抽出します。候補として抽出した公共建築物では、ガイドライン等を活用して、景観形成の留意点・方向性、具体のデザイン等を十分に検討します。

(2) 所有者の意見聴取（景観法第19条第2項）

指定に当たり、景観行政団体の長は、所有者全員の意見を聴きます。

(3) 指定

指定を行った場合は、市ホームページや窓口で公表します（景観計画の変更手続は不要です）。

また、台帳を作成し、景観調整課にて保管します。

※原則として現状変更には市長の許可を要します。国や市が行う行為の場合でも法22条に定める協議が必要となるため、将来の施設利用や維持管理計画等について十分な検討が必要です。

※所有者及び管理者には適切に管理する義務が生じます。（法第25条）

3. 景観形成に関連するその他資料

本ガイドラインの他、景観形成に取り組む際に参考となる計画・ガイドライン、関係法令等を以下に整理します。

横浜市の関連計画等	
<input type="checkbox"/> 横浜市景観ビジョン	平成 18 年 12 月
<input type="checkbox"/> 横浜市景観計画	平成 25 年 11 月変更施行
<input type="checkbox"/> 関内地区都市景観形成ガイドライン	平成 20 年 4 月
<input type="checkbox"/> みなとみらい 21 中央地区都市景観形成ガイドライン	平成 25 年 11 月
<input type="checkbox"/> みなとみらい 21 新港地区街並み景観ガイドライン	平成 22 年 1 月
<input type="checkbox"/> 横浜市公共サインガイドライン	平成 25 年 4 月改訂
<input type="checkbox"/> 行政財産への屋外広告掲出ガイドライン	平成 22 年 3 月
国土交通省が策定している公共事業景観ガイドライン (http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000016.html)	
<input type="checkbox"/> 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	平成 23 年 6 月改訂
<input type="checkbox"/> 道路デザイン指針	平成 17 年 7 月
<input type="checkbox"/> 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	平成 18 年 10 月
<input type="checkbox"/> 住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月
<input type="checkbox"/> 港湾景観形成ガイドライン	平成 17 年 3 月
<input type="checkbox"/> 航路標識整備事業景観形成ガイドライン	平成 16 年 3 月
<input type="checkbox"/> 官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成 15 年 7 月
神奈川県が策定している公共事業景観ガイドライン	
<input type="checkbox"/> 公共事業における景観づくりの手引き	平成 19 年 10 月

関連法令等	本ガイドラインとの関連
<input type="checkbox"/> 景観法 平成 16 年 6 月	・ 景観重要公共施設 ・ 景観重要建造物
<input type="checkbox"/> 都市計画法 昭和 43 年 6 月	・ 地区計画
<input type="checkbox"/> 建築基準法 昭和 25 年 5 月	・ 建築協定
<input type="checkbox"/> 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 平成 18 年 4 月	・ 都市景観協議地区
<input type="checkbox"/> 横浜市街づくり協議要綱 平成 25 年 1 月	・ 街づくり協議地区
<input type="checkbox"/> 横浜市景観計画を定めるために必要な措置等に関する要綱 平成 25 年 11 月変更	・ 景観重要公共施設の管理者協議
<input type="checkbox"/> 横浜市都市景観アドバイザー設置要綱 平成 24 年 12 月	・ 都市景観アドバイザーの活用
<input type="checkbox"/> 横浜市デザイン推進会議設置要綱 平成 20 年 3 月	・ デザイン推進会議への意見聴取
<input type="checkbox"/> 横浜市屋外広告物条例・同施行規則 平成 23 年 10 月	・ 公共サインの景観配慮
<input type="checkbox"/> 横浜市環境配慮指針 平成 23 年 6 月	・ 環境を考慮した景観配慮

第 6 回 横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議題	(1) 今後の都市デザイン行政について ア「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議) イ(仮称)横浜都市デザインビジョンについて(審議) ウ「(仮称)美しい港の景観形成計画」の検討について(審議) エ「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)
日時	平成 25 年 11 月 14 日 (木) 午後 3 時から午後 5 時まで
開催場所	横浜市庁舎 5 階 関係機関執務室 1
出席者(敬称略)	委員：西村幸夫(部会長)、佐々木葉、中津秀之、六川勝仁、国吉直行 書記：青木治(都市整備局企画部長)、綱河功(都市整備局都市デザイン室長) 塚田洋一(都市整備局景観調整課長) 事務局(資料説明者)：曾根進(都市整備局都市デザイン室担当係長) 小田嶋鉄朗(都市整備局都市デザイン室担当係長) 中村政人(都市整備局景観調整課担当係長)
開催形態	公開(傍聴者 2 名)
決定事項	・(1) のアについては、了承を得た。 ・(1) のイ・ウ・エともに、個別にいただいた意見を踏まえ、今後、本市として考え方を整理・調整をする。
議 事	議 事 (1) 今後の都市デザイン行政について ア「歴史を生かしたまちづくり」の推進について(審議) 市が資料に基づき説明を行った。 ○西村部会長 今回の制度の目玉は(資料 1-2 の)18 ページのところにある、特定景観形成歴史的建造物制度を横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(以下、「条例」という。)の改正をしてつくろうということです。(今年 5 月に実施した)パブリックコメントの意見については、公開されますか。 ○綱河書記 市民意見募集の結果として、資料 1 - 3 を公表します。また今回の部会で承認をいただいた後に、この本編も確定版として合わせてホームページで公表いたします。 ○西村部会長 本部会の議事録や配布資料等も公表されますか。 ○綱河書記 本部会の配付資料という形で議事録と一緒に公表されます。 ○佐々木委員 内容については特になのですが、差し支えない範囲で意見を寄せていただいている方々がどんな方が教えてください。 ○綱河書記 持ち込みが多い理由は、この施策を PR するために、6 月 9 日にシンポジウムを実施し、そこで直接ご意見をいただいているためです。シンポジウムのときには一般の市民もいますが、建築設計等の専門家や歴史的建造物の所有者もいました。 ○西村部会長 (資料 1-2 の)18 ページで「安全性の確保」を入れています。今回の件とは直接関係ないのですが、建築基準法の除外規定について、(国で議論されている)国家戦略特区でも議論されています。日本イコモスや町並み保存連盟などの保存に関心がある団体へこの話をすると、すごく警戒する人が多いです。なぜかということ、こういうことで何か非常に大きく変えられてしまうのではないかということに懸念を持っている人が多いので、誤解がないようにする必要があると感じています。 ○国吉委員 条例と歴史を生かしたまちづくり要綱(以下、「要綱」という。)の連携を図るということですが、連携を図るにあたり一方は要綱であり、要綱と条例との連携というのは制度上可能なのか気になります。それとも要綱が条例の中に組み込まれていくようになるのか、それとも要綱で使った言葉を条例で受けて成り立つのかということも気になります。 ○綱河書記 要綱も改正する必要があるのですが、(条例と要綱の)両方を併用していきます。建築基準法の第 3 条(適用除外)で規定するその他条例に適用させるため、条例に特定景観形成

歴史的建造物制度を定めます。一方で、要綱は、特定景観形成歴史的建造物に対する支援等を定めていくことが可能です。

○国吉委員 要綱での評価づけを基にして、条例の適用を受けることに、違和感がないか気になります。

○小田嶋係長 (条例改正後は)歴史的建造物の評価は今までの要綱に基づく認定歴史的建造物の保全活用計画に代えて、景観条例に基づく保存活用計画というものを新たに設け、都市美対策審議会に諮り、(条例に基づいての)指定となります。

○西村部会長 それでは、今回で本件については、最終承認とします。

イ (仮称) 横浜都市デザインビジョンについて (審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 今までは一本化していたものを2つに分けて、提言は都市美対策審議会が作成し、それを受けて、市がビジョンを描いたほうが(それぞれの趣旨が)明確になるのではないかという趣旨だと思います。

○国吉委員 7つの目標は変えないと言い切っているのですが、これは開発がどんどん進んでいる時代に最低限のことに留意するために抽象的に表現し、取り組んできたわけです。これらの目標は当然のことで、これらを捨てるというわけではないのですが、これらは大事にしながら、時代に合った何か別の目標を持ってもいいのではないかという感じがしました。

○西村部会長 最初のところに都市デザインとは何かというのが書いてありますが、これは結構いいと思います。それを読むと個々のデザインではなくて、街全体をデザインし、そして、全ての関係者の積極的な関わりを促すという点はすごくいいと思います。でも、7つの目標はハード(施設整備)についてです。街の中のいろいろな人間をくっつけたりつながっていくような仕組みをつくることも、都市デザインの一つの方向だと思います。そういう仕組みを推進することまで表現したほうがいいのかないかなという感じがしました。

○中津委員 すごくこれは熱い思いが伝わってくるのですが、何か熱い思いが空回りしながら、どんどん縦割り社会の中を深く掘ってしまっているという感じがします。項目立てをした瞬間に既存の枠組みを深く掘ろうとしてしまっているところが、何かハード(施設整備)のイメージをつくっていると思うのです。これまでもいろいろなことを深く掘ってきたわけです。緑地、港湾、歴史的建造物等これまでいろいろなことをやってきた中で、次の世代は今までつくってきたものをどうつなげるかということを実体的にやったほうがいいかなという感じがしています。歩行者の活動とオープンスペースをつなげることでどうなるか、地域の地形とそれが何か触れ合える場所などでどうなるかとか、1足す1が3になったり、4になったりするということを都市デザインというように考えるほうがいいのではないかという感じがします。

初めから余り細かく言うよりは、既存の枠組みと枠組みの関係を新しくつくっていくというようなことが提言の中で表現され、その結果、どのように都市デザインが展開されるかということを考える。たとえば、少子高齢化のみではなくて、何かほかの歴史的建造物とオープンスペースと緑によって、少子高齢化がどうなるかなどこれを見た人が考えたいような、今までくっつけて考えたことのないような専門領域と専門領域を化学反応させるような何か関係を深めるというふうになればいいのかなという感じがしました。

○佐々木委員 新たになぜ都市デザインをやるのかということの宣言的なものが頭にあったほうがいいかなと思います。この理念と意義と役割というふうに書いてあるのですが、都市デザインという概念の定義とはちょっと違います。そこは少し書いてもいいのかなと思います。また、そのときの都市という概念ですけれども、大体関内中心の都心部のというイメージが強いのです。本編の中にも農地や農村集落などという言葉も出ていて、そこだけ見ると、普通これは余り都市とは言わないかなというところも含めたものを、まず視野に入れていま

す。つまり、中心部の人口密度の高い、いわゆる都市というところが持続するためには、隣接している農地だとか、そういう空間もないと、どちらも生きていけないから、そういう2つがあって、横浜でいう都市という概念なのだとか、そういうところを最初に少し定義的なことを言ったほうがいいのかと思います。

極端な例ですけれども、非常に孤独な生活をしている人が地域に帰属感を持てるとか、子どもたちのある種の間力みたいなものが育っていくとか、横浜の「はまっ子」という気質を持った、横浜らしい文化というものを享受できるようにするとか、そういうようなことを少し掲げた上で、そのためには市がやっているあらゆる施策が全部かかわってくるのですが、その中で主に都市デザインがやれる特にこういうところに力を入れていきたいと表現したほうがいいのかと思います。

○六川委員 もっと市の内部の連携をしっかりとるなどの視点も大事だと思います。

それからこれまでの実績と簡単に書いてあるのですが、これこそが実は貴重な財産だと思っています。これまでの実績というのは、いろいろなプロセスがあったわけで、それは今後のケーススタディーに使えていくのです。それは何かただ成果とか結果だけではなく、どうしたらこう残ったのか、どうしたらこういうことができたのかなどいろいろな蓄えがもう40年もあるわけです。それを簡単なこの何行かでおさめてもらいたくないとは思いますが。

○佐々木委員 多分、その成果は個人と個人の話し合いとか、その場はこうだからという、個別のジャッジをしていくような進め方が結構大きかったのではないかなと推察するのです。

○六川委員 日本火災のビルの保全活動が平成元年にあり、あれをベースに歴史的保存委員会ができたのですが、あのときは建築学会を巻き込んで、市を巻き込んで、市民も巻き込んで、それであのような形で残りました。それには、佐々木委員がおっしゃったように、いろいろなつき合い方があって、あのような形になったということがあります。市にはそのストックはあるのです。そのほかにも、例えば港北ニュータウンの開発など使える事例がいっぱいあると思うのです。やはり市民とのコミュニケーションは市役所ですから、うまく図れるように、そのためには都市デザイン室を通じてやると、非常にコミュニケーションがとれるなど、そういうことがすごく大事なのです。何か最近、分散されているような気がしてしょうがないです。これからの時代を考えると、ますます耐震だとか、防災とかということが出てきますから、そういうコミュニケーションはある程度、時間が限られた中でやらなくては行けない。

○西村部会長 それは先ほどのどういうふうにつなげるかというのと合いますね。

○中津委員 今回の提言でそれを宣言してしまうことによって、都市デザインはやはり関係のデザインであると言って、部局を越えて協力、協働することによって、これからの次の世代に残せる都市に、今あるストックを編集し直すことを都市デザインとして、いろいろな部局に介入していくと宣言してしまうことによって、都市デザイン室のこれからの方向性を出してしまったほうがいいのかないかなという気がします。

○国吉委員 関係のデザインというのは、(都市デザイン活動の)当初からねらいであったのですが、いろいろな価値観を単独で取り組んではだめで、いろいろなものを複層して街をつくる。そのことによって、その街の個性が出てくるわけです。歴史を生かしたまちづくりをどこも同じようにやっていたら、みんな同じになってしまいます。でも、そこにおける歩行空間あるいは商業施設との関係と歴史の関係で独自の空間ができます。それは関係性のデザインになってくるのですが、それをいきなり言うと非常に難しくなるので、もう少しわかりやすい言葉で言うということで、とりあえず最初は、歩きやすい街と書いていました。そうすると、みんなとりあえずわかりやすいわけです。でも、それは初期の戦略であって、複層化している実績ができてきた時代は、中津委員の意見のように、前面に出していくというのも大事なかなと思います。

○中津委員 この関係というのは、建築系の人たちが考えているいろいろなものの関係ではなくて、保健、教育、警察などとの関係に介入することによって、今あるストックがより生

かされ、1足す1が3になるということを宣言し、具体的に変えることによって、日本で初めての取組みとする。新しい次の世代のためにはそうしないといけないのだという横につながる行政システムのようなものをつくるスタートをここでつくるべきかなという気がしています。

○西村部会長 これまでこの7つの目標はそれぞれの部局が取組み、実績も蓄積されてきました。しかし、その次のステップでは、そういうものをきちんと関係を明確にしたり、位置づけたり、ビジョンを描いたりするような相互乗り入れをすれば、それは都市デザインではやはりこれが必要なのだというようなこの先の議論をやるということですかね。

○国吉委員 空間価値みたいなものとしては、この7つは代表しているのですが、今、中津委員がおっしゃるように、別の要素が時代としては、ニーズがあると言っているのだから、それと交錯することによって、この空間価値がどんどん変わっていくのです。空間価値の質を変える意味でも他の新しいニーズと絡めて関係を持っていくというのを積極的に行っていくことなのでしょうね。

○西村部会長 それはさっき佐々木委員がおっしゃったのは、孤独の問題だとか、人間関係とか、そういうものも含めて、ちゃんと見られるのが都市デザインの立場なのだといい、次のステップとして非常に重要だということを提言の最初に持ってくるのだと思います。

○六川委員 都市デザイン室の位置づけや意味づけをもう一回別にしておいて、その下にこういう施策もあるというような形にしていけないといけないと思います。提言は市長に提言するのですから、市長にそういう認識を持ってもらわないといけないと思うのです。

○西村部会長 そうです。そのためにも、もう7つの目標についてはそれぞれの部局が頑張ればいいのではないかという感じがします。

○中津委員 でも、それぞれ考えてそれを深掘りしていくと、関係してくるものはいっぱいあります。例えば、少子高齢化を考えるだけで終わるのではなく、少子高齢化をどうしたいかということを考える必要があります。少子高齢化だから仕方なく街を縮小すると言ったらだれだって思いつくでしょうけれども、もっと子どもを増やすとか、高齢者をどうするかという買い物の話があったりとか、もっとハード以外のものがあったりとか、いっぱいあります。何かそういうもののイメージするような手の伸ばし方というのが、もう少し入ったほうがいいかなと思います。教育のことが入っていたり、農業のことが入っていたり、いろいろ例みたいな形でちょっと入っているぐらいです。でも、それはすごく重要なことなのです。

○佐々木委員 結局、今起きている問題をどうやってそこにある現在の資源と、人間とを使って解決していったら、足りないものをどこから持ってきて対処しようと、その議論を都市デザイン室はずっとやってきたのではないかと思うのです。

あと、ハードとソフトということも、余り分けるというのがほとんど意味もなくなってきたようにも思います。最近のそういう都市デザインのあり方とか何とかという論文を見て、例えばこういうことを考えなくてはいけないと、7つとか8つとか項目が書いてあると、もうごちゃ混ぜに入っているのです。アメニティの高い場所をつくるというその後に、社会の格差を解消できるようなコミュニティをつくるというのがあったり、そこで商売できるような環境を、チャンスをつくるとか、完全に入りまじって列挙されている例が多いのです。

○国吉委員 あと、リノベーションという言葉もあるのです。リノベーションは、割と単独の施設の再利用みたいな感じでしか使われないのですが、都市の空間的な公共施設の再利用や再配置とか、そこでの活動内容も変化してくるわけです。

この前なども、フランスの幾つかの都市で会議をしたら、図書館の役割をどんどん変えていって、そのことによって街の構造を変えていこうというところがあった。何かそういう生活がそれによって変わってくるということでもっと従来の施設利用とは違ったことを取り入れていくとかという話が都市空間形成にまた影響を及ぼしてくるということも出てくるというのを感じました。

単なるリノベーションではなくて、都市空間の再配置みたいな、そういうものも出てくるのではないのでしょうか。それによって地域の空間価値も変わってくるのです。

やはりちゃんとそういうものを提言しながら空間の再構築をしていくというのも時代に合っているのかなという感じがします。

○六川委員 ソフトの部分がこれからすごく大切だと思うのです。その辺についても、都市デザイン室が少しかめるような、例えばアドバイザースタッフを紹介するとか、何かそのようなことも言えるといいと思います。

○西村部会長 今までの成果はしっかりと評価して、そして、今度は今の成熟化の中では、同じような役割を別の形で担えることがこれからの都市デザインだというふうに言うと、何かもっと前向きの議論になるということなのでしょう。

○中津委員 それと、これを読んでみると、すごく人間のことに入っていつているのがいいと思います。以前だったらもう少し人を群れとか、何かそういう感じだったのが、一人一人の人に着目するような感じにどんどんっていいと思うのですが、その一方で、法人や企業など、そういう新しい会社ももっと入ってくる魅力になっているのかなという、ちょっと何かその部分が、その分少なくなっているような気がしています。東京に働きに行くのをベースに横浜があるのではなく、横浜にももう少し法人がふえて、横浜に来たくくなるような魅力がもっと出てくればいいなと思います。いろいろ読むと環境に配慮するとか、法人から見れば結構面倒くさいようなことがあるのですが、個人と法人をもう少し戦略的にアピールすることをメリハリをつけつつも、法人がどんどん入ってくるから個人も昼飯は家に自転車で帰って、家で子どもと飯を食って、また仕事に行けるような、そういう暮らし方が具現化されていくようなものをイメージしながら調整すると、もう少しよくなるのではないかと思います。

○佐々木委員 大小さまざまな法人ですね。

○西村部会長 そういう意味で言うと、ビジネス層を引きつけるみたいなのが、確かに余り書かれていないですね。

○中津委員 逆に面倒くさいかなと思ってしまうようなこととか、何かお昼を食べようとしても、歴史的なことで制約があるからだめなんだみたいなイメージにならないように、ここに来ることによって売り上げが高くなるとか、社員が創造的な暮らしができるとか、何かそういうふうなイメージを持つようなこともあったほうがいいかなと思います。

○綱河書記 もともと今回の3つの視点を出したときも、都市の活力と賑わいを生むとか、そういうような視点もあえて入れているのは、それはビジネスとかいろいろな商業活動も含めてということで、別に規制をかけてというような話ではなく、こういう魅力をさらに高めていくとか、そういうビジネスの話もイメージはしているのです。ショッピングセンターとか、そういうような都市空間で、みなとみらいにしても企業をいろいろ引きつけてきたというようなこともありますので、そういうのはもちろん意識しているのですが、書き方としては少し足りないかもしれないです。

○西村部会長 例えばもう少し感性を刺激する。働いている人の感性が刺激されるような空間。それだとビジネスも来たくなくなるというような、そんな感じですか。だから、賑わいというお店がたくさんあって、人が流れていけばいいみたいに感じてしまうから、それはきつと言葉に感覚があらわれているのです。だからもう少し言い方があるのではないかなと思います。

○中津委員 表現の仕方でがらっと変わります。

○西村部会長 ビジネスにおいてもすごく刺激的な、文化的な空間が生まれることに非常に価値があるというようなことをもう少し訴えるといいと感じます。

○六川委員 観光の視点をもっと大きくとらえたほうがいいと思うのです。住んでみたい街とか、行ってみたい街だというふうに言えればいいと思います。観光という言葉は入っていますけれども、少し小さ過ぎるので、もう少し大きな取り上げでもいいのではないのかなという気がしました。

○西村部会長 提言はもっと熱い思いを書いて、ビジョンはやるべきことを、大事だということをもっと踏み込んでいいと思うのです。

ウ 「(仮称) 美しい港の景観形成構想」の検討について (審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 この構想は次にどうつながっていくのですか。

○塚田書記 例えば山下埠頭の再開発に、この構想の考え方を盛り込んだ形で計画を進めるというようなことや、景観推進地区であるみなとみらい、関内、新港の景観計画の中には、今現在見直し等を進めているところもありますので、そういったところにもこの考え方を盛り込むなど、周辺開発等を進めて行く中で、反映していければと思っております。

また、みなとの色彩計画へも反映していけたらという考えも持っております。

○西村部会長 港に関して進んでいるいろいろな計画の上位計画として、今年度中につくると、それが反映できやすくなるということですか。

○塚田書記 上位計画としては横浜市景観ビジョンがありますが、それに付加するような内容であり、考え方はそれを整理した中で、具体的に展開していけたらと思っております。

○佐々木委員 土木の人たちが「まじめに景観のことをやらないかん」と言ってくった感じですが。例えば目標像の「世界に誇る美港・美しい横浜みなと景観」というのはすごく土木の言葉でよく出てくるのですが、これは何も言っていないですよ。何もわからない。でも、こういうのがやはりいいのかなと思って、私も最近ちょっとあきらめて余り関わらないようにしているのです。だから、この位置づけが重要です。とにかくこういうものが挙がっていたほうが後々、土木の分野の工事のときとか、緑地のどこにアンケートの中で入れていこうとか、そういうときに効くのだというのであれば、これも目的のための手段です。書き方はそれでもいいのかなと思うのですが、それにしてもちょっと。例えば、この前の議題で議論していたようなこととのギャップがとても大きくて。でも、この段階において、そこから議論し直すことは難しいのですか。多分、かなり役所でいろいろ詰めて庁内に回すと大体こうなのです。あっちから意見が出て、こう意見が出て、こういうのを全部入れると、土木のほうの分野で出てくる資料はみんなこのような感じになっています。

○中津委員 私たちがそれに合わせてお手やわらかにする必要はないのではないですか。

○佐々木委員 そうなのですけれども、ちょっと違ったものを出したときに、受け入れてもらえないというリスクも実はあるので、どうつき合うかなんです。例えば、説明があった、3-1の裏側のページの意見というのは、都市美対策審議会と美港推進連絡調整会議で出た。政策部会では、平成24年3月に1回議論しているというのですか。この意見もなかなか難しいですよ。

○国吉委員 多分、このレベルでも横浜市港湾行政としては、前に進みたいという気持ちなのでしょう。それはそれとして、説明のあった視点を入れた、もう少し、これを否定するわけではないのだけれども、もう一つ市として一歩進んだ提言をしたいという感じがします。

だから、今の事業をやろうとしている人はちょっと戸惑うような言葉であっても、新たな価値をそれにつくっていくような方向性が出せるのであれば、何か宣伝みたいなものでつなげられるのだけれども、それこそ先程の審議事項にあった7つの目標と同じような感じで、当たり前のことが書いてあるみたいな感じにしか見えないということです。

事業としてどういうことがベースにあって、それにどういうことをもっと付加するか、それは事業を否定するわけにはいかないのだけれども、それにどういうことをひねっていけば価値が上がるかという感じで見ないとわからないのです。

○塚田書記 これまでやってきた、考え、やり方についても整理をしながら、新しい開発動向に向けた考え方なり、方法論についても少し加えていきたいと思っています。

○佐々木委員 山下埠頭の再開発について、私は委員会に入っており、いろいろ議論をしていました。かなり大きいインパクトを与える事業になるので、これに対して広い意味での景観、横浜の都市デザインという観点から何か言えるようなことが、この構想のどこに入って

くるのかというと、例えば、ちょっと視線が抜けるようとか、そういうテクニカルな空間配置のところぐらいになってしまうのかなと思います。そうではないでしょうという議論を実は山下埠頭のところでも随分していました。どういう人がそこに暮らすのかとか、直接、港湾という一つの仕事にかかわらない人にとってのウォータースタンドとか、港の価値というものをどう高めたり担保するのかとか、そういう視点をこの資料からぱっと読み取るのは難しいと思うのです。

それこそ例えば現代において、港は横浜市民及び横浜を訪れる人にとってどういう価値を持つべきところなのかみたいなのが最初に書かれていて、だから、空間デザイン整備のときにはこういうものを考えましょうとかというようなことがあってもいいのかなと思うのです。

○六川委員 前回の議論をしたときに、私が申し上げたのは、市民の立場から言うと、夜の港が暗いのです。美港と書いてありますが、美港にはならないのです。例えば、香港など行くと、レーザービームをやっている、8時から15分ぐらいやっていると、すごくきれいです。例えばそのような仕掛けとかがあればおもしろいと思います。だから、やはり観光ということになってしまうのですけれども、暗いなどと思ったら明るくしてあげれば、それは毎日でなくてもいいと思うのです。ある時期にはそういうことをやるとか、実験的にやってみるとか、国吉委員はスマートイルミネーションの実行委員長をやられていますから、それにひっかけて港も明るくしてあげるとか考えられると思います。

○西村部会長 なるほど。5分間だけ毎日やるとか、ハード整備ではなくて、もう少しイベントでも工夫もできそうだといいことですね。

○六川委員 ソフトの視点ということも含めてなので、そういうことも大事かなと思うのです。

○西村部会長 あともう一つ、これは最後の紙にあるように、インナーハーバーで何か全体でつながってほしいみたいなのがあるのでしょうか。そうするとそちらのほうも、今のところは絵が描かれていないけれども、もう少し今のようハードではできないにしても、何かそちらに手がかりを持っていくとか、そちらに何かやるときの考え方が書かれているとか、ずっとつながって将来的には一つのインナーハーバーとして、一つのリングになるのだというようにに向けてイメージがわくようなものというのが必要なのではないのでしょうか。これだと単に青い線が引いてあるだけで、山下ふ頭周辺は何かあるのだろうとわかるのですが、ほかのところは一体何だろうと思います。

○佐々木委員 こちらは本当にばりばりの港湾施設がまだ残っていて、さらにここから川崎のほうに行けば、工場夜景みたいなのところにつながっていきます。みなとみらいや関内といった側はヒューマンスケールな歴史的にちょっとずつつくってきた港で、逆に大黒ふ頭などの側は産業というもので担われていました。そのコントラストがあって、それがお互い、相互を補完する関係になっているとか考えられるのではないのでしょうか。

○西村部会長 それは、それでいいことです。否定するわけではないですから。

○佐々木委員 全然、否定するわけではなくて、今、むしろそういう工場夜景みたいなものに対するクルーズもすごく大人気ですし、そういう港の風景を見たいという人たちも多いです。ちょっと古典的な港に求められている景観整備みたいなものをできるだけやりましょと、パブリックアクセスがあって、緑地があって、歴史的なランドマークがあって、というところ。それと真逆な異空間としての体験ができる場所も、こちらにあるとしたら、堂々とこちらに入っていかなければいけないと思うのです。

○国吉委員 例えば、かつて大黒ふ頭のところに公園などつくったのですが、今は全然人が行かなくなってしまったので、閑古鳥が鳴いているような状態です。だから、現在の機能を持ちながらも何か楽しめる空間に、市民が入ってきていいよとつくってある割にはそうっていないのです。そういう作り方があるのではないかなと思います。

○塚田書記 過去のいろいろな整備だとか、今おっしゃった現代の観点で景観的に見られるストック的に表現されたものについても位置づけ、今後もう少し拡大発展していくべきとい

うことで表現したところもあるのです。まだ未調整というところがありますので、表現方法も含めて調整をしていきたい。

○国吉委員 いずれにしても美港というのだから、少なくともその言葉では評価できるような空間形成は試みてもらいたい。

○西村部会長 テクノスケープだったらテクノスケープで頑張るということで全然いいわけです。彼らの領域を侵さなくてもできるようなことがあるような気がします。

○中津委員 これはインナーハーバーのエッセンスが全くなくなってしまうのです。私は都市美対策審議会に入る前に、「インナーハーバー整備構想」をつくるのを何年もかかって協力させていただきました。それは本当に私たちも全部ボランティアでやっていましたが、やはり北沢さんの熱い思いで、私たちも協力せざるを得ないかなという感じでやっていたのです。その根底には、人の暮らしというのがベースにあったのです。今これを見て、今の街と何が違うかちょっとよくわからないのですが、やはりこの輪の周りに20万人ぐらい住むという話がベースになっていたと思うのです。基本的にはこの港の中にでかい船が入ってこなくなることで、この水域の水質浄化も含めて、ここの港は全部泳げるぐらいの水質にするということを前提に、そこに住宅があって、それで産業もあるという。働きに行けるところもあって、自分の家からボートで出ていくという、シドニーよりきれいな海にしようということに基づいて、私たちは協力して3、4年やりました。うちもいっぱい絵を描きましたけれども、根底に私たちはここに住むということ。当然、働く場所があって住む場所があってという、その輪です。だから、部分的に公園ができてとか、そんなことをやってもつなぐものがなければだれも行かないのが当然で、住んでいる人もいなければだれも行かないだろうし、何かそういう目標を失ってしまって、これは全く今の港の調整をしているだけで、変えなくていいのだという前提でやっていて、どんどん手法を深掘りしているのだろうと思うのです。これは港湾の関係の方々やデザインの調整をするの方々との関係のパワーバランスでこういうことになっていくし、結婚式場の話などもそういうものの延長上にあるのだろうし、これは今すごく踏ん張り所ではないのかなという気がしています。

皆さんインナーハーバーの冊子はよくご存じだと思いますけれども、闘うならば都市美対策審議会もそれをちゃんとフォローして応援団として応援しますから、闘っていただけませんかという感じなのです。これはやはりそれは無理だったという証拠なのだろうけれども、これはこのまま、ちょっと承認というのはいけないなという気がするのです。頑張っているのはよく知っていますけれども、余りにも魂を抜かれてしまっています。

○綱河書記 インナーハーバー構想に関しては、もうご承知かと思いますが、提言という形で委員会からもらった後、横浜市としては、それを市の計画、構想ということに焼き直すことができずに、提言というのはいいただいた形のままになっております。それを今後のまちづくりの中で生かせるものは生かしていくというようなことで、先ほど中津委員が言われた、まさにあの構想自体はそういうような非常に大きい、住む場所とか、そういうような暮らしの場というような視点も持って、非常にドラスティックに変えていくような内容が盛り込まれているのですけれども、そこは正直申し上げて、今、横浜市としてはそのようにかじが切れていないというのが現状です。これは言いわけ的ではありますが、そここのところまで一気にかじを切るというのは、市としては余りにも大きい話というのがある、少しづつこういう景観や、今、都市整備局では、都心臨海部再生マスタープランとか、このリングの半分ぐらいのエリアですけれども、それぐらいのところでも都市的な土地利用というところの話も含めて、今検討しているところです。何とか少しづつでも頑張っていきたいというところはありますけれども、いきなりそのところを前提に置き過ぎると、今の段階ではなかなか進めるのが難しいなという思いがあります。

○中津委員 いや、別に責めるつもりでは全然なくて、理念というのは、人が暮らすということと働くということと、海を見てその海の水が、飛び込んでも大丈夫なような海に変えていくということは、別にお金をかけなくてもできることがいっぱいあります。実はそれには行政は完全に関係なく、どんどんマンションが建っていつているというの、それに向かっ

て一般企業は触手を出しているわけです。これから子安あたりがどんどん変わっていくと、それも拍車がかかっていくし、それにいいところ、水際はもうどんどん高層マンションを好き勝手に建てて、金もうけをしている企業があるわけです。そういうのをやる人や会社がどんどん入ってきているのだから、何かもう少しビジョンを打ち出して、こういうところは暮らすとしたらこういうふうな、例えば高層ビルをぼんぼん建てて、自分たちだけ港を見下ろすような場所を早い者勝ちでとっていくのではなくて、調整をするようなことを考えると、そういうようなビジョンだけでも出していけば、それに合わせていろいろな企業が入ってくる。それを調整するということだと思うのです。結婚式場のこともしかりですけれども調整する意識があれば、もう少し出てくる企業の考え方も変わると思うのです。別にあの冊子のとおり、あんなでかいものをいっばいつくろうなんて全然だれも思っていません。

○塚田書記 少し先のことも含めてですが、内容的にはやはり景観という、我々の部署の観点ですと、景観法に基づいた景観計画をつくるのか、どうしてもそういう流れの中で自分たちの手の届く範囲で取りまとめていかざるを得ないところもありますので、各委員さんのご意見をいただいた中で、いろいろな水質の問題だとか、イベントだとか、住環境を含めて調整をしていくことが必要だというのは可能な限り他部署とも調整して組み入れながら表現はしていきたいと思えます。

○国吉委員 だから、このエリアだけに絞らないで、提案としては、機能をどうするかということを決定的には言えないまでも、おいおい変わっていくというような期待も込めながら、現状でもできることがいろいろあるのですから、そういうのも少しは次につながるのではないのでしょうか。

○西村部会長 やはりもう少しこちら側(瑞穂ふ頭～大黒ふ頭)のところにも書いてほしいです。そうすると何か将来はこっちまで行くという意気込みがあると、当面はできるところからやるしかないのでしょうかけれども、少し工夫をしていかなないとなかなか、港湾局がノーと言ったらそこは何もやれないような逃げの姿勢ではいけません。

○中津委員 図面で書くとか何かそれが証拠になって、いろいろ問題になることがあるのですけれども、何か言葉でももう少し人の暮らしとか、会社がいっばいあって、さっきと同じ話ですけれども、何かそういう、私たちはずっとシドニーと言っていました。それはもう全然今と違うものをイメージしていて、50年先の2059年の話でしたから。だけれども、これでは全然進まないなという。何か言葉で50年先にはそういうふうになったらいいねぐらいのものが、絵でなかったとしてもちょっと入っていたほうが良いと思えます。

○西村部会長 遠い目標みたいなものがあるといいと思えます。

エ 「(仮称)横浜市公共事業景観ガイドライン」の検討について(審議)

市が資料に基づき説明を行った。

○西村部会長 確認ですが、景観調整課などとの調整や協議がどのような場合に必要になり、その場合だれが判断するとなっているのですか。

○塚田書記 今回関係部署と調整をしている中では、基本的にセルフチェックで、あくまで相談を受けた中で景観調整課と都市デザイン室で連携をとりながら進めていくということで話はしています。ただし、運用面で極力情報を早めにキャッチするように考えています。例えば、予算の内容等財政局と連携をとりながら情報を入手するとか、または年度当初に事業どういった事業が動いていくのか照会をかけるなど考えています。

○国吉委員 セルフチェックというのは危ないです。きちんと数値化しているものではなくて、割と幅がある表現になっているものをセルフチェックさせると、そういう方向でやっていますと、独自にセルフチェックしたと言われるともうどうしようもなくなります。少なくとも情報は事前にもらうようにしたほうが良いです。

○塚田書記 庁内の課長会で議論したことがあるのですけれども、いろいろなやり方があっ

て、ある程度強制力をもってやる方法も含めて話をしたところですが、協力的に進めていくには、当初はセルフチェックから始めていこうかなということ今進んでいるところです。

○佐々木委員 これは市がやる事業に対してですか。

○塚田書記 そうです。

○佐々木委員 ものすごい量があるのですか。

○塚田書記 あります。新規のものは、最近は大分少なくなってはきております。

○佐々木委員 改修や補修も対象ですか。

○塚田書記 小さいものが多いと思います。対象施設については、道路、橋梁、河川・水路、港湾・漁港、公園・緑地、公共建築物としています。

○国吉委員 この地域はこういう特性を出していこうという、コンセプトを持っているところと持っていないところがありますね。その辺をはっきり事業者がわかってくれるような状況にぜひ持って行ってほしいと思います。

○綱河書記 今までたくさん取り組んできたこの辺の地域、関内とかみなとみらい、新港地区には（地区ごとの）景観計画があって、既に一定規模以上のものは、都市美対策審議会にかけるなどの仕組みがあります。その辺はある程度、ルールを持って捨っていける漏れがないやり方ができるかと思います。それ以外のところは、国吉委員の言われたように、必ずしも細かく地域ごとに地域レベルで目標を持っていないところが大多数ですので、基本としてセルフチェックを行いながらも、一步踏み出していいものをつくりたいという場合は、こちらに持ちこんでいただくとか。基本的には大多数の地域では、それぞれ事業の主体が、重要かどうかをある程度自主的に判断してもらうような訓練をしていかないと。全件では、多分何千件という数になってくるので持ち込まれて、こちらでセレクトするという方法は余り適当ではないと思っています。

○佐々木委員 あとは工事事務所単位とかで、例えば、小まめに講習会をやるなどが考えられます。

○西村部会長 それと、駅前とか、やっぱり郊外でも重要なところはここだというのはあると思うのです。そういうことがある程度ガイドラインでわかっているならば、そういう場所でやる時には相手側もこちらにあらかじめ相談する。

例えば、何千件のうち、今の体制でどれぐらい受け入れられるかというシミュレーションもあると思うのです。それだと大体どれぐらいのものが出てくるというのも見当がついてくるのではないかなと思います。

○佐々木委員 例えば、橋であれば何メートル以上のもの河川でも工事区間が何キロの場合には必ず届けるようにするなど、そういう基準も設けないのですか。

○塚田書記 今、数値的なことは設けないということで進めています。ただ、内部的にはある一定の規模を目安にしながら、先ほどおっしゃったように（地区ごとの）景観計画を持っている地区や、各拠点の駅周辺などには横浜市独自のまちづくり協議地区というのがありますし、そういったところは、ほかとは違って重点的にとらえていきたいと思っています。また、幹線道路や河川の主要なところについては、やはり景観的な重要性が非常に高いと思いますし、里山などについても注意して進めていきたいと思っています。

○国吉委員 先ほど、主役と脇役という言葉があったけれども、基本的には、地をつくるというか、ベースをつくっていくという考えで、シンボリックなものは、場合によっては出てきてもいいのだけれども、そういう場合は、どこかに諮る仕組みは持っていたほうがいいと思います。頑張るべきところは、セルフジャッジではなく、きちんと位置づけをして進めていかないといけないと思います。

○塚田書記 早めに情報をキャッチすることは大事だと思います。もちろん庁内にも技術審査会やデザイン推進会議があり、大事なものは諮っています。やり方はいろいろありますので、連携しながら課題を整理していきたいと思っています。

○西村部会長 そのこのところがもう少しまとまっていると、どういうものだったら出てくるのかこちらでもイメージできるのですが、今のところ、そこが非常にぼやっとしているので、

	<p>主体の側で選べるのではないかと思ってしまうのです。そのあたりもう少し説明できるようなものを出したほうがいいのではないですか。</p> <p>○六川委員 庁内の各部署の意識の問題だと思うのです。都市デザイン室をうまく使ってやろうというふうに思うのか、都市デザイン室が絡むとうるさくて嫌だと思うのか、その辺をこういう機会に少し変えていったらいいのではないかと思います。そうすると、セルフチェックで十分やっていけるわけです。事例も多くあるので、そんなに外れることはないと思うのですが。</p> <p>○西村部会長 それぞれの部局の連携、協力、構築とそれから手続、運用のときのもう少しわかりやすい基準みたいなものがあれば教えてほしい。</p> <p>○中津委員 こういうチェックリストは、細かくすればするほど、デザイナーサイドは、「これをやれば後は何をやってもいいだろう」と、考えることを放棄するきっかけになってしまうのです。「やったでしょう、何で文句言うの」と。だから、本当は余り具体的にしないほうがいい。アドバイザー会議みたいなものがちゃんと機能するのであれば、こちらの物件のときはこれはいいと言ったけれども、こちらの案件のときはそれはだめと言えるような行政のシステムになったほうがよい。最終的には空間の質的な担保ができていればよくて、駐車場は必ず芝生にすればオーケーですという基準は、太陽が全然当たらないところとか、1週間のうち車が4日間ぐらい乗っているところを芝生にしたりしてしまうわけですから、もうちょっとデザイナーが考えるきっかけになるような制度を考えたほうがいい。そのためには、やはりできてからの評価をどうするか、ただ賞をあげる等ではなくて、完了段階で何かもうちょっとできないのかなという気がします。</p> <p>○西村部会長 そのレビューみたいなものも必要かもしれないですね。</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・第6回政策検討部会配布資料
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本日の議事録については、部会長が確認する。 ・次回の開催日時は、平成26年1月21日 9:30～11:30を予定。